

平成28年第2回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成28年6月1日 開会

}

平成28年6月17日 閉会

吉田町議会

平成28年第2回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	10
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	13
○議案第33号～議案第37号の一括上程、説明	14
○報告第1号の報告	21
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	23
○散会の宣告	24

第 2 号 (6月13日)

○開議の宣告	25
○議事日程の報告	25
○一般質問	25
大石 巖	25
遠藤孝子	36
増田剛士	47
○散会の宣告	58

第 3 号 (6月14日)

○開議の宣告	59
○議事日程の報告	59
○一般質問	59
三輪美由紀	59
藤田和寿	72

山内均	85
○散会の宣告	97

第4号 (6月17日)

○開議の宣告	98
○議事日程の報告	98
○委員会活動報告	98
○議案第33号の質疑、討論、採決	100
○議案第34号の質疑、討論、採決	100
○議案第35号の質疑、討論、採決	101
○議案第36号の質疑、討論、採決	101
○議案第37号の質疑、討論、採決	102
○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	102
○議員派遣について	106
○議会閉会中の継続調査について	106
○町長挨拶	107
○議長挨拶	109
○閉会の宣告	109

開会 午前 9時00分

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成28年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議会定例会の開会に当たり、議員の皆様のお元気な顔に接し、うれしく思っております。6月議会定例会は余り議案等はありませんけれども、町民の福祉の向上と町の発展のために議員の皆様とよりよい議論ができることを祈っております。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから平成28年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第121条の規定により、12番、河原崎昇司君、1番、山口一博君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月17日までの17日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月17日までの17日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

5月24日火曜日、静岡市県市町村センターにおいて、静岡県町村議会議長会総会が開催されました。審議事項として、会長の選任、副会長の選任及び監事の選任が行われ、協議の結果、会長に川根本町の太田侑孝議長、副会長に長泉町の柏木 豊議長、監事に南伊豆町の稲葉勝男議長と清水町の佐野俊光議長が選任されました。

また、協議事項では、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦などについての協議を行い、それぞれ決定いたしました。

その他、平成28年度県の予算、施策に対する要望事項の処理状況や議長県外調査の報告と今後の会議等の予定について連絡があり、閉会しました。

5月30日月曜日、31日火曜日の両日、東京中野サンプラザホールにおいて、平成28年度町村議会議長、副議長研修会が開催されました。本研修会は、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催されました。研修は、初めに、「地方議会の役割と改革の行方―「住民自治の根幹をなす議会」の作動―」と題した、山梨学院大学大学院社会科学部研究科長法学部教授、江藤俊昭氏による基調講演がありました。引き続き、町村議会特別表彰として二部構成により、神奈川県大磯町議会議長、吉川重雄氏と長野県飯綱町議会議長、寺島 渉氏が、それぞれの町の議会活性化への取り組みなどについて発表されました。

また、「地域経済の活性化が、日本の元気を取り戻す」と題した、フリーキャスター、事業創造大学院大学客員教授、伊藤聡子氏による講演。「今後の政局・政治の動きを読む」と題した、読売新聞特別編集員、橋本五郎氏による講演がありました。大変有意義な講演等であり、これからの議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に活かしてまいりたいと思います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査、定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、本定例会へ説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表として

お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、常任委員会に付託した請願について報告します。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、会議規則第87条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託しました。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第2回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について、御報告申し上げます。

4月14日に発生いたしました平成28年熊本地震から1カ月半が経過しましたが、現地では、現在も活発な地震活動が続いており、家屋の倒壊によって避難されている方々の避難生活は長期化が見込まれるなど、いまだ終息が見えない状況でございます。国では、熊本地震からの復旧や復興を進めるため、被災者の生活再建や道路の復旧費用などを盛り込んだ、総額7,780億円の補正予算を編成し、可決・成立をさせましたが、甚大な自然災害からの復旧は、膨大な時間と経費、そして何よりも人々の絶え間ない努力が必要であります。このたびの熊本地震の被害を目の当たりにし、改めて地震災害に対する危機管理の重要性を痛感するとともに、有事の際の鉄則であります「最善に期待し、最悪に備える」対応を図っていかねばならないことを肝に銘じた次第でございます。

さて、当町は、本年度から始まる第5次吉田町総合計画の将来都市像であります「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて始動いたしました。

「安全で安心して住み続けることができるまちづくり」、「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」、「豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり」の3つの基本理念に沿った町づくりを進め、そして、誰もが安心できる新たな安全を構築する「津波防災まちづくり」や、この取り組みと一体的に進めるシーガーデンシティ構想を継続し、確固たる安全・安心な町土を構築しつつ、これまで培ってきた歴史や文化の継承を図り、さらには、次代を担う人づくりに努めるとともに、輝く未来につながる町の魅力を創出しながら、人と人が相和して心豊かに暮らすことができる、さらに「豊かで勢いあるまち」を目指して邁進していくわけですが、その第一歩として、町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策の実現に向けた津波防災まちづくりの一丁目一番地である防潮堤の整備の取り組みを、いよいよ本格化させてまいります。

昨年の3月から8月まで開催されました、国土交通省中部地方整備局の駿河海岸整備検討会におきまして、南海トラフ巨大地震が発生した場合に、この町を襲うと想定される9メートルの津波を海岸で食い止める防潮堤の整備が検討され、さらに、この検討結果を受けまして、本年3月7日に国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所内に設置された駿河海岸保全検討委員会におきまして、防潮堤の整備についての具体的な検討が始まっております。早ければ年内には検討の結論が出され、いよいよ防潮堤の整備が開始されることとなります。

この防潮堤の整備により、当町の安全が目に見える形で確立され、揺るぎないものとなれば、町民の皆様の財産が守られ、そして企業の皆様が安心して生産活動を営む環境が整備さ

れることとなりますが、多くの人々が集う豊かで勢いのあるまちとなる条件が整うこととなります。

さらに、安全とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想を推進することによりまして、「心を魅了する要素」が加わり、第5次吉田町総合計画の将来都市像に掲げた「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の一端が可視化されてくるわけでございます。ピンチをチャンスに変えるべく、本年度はまさに、町の将来がかかった胸突き八丁の年となりますので、議員各位におかれましても、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新年度に入りまして2カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場の整備につきまして御報告申し上げます。

本事業は、シーガーデンの主要な施設となる海浜回廊の核となる施設としまして、防災機能と水産振興の拠点としての役割を兼ね備えた多目的広場の整備を進めるものでございますが、昨年度に測量、地質調査及び設計業務が完了し、本年度から盛り土工事に着手をしております。

本年度の工事内容としましては、これまでに受け入れた国土交通省等の事業による公共工事発生土を活用しながら、防潮堤としての機能を兼ねるように盛り土を進める計画をしており、現在は、7月中の工事発注に向け、準備を進めているところでございます。

また、次年度以降に整備を行う多目的広場の護岸工事の実施設計業務につきましても並行して進めてまいります。今後とも計画的な事業進捗を図り、早期完成を目指してまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-O事業」についてでございます。

さきに申し上げました熊本地震では、木造住宅を中心に多くの建物が被害を受け、改めて住宅の耐震補強の重要性を再認識したところでございます。

当町では、いつ発生してもおかしくない東海地震に備え、建物の倒壊から町民の皆様の生命と財産を守るため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象とした耐震補強の補助制度がございます。今回の熊本地震を契機として、この補助制度を活用していただけるよう静岡県及び耐震補強相談士と連携し、対象者に対しまして、戸別訪問やダイレクトメールの発送などを実施することにより、さらなる補助制度の周知を図り、耐震化率の向上を目指してまいります。

また、新たな取り組みといたしまして、小・中学生を対象に、地震体験車による模擬体験や模型による家屋倒壊の実演を実施いたします。この取り組みは、小・中学生が体験を通し、住宅の耐震に関心を持つとともに、家庭の中で住宅の耐震について家族と話し合うことにより、家族も住宅の耐震診断や耐震補強の必要性を認識していただくことを期待して実施するものでございます。

次に、静岡地域消防救急広域化に伴う消防救急業務についてでございます。

これまで、吉田町牧之原市広域施設組合が行っておりました消防救急業務につきましては、本年4月1日から静岡市に委託しているわけでございますが、順調に業務が執行されております。

この消防救急広域化に伴い、特に119番通報を静岡市内の指令センターが受信し、指令を

出すことに関しまして不安視する声もございましたが、最新機器の導入により、車両に搭載したモニター上で通報位置や通報内容を確認することが可能となり、今まで以上に円滑な出動態勢が確保されております。

また、2カ月が経過した現在までに、火災による消防団の出動が2件ございましたが、いずれも吉田消防署と連携し、適切な対応が図られております。今後も引き続き、消防署と消防団との定期的な会議を重ね、緊密に連携できるように調整を行ってまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、がん検診の受診勧奨につきまして御報告申し上げます。

国の統計では、日本人の男性の約2人に1人、女性の約3人に1人が生涯のうちがんにかかると言われておりますが、がんは早期に発見して治療すれば80%以上の確率で治すことができる病気でございます。

町では、がん検診を受けやすい環境の整備といたしまして、複数のがん検診を同日に実施する総合がん検診、複合がん検診と土曜日検診を実施しておりますが、本年度も大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診につきましては、一定の年齢の方への無料クーポン券の配布を継続して行ってまいります。

また、各種がん検診の同時実施に加え、特定健診との同時実施の日数を3日から5日にふやし、さらに受診しやすい体制を整えてまいります。

検診の周知といたしましては、4月に年間事業の健康カレンダーの各戸配布及びホームページへの掲載を行ったところでございますが、乳がん、子宮頸がん検診と総合がん検診についてのお知らせにつきましては、6月の広報紙に掲載し、再度周知を図ってまいります。なお、6月から始まる総合がん検診、乳がん、子宮頸がん検診につきましては、既に対象者の方に通知を郵送させていただいております。本年度は、検診受診PRのため、町内スーパーマーケットにおけるチラシの配布や保健協力委員によるがん検診受診のPRを計画しておりますが、今後実施いたしますがん検診につきましても、がんの予防と早期発見の重要性についての御理解をいただき、1人でも多くの方に受診していただけるようきめ細かなPRの実施に努めてまいります。

次に、子ども・子育て支援事業についてでございます。

すみれ保育園内にある子育て支援センターにつきましては、町の子ども・子育て支援事業の拠点として位置づけ、各種子育て支援施策の体制整備を進めております。昨年度までは、わかば保育園や住吉会館において移動支援センターを実施する際、やむを得ずすみれ保育園内の子育て支援センターを閉所しておりましたが、本年度は、すみれ保育園内の子育て支援センターと移動支援センターを同時に開所し、どちらの子育て支援センターも利用いただけるようにいたしました。

また、本年度は、子育て支援センター内に、地域において子供の預かり援助を行うファミリーサポートセンターを立ち上げ、10月からのサービス提供に向けた準備を進めております。今後は、町内全域へファミリーサポートセンター開設についての周知を行うほか、会員の募集や研修などの事業を計画的に実施してまいります。

保育園における幼児教育につきましては、これまで小1プログラムに対応するために、えんぴつ教室を初めとする保育園独自の教育支援事業を実施してまいりましたが、本年度は、こども未来課を設置して体制も整えましたことから、教育委員会と共同で幼児教育カリキュ

ラムを作成し、小学校への円滑な接続を図るなど、つながりのある教育を目指し、より効果的な事業として保育園に導入するための協議を進めております。

次に、高齢者福祉事業についてでございます。

本年、4月28日に公表された内閣府の「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」によりますと、子育てと家族の介護を同時に担うダブルケアに直面する人が、全国で約25万人いると推計しておりますが、その内の8割が30歳代から40歳代と、働き盛りの世代に重い負担がかかっていることが判明し、社会問題となっております。

平成28年4月1日現在、当町の高齢化率は23.44%に達し、その中でも75歳以上の後期高齢者が占める割合は、高齢者全体の47.93%と高齢者の中の高齢化も進行しております。

このような状況の中、当町では高齢者の皆様が家族から介護されることなく自立した生活が継続して送れるよう介護予防事業に重点的に取り組んでおります。

介護予防事業の1つとして、昨年つくり上げた介護予防体操でございますが、現在、誰でも介護予防体操が体験できる「介護予防体操inはあとふる」を開催しております。これは、はあとふるを会場として、平日の午後2時から毎日15分程度体操を実施するもので、体操に取り組むきっかけづくりと仲間同士で気軽に参加していただける交流の場となることを目的として行っているものでございます。

スタート時は、地域包括支援センター職員及び福祉課職員が指導に当たっておりましたが、4月からは、体操を習得された高齢者の方々がいきいきボランティア倶楽部に登録し、ボランティアとして体操の指導を実施するなど、町民の皆様によって主体的に運営を行っていただいております。

さらに、この介護予防体操を習慣づけしていただくために、自らの目標や毎日の健康状態を記録する介護予防体操ダイアリーを作成したところでございますが、これは、体操の回数や御自身の体の様子を約2カ月分記録していただき、日常生活に中で取り組みの効果を実感していただけるようにしたものでございます。

高齢者の皆様の介護予防に対する意識が一層高まり、健康で生き生きとした生活を維持できる方がふえるよう、引き続き、介護予防事業に重点的に取り組んでまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、広域連携による水産物を活用した産業活性化事業につきまして御報告申し上げます。

国の地方創生加速化交付金を活用して実施いたします当事業につきましては、吉田町のほか、駿河湾沿岸の静岡市、焼津市、牧之原市及び御前崎市の4市1町が連携をして、駿河湾の資源を活用した地域産業の活性化を目指す取り組みでございますが、先般、駿河湾水産振興協議会が設立されたところでございます。

この協議会には、全体の方針を決定する本部のほか、調査・地域PR、商品開発、メニュー開発、観光コース開発、プロモーションの5つの部会が設けられており、当町からは、商工会、南駿河湾漁業協同組合吉田支所、静岡うなぎ漁業協同組合及び観光協会の皆様が部会の構成メンバーとして協力していただけることになりました。

今後は、消費者のモニタリング調査を実施し、水産物や農産物などの特産品を活用した新たな商品や飲食店で提供できるメニューを開発するほか、広域的な観光コースの開発、また観光客の誘致につながる効果的なプロモーションを4市1町が連携して行ってまいりますので、吉田漁港の東側に整備する多目的広場の活用も念頭に置きながら取り組んでまいります。

次に、地域連携DMOの設立についてでございます。

地方創生において、観光は旺盛なインバウンド需要の取り込みなどにより、交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力として期待されております。

観光庁は、こうした取り組みを推進するため、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役としての役割を果たす法人、いわゆる日本版DMOの設立し、これを核とした観光地域づくりを進めようとしております。

このような背景を踏まえ、本年3月23日に開催をされました、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町及び吉田町の5市2町の首長会議におきまして、より効果的な観光事業を実施するための方策として、5市2町で構成する地域連携DMOの設立について協議がなされ、当該地域が連携して静岡県中部・志太榛原地域連携DMOの設立に向けて動き出すことについて、構成市町の合意形成が図られました。

この首長会議の合意を受けまして、日本版DMOの候補法人の設立に向け、準備を進めておりましたが、4月22日に静岡県中部・志太榛原地域連携DMOの中心的役割を担う日本版DMOの候補法人として、静岡観光コンベンション協会が観光庁の認定を受けたところでございます。

今後は、静岡観光コンベンション協会を母体とした連携組織として、地方創生推進交付金を活用したマーケティング調査やプロモーションを計画し、地域が一体となった魅力的な観光地域づくりに参画をまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、緑化思想の普及につきまして御報告申し上げます。

町民の皆様が緑豊かな都市環境の中で、健康で快適な文化生活の営みができるように制定しました吉田町緑のオアシス条例に基づき、本年も4月29日の昭和の日に、県営吉田公園において「第24回吉田町みどりのオアシスマつり」を開催いたしました。

当日は、花や緑に関するさまざまなセミナーを初め、吉田中学校吹奏楽部による演奏や吉田町PR部長「よし吉」による緑化啓発などの各種催しに、大変多くの皆様に足を運んでいただき、大人から子供まで幅広い年代の方楽しんでいただけたことと受けとめております。

今後、「みどりのオアシスマつり」などを通じて、より一層の緑化の推進、保全及び緑化思想の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、愛称を北オアシスパークと名づけました防災公園の整備についてでございます。

防災公園につきましては、現在、繰越事業として管理棟の建築工事を進めており、管理棟周辺の公園整備とあわせて、9月末までに完成させる予定でございます。

続きまして、都市防災総合推進事業による避難路としまして整備を進めております富士見幹線及び住吉幹線についてでございます。

富士見幹線につきましては、島田吉田線バイパスから大幡川幹線までの区間を3月31日に供用開始いたしました。今後は、歩道内の避難誘導灯設置工事を実施してまいります。防災公園の供用にあわせ、9月末までの完成に向けて整備を進める予定でございます。

住吉幹線につきましては、富士見幹線と同様に歩道内への照明灯設置工事を実施し、同じく、9月末までに整備を完了させる予定でございます。

これら2路線の照明につきましては、防災公園や津波避難タワーなどの避難施設へ皆様を

より安全かつ迅速に導く役割とともに、平常時におきましては、歩行者や通行車両の安全確保のため、大いに役立つものと期待しております。

次に、町道の改良事業についてでございます。

高島9号線につきましては、既に工事に向けた詳細設計などを発注したところでございますが、本年度は、このほかに用地買収や一部工事を進めてまいります。

次に、一般社団法人吉田町まちづくり公社の設立及び静岡銀行との地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定の締結につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成27年10月27日に「津波防災まちづくりによる安全・安心な町土の形成」、「安定した雇用の創出」、「本町への新たな人の流れの創出」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」、「時代に合った地域づくり、地域と地域の連携」の五つの基本目標からなる吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、さらに、本年4月には、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を将来都市像に掲げる第5次吉田町総合計画がスタートいたしました。これらを強力に推し進める原動力となりますのは、防災対策と多様なにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想のさらなる展開であると考えております。

このシーガーデンシティ構想の具現化は、行政と民間組織とが一体となって力強く取り組まなければ達成できないものでありますことから、行政と民間組織の分野を越えた連携、協働により、津波防災まちづくりと地域活性化を推進する組織といたしまして、一般社団法人吉田町まちづくり公社を設立いたしました。

この公社では、企業間ネットワークの形成や産学官連携の推進、地域内外の交流の促進、町の情報発信の強化、防災対策とにぎわい創出などに取り組むこととしており、設立に当たっては、各自治会、産業4団体、金融機関、企業の代表者の方に設立発起人となっていただいております。さらには、商工会、ハイナン農業協同組合、南駿河湾漁業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合、株式会社静岡銀行、島田信用金庫及び富士フィルム株式会社吉田南事業場からそれぞれ社員を選出していただき、この公社が取り組む事業に積極的に参画していただくことになっております。

また、株式会社静岡銀行におかれましては、この公社への参画のほか、当町の地方創生への取り組みに対しまして、地域経済の活性化の視点から多様な御支援をいただけるとの申し出がございましたことから、5月12日に吉田町と株式会社静岡銀行との地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定を締結いたしました。

今後につきましても、株式会社静岡銀行との協力関係を持続させながら、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みをより一層推進してまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、未来の学校「夢」プロジェクトとの連携につきまして御報告申し上げます。

教育委員会では、静岡県教育委員会からモデル地区の指定を受け、本年度から3年をかけて未来の学校「夢」プロジェクトの共同研究を行うこととなりました。この事業は、教員の多忙化解消に向けた取り組みの一環であり、県内では当町を含め、富士市、清水町、藤枝市の4市町がモデル地区の指定を受けております。

当町では、住吉小学校がモデル校となり、やめる、変える、減らすの手法により、全ての公務を見直したり、教職員の意識改革を図るなど、未来志向的な学校運営モデルを示す取り

組みを行ってまいります。

今後、教育委員会としましては、モデル校の取り組みを支援するとともに、その成果を他の町内小・中学校にも波及させ、授業に専念できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、公設学習塾の開設についてでございます。

教育委員会では、平成26年度から実施していた土曜学習を発展させ、吉田町学力調査結果に基づいた教材を提供しながら学習する公設学習塾を6月18日より開設をいたします。

この塾は、町内小・中学校の児童・生徒を対象に、普段の勉強を積み残さないことや苦手な問題を克服していくことを狙いとし、6月から来年2月までの間、毎月1回土曜日に実施する講座を8回、8月に実施する夏期講座を3回開催する当町独自の取り組みでございます。

教科は、特に習熟に差が出やすいとされる科目を選択し、中学校では数学と英語、小学校では算数に取り組むこととしております。

本年度は「教えてもらう、わかる」でなく、「自分で考える、わかる」というサイクルを形成するほか、学習計画ノートを導入するなどの工夫をし、引き続き、児童・生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ってまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、マイナンバーカードの交付状況につきまして御報告申し上げます。

当町では、本年1月24日からマイナンバーカードの交付を始めております。

5月25日現在の交付状況でございますが、1,943枚が地方公共団体情報システム機構から送付をされ、そのうち1,497枚につきましては、既に交付が完了しております。

また、交付方法につきましては、平日と毎週水曜日の午後5時から7時まで窓口の時間延長を行い、さらに第4日曜日には特設窓口を設けて交付を行っておりますが、今後、第4日曜日が地方公共団体情報システム機構のカード監理システムの休止日と重なる日がございすことから、8月からは毎月第2日曜日に変更して交付を行う予定でございます。

なお、申請件数につきましては、4月30日現在で2,023枚であり、人口に対する申請件数の割合は6.8%でございます。

今後も、マイナンバーカードの交付事務につきましては、町民の皆様の利便性を考慮しながら、適切かつ迅速に実施してまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告させていただきましたが、本年度は、確固たる安全の構築に向け、「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」の具体的な取り組みである防潮堤の整備に取りかかります。

この安全が構築された環境のもと、子育て、教育、健康づくりといった暮らしを支える安心を提供するための各種事業を着実に進め、町民の皆様が安心して暮らせる町づくりに向け、引き続き、行政運営に全力で取り組む所存でございます。

議員各位におかれましても、こうした町の取り組みに対し御理解をいただき、今後も御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございます。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

最初に、議会運営委員会委員長、お願いします。

7番、三輪正邦君。

〔議会運営委員会委員長 三輪正邦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（三輪正邦君） 7番、三輪です。

それでは、議会運営委員から報告させていただきます。

平成28年度吉田町議会第2回定例会議会運営委員会委員長報告。

平成28年6月1日、議会運営委員会より、議会閉会中の調査活動について、御報告いたします。

開催日時、平成28年4月28日木曜日、午後1時30分から午後3時まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、平成28年第2回吉田町議会定例会事務局提案の日程案を協議、確認した。

報告、平成28年第2回から第4回の開会日は、その月の1日とする。

次に、協議事項、審議方法の見直しについて。

1、6月、9月議会は現状のまま審議する。議会終了後、直ちに全員協議会を開催し、検証する。

2、会計関係（予算、決算、補正予算、特別会計）は、中間日に質疑、最終日に討論、採決をする。その他の議案は、質疑、討論、採決を最終日に一括して審議する。統括以上の主席を求める。委員会の付託はしない。討論に関しては、議長が登壇を促す。今後、議会運営に関する申し合わせ事項について協議する。

平成28年5月26日、午前9時から午後2時35分まで。

場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、平成28年第2回吉田町議会定例会の運営について。

1、町長提出議案について、総務課長から説明がありました。

2、上程議案の審議方法、議案は5件、常任委員会の付託審議なし、報告1件。

3、会期の決定及び審議予定表について了承した。会期期間を6月1日から17日までの17日間とする。

6月1日、水、本会議開会。会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議長報告、町長行政報告、議会閉会中の委員会活動報告、議会運営委員会委員長報告、総務文教常任委員会委員長報告、産業建設常任委員会委員長報告、議会ICT推進特別委員会委員長報告、町長提出議案の審議、法令に基づく報告。6月2日、木、全員協議会。議案の内容確認、町長、副町長、企画、総務、町民、防災、税務課長に出席を要求する。6月6日、総務文教常任委員会。6月9日、産業建設常任委員会、午前。総務文教常任委員会、午後。6月10日、全員協議会。提出議案の論点整理。6月13日、本会議。一般質問、午前中3人。6月14日、本会議。一般質問、午前中3人。6月15日、議会運営委員会、午前。産業建設常任委員会、午後。6月16日、木、議会ICT推進特別委員会。6月17日、金、本会議。質疑、討論、採決、町長提出議案、質疑、討論、採決。

4、会議録署名議員の指名について。

12番、河原崎昇司議員、1番、山口一博議員。

5、一般質問の取り扱いについて。

大石 巖議員、遠藤孝子議員、増田剛士議員、三輪美由紀議員、藤田和寿議員、山内 均議員。

各議員の内容について検討した。訂正や各事項について議長に報告した。6月13日、午前中3人。14日、午前中3人。なお、1名は取り下げたため、このようにいたしました。

平成28年5月27日、午前11時10分から午後0時35分まで。

開催場所、吉田町役場4階第1会議室。委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項、請願の取り扱いについて。

1、所得税法56条の廃止を求める意見書提出を求める請願書。本請願は、総務文教常任委員会に付託することを確認した。

2、意見書採択要請等取り扱いについて。

日本政府に、核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書、議員配付とする。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いします。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 平成28年第2回定例会総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年6月1日、総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

1、調査事項は、子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園を調査研究する。

目的は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域の実情に応じた支援が図られることになった。そこで、吉田町の取り組み及び認定こども園について調査研究を行う。

平成28年4月12日、午前9時から午前11時35分まで委員会を開会。

協議事項は、所管事務調査について、平成28年4月の組織編成によって社会福祉課から変わったこども未来課へ質問するため、内容と日時を検討した。

結果、決定をしました。質問の日は4月19日。質問内容は、社会福祉課からこども未来課への編成について、方向性と取り組みについて、認定こども園への認識について、幼保連携について、就学前の教育保育について、子ども・子育て支援に対する教育委員会との関係について。

4月19日、午前9時から午前11時まで委員会を開会した。

協議事項は、総務文教常任委員会にこども未来課から出席をいただき、あらかじめ提出させていただいた質問に回答を求めた。質問が全て所管外ということで、残念ながら回答は得

られなかった。

5月10日、午前10時40分から午前11時まで委員会を開会。

協議事項は、認定こども園の視察報告について。最終報告書を議長に提出することを決定。議会閉会中の所管事務調査についての報告書をまとめることを決定。町内4保育園の報告書をまとめるため、委員の意見提出を求めた。内容は、保育園のまとめ、感想、調査案件に対する意見、考察などである。

5月17日、午前9時から午前10時15分まで委員会を開会した。

協議事項は、所管事務調査について。作成された静岡市立安東こども園視察報告書の書式確認と文章や字句の削除、訂正、整理を行い、まとめを協議し、確定した。

2、町内保育園のまとめについて協議をした。

3、次回委員会は5月23日に開催を決定して、閉会をした。

5月23日、午前9時から午後1時20分まで委員会を開会。

協議事項は、平成27年度視察研修報告書の内容の確認をした。報告書の内容を検証し、字句の訂正及び加筆、削除をして文章を整理し、報告書を確定した。町立保育園4園のまとめ、静岡市立安東こども園の視察報告は、訂正し、各委員にメール配信をすることを決定した。次回委員会は6月6日に開会することを決定して会議を閉会した。なお、6月定例会に最終報告書としてまとめ、6月の報告書を議長に提出して、所管事務調査、子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園を調査研究するを終了することとした。

以上が議会閉会中の調査活動についての報告です。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いします。

9番、増田剛士君。

〔産業建設常任委員会委員長 増田剛士君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（増田剛士君） 産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

3月定例会後の委員会報告として行います。

4月6日、委員会を開催いたしました。

協議事項は、所管事務調査、観光資源の開発についてであります。

町内の花の会が管理する花壇を調査し、観光資源として取り上げられるか協議し、結果として、観光資源とするには弱いですが、町のPRには生かせるということを確認いたしました。

次に、委員会独自の観光マップづくりについてであります。こちらは、健康づくり課からウォーキングマップが発行されまして、これが当委員会で考えていたものと大変近いものであるということが判明いたしました。したがって、このマップに掲載されていない隠れた観光資源となり得るものを調査することを決定いたしました。手始めに、住吉区の調査を行うことといたしました。また、大塚議員には、川尻区の担当を決定し、閉会いたしました。

5月13日、委員会を開催いたしました。

住吉区の隠れた観光資源について協議いたしました。各委員会の調査により、民間信仰に

よる地蔵尊などが点在することが判明し、御利益スポットとして観光資源の掘り起こしができないかというところで決定いたしました。川尻区におきましては、川尻南部の名水、湧水ですね、及び民間信仰によるスポット等が示されております。

6月定例会中の委員会にて、これらを精査していくこと、今後の方針を定めていくことを決定し、閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（大塚邦子君） 日程第5、議会ICT推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

10番、藤田和寿君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（藤田和寿君） 10番、藤田和寿。

それでは、議会ICT推進特別委員会から委員会活動について、御報告申し上げます。

3月9日、委員6名、番外1名で第12回委員会を開催し、議会フェイスブックページ（以後、議会FB）について協議しました。

前回の協議に基づき、趣旨として、「誰に」は町民及び吉田町に関わる人々、「何を」は議会からの情報、「何のために」は町民に開かれた議会の実現のためとすることを再確認し、吉田町議会公式FB運用方針を決定しました。そして、運用プロセスとして、3月14日の全員協議会で議会FB施行について説明し、全議員の了承後に施行を開始することと、その後、検証し、本格運用することを決定いたしました。

次に、投稿内容を文字数4、5行と写真などとし、対象は基本的に議員とし、その他には配慮すること。原則として、議会行事は事前掲載、事務局受け付けした議会への案内行事等は準掲載として3月投稿内容を決定しました。

3月31日、委員6名、番外1名、事務局2名で、第13回委員会を開催し、議会FBについて協議を行いました。

まず、3月中に投稿した内容について、問題等がないことを確認し、4月投稿内容として、全員協議会、各委員会など議会活動、議会行事として行事予定に基づき決定しました。そして、議会FBへの掲載についての勉強会を4月7日と定め、動画等については、専門家による研修等を今後検討することといたしました。

次に、議会報告会で、当委員会が行う議会FBの見方の説明について、各会長での担当者を決めました。

最後に、議会内でのICT機器の取り扱いについて協議し、当委員会においては、傍聴者も含めICT機器の使用を許可することをお諮りし、異議なく決定しました。

4月27日、委員6名、番外1名、事務局2名で、第14回委員会を開催しました。

議会報告会の報告内容を協議し、委員長案の内容確認後、議会FBのQRコードを追加した内容で決定しました。

次に、議会FBについて協議し、過去の投稿について検証しました。4月27日現在、28名がフェイスブックを開いている状況を確認し、認知度が低いことがわかり、PRを強化することといたしました。5月議会予定は、4月末に掲載すること、5月掲載予定として、全員協議会及び委員会、その他議会行事の内容を決定いたしました。特に、議会報告会は、事前PRとして16日から20日まで毎日行うこと、報告会議事を当日掲載し、PRと活動報告とすることを決定しました。

最後に、次回委員会を5月27日と決定し、委員会の動画配信を施行することをお諮りし、異議なく決定しました。

5月27日、委員6名、番外1名、事務局2名で、第15回委員会を開催し、動画配信を施行しました。

協議事項として、議会FBについて、現在の記事別閲覧者数で320名である現状を報告し、各委員会の意見を伺いました。

若者への情報発信ツールとして、議会への関心を高めるのに有効である、若者以外にも広げるために、議会FBの広報がもっと必要である、みんなが知りたい議会情報を把握し、掲載すること、町内フェイスブック利用者の人数チェックが必要であることなどの意見があり、今後も同様に議会FBに情報発信を続けていくことを決定しました。

次に、動画中継について、議会報告会は本日の動画配信の施行を行っているツイキャスについて協議しました。ツイキャスやユーチューブなどICTを利用し、今後も試行をしていくことを確認し、次回委員会を6月16日に開催し、ツイキャスの説明と動画配信した結果などを検証すること。また、今後、ユーチューブ配信を施行することも決めました。

最後に、議会FBへ投稿する6月議会予定を協議し、特に議会の対外行事内容と一般質問事前PRと委員会内容の掲載を行うことを決定し、閉会いたしました。

以上で議会ICT推進特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第33号～議案第37号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第6、第33号議案から日程第10、第37号議案までの5議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第2回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について4件、条例の制定について1件の合計5件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第33号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第13号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の課税額において、基礎課税額の課税限度額及び後期高齢者支援金の課税限度額をそれぞれ引き上げること及び国民健康保険税の軽減安定所得の引き上げによる軽減の拡充の見直しをすることにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

第34号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第46号）が、平成28年2月24日に公布されたことに伴いまして、平成28年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、この条例による給付と他の法律による給付があわせて支給される場合に用いられる調整率につきまして、政令の改正に準じた所要の改正を行うものでございます。

第35号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）が、平成28年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、わがまち特例による固定資産税の特例措置について定めるなど、法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

第36号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第35議案と同様に、地方税法等の一部を改正する等の法律などが、平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、わがまち特例による固定資産税の特例措置について定めること及び同条例で引用する項等のずれが生じたことから、法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

第37号議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行により、地方公務員法（昭和25年法律第251号）が改正されたことに伴いまして、4つの条例の関係箇所について、引用する地方公務員法の条項ずれが生じたことから、一括して改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものでございます。

以上が上程をいたします5議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

平成28年第2回吉田町議会定例会に報告をいたします報告事項1件の概要につきまして、御説明申し上げます。

第1号報告は、平成27年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてでございます。

本報告は、一般会計について、本年3月の第1回……

○議長（大塚邦子君） 町長、発言を少しとめてください。

議事進行で、先に議案の、報告は後ほどお願いいたします。

○町長（田村典彦君） ごめんなさい。失礼しました。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、総務課長、谷澤智秀君。

総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

第37号議案の1議案につきまして、御説明申し上げます。

第37号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書17ページ、18ページ及び参考資料ナンバー5をごらんください。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されたことに伴いまして、これまで同法第24条第6項に規定をされておりました職員の給与、勤務時間、その他の勤務時間等は条例で定めるとする内容につきまして、同条第5項が繰り上げられましたことから、同項を引用しております4つの条例の改正を一括して行おうとする内容の条例を制定

するものでございます。

今回、一括で改正する条例でございますが、吉田町職員の給与に関する条例、吉田町職員の特種勤務手当に関する条例、吉田町職員等の旅費に関する条例、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の4条例でございます。

改正の内容でございますが、4条例ともに第1条中、地方公務員法第24条第6項とあるのを、第24条第5項に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日を施行日とするものでございます。

以上が第37号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての概要でございます。

以上が総務課からの1議案につきましての御説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、防災課長兼防災監、大石剛久君。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災課からは、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を御説明させていただきます。

今回の改正は、平成28年1月22日に公布されました労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の内容を踏まえ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定する調整率に関し、所要の改正が行われ、当町におきましても、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じた改正が必要であることから、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正したものでございます。

それでは、改正内容につきまして、御説明させていただきます。

議案書の4ページから7ページ、参考資料ナンバー2の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項の表中1の傷病補償年金につきまして、同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合に用いられる調整率を0.86から0.88に改正したものでございます。

同じく、条例附則第5条第2項の表中2の特殊公務災害による傷病補償年金につきまして、同一の事由により、厚生年金保険法の障害厚生年金等が併給される場合に用いられる調整率を0.91から0.92に改正したものでございます。

また、第1級または第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.90であったものを、第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.91とすることに改正したものでございます。

条例附則第5条第5項につきましては、条例による休業補償と同一の事由により、厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正したものでございます。

施行期日、経過措置でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行することとしまして、経過措置として、改正後の消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5

項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金及び同条第2号に規定する休業補償並びに同日前に支給すべき事情の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によるということにしております。

以上が第34号議案についての御説明でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、税務課長、松浦伸子君。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

第35号議案、第36号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、第35号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例を、第36号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、第35号議案から御説明申し上げます。

提出議案の8ページから12ページまでと参考資料ナンバー3をあわせてごらんください。

参考資料、新旧対照表の1ページ、2ページをごらんください。

第1条、吉田町税条例の一部改正でございます。

第56条、第59条は、地方税法の改正により、独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税措置を講ずることとなったことに伴い、改正するものでございます。

附則第10条の2の改正は、再生可能エネルギー発電設備、都市再生特別法に基づき、認定事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産及び津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置にわがまち特例を導入し、特例率を参酌基準を適用し、定めるものでございます。

まず、4項は地方税法の改正による項ずれに伴い、改正するものでございます。5項は、津波対策の用に供する償却資産について、特例率を2分の1とするものでございます。

3ページをごらんください。

8項は太陽光発電設備について、9項は風力発電設備について、特例率を3分の2とするものでございます。10項は水力発電設備について、11項は地熱発電設備について、12項はバイオマス発電設備について、特例率を2分の1とするものでございます。15項は、都市再生特別措置法に基づく認定優良事業者が整備した公共施設等について、特例率を5分の4とするものでございます。

次に、4ページをごらんください。

第10条の3、8項の改正は、熱の損失防止に資する省エネ改修を行った住宅に関わる固定資産税の減額措置について、工事費要件が改正されたことに伴うものでございます。

続きまして、第2条、吉田町税条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明申し上げます。

附則第4条は、たばこ税関係の法令の改正により、たばこ税の申告納付の手続について、申告書の様式、期限等が読みかえられるものとなったことから行うものでございます。

8ページをごらんください。

附則第1条で、施行期日を定めております。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。1項では、改正後の規定は、平成28年度以後の年度分に適用されること、2項から8項までは、わがまち特例の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得したものに対し、平成29年度以後の年分の固定資産税について適用することを定めております。9項は、平成28年4月1日以後、省エネの改修を行った家屋等に対して課する、平成29年度以後の年度分について適用することを定めております。

以上が吉田町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

続きまして、第36号議案の御説明を申し上げます。

提出議案の13ページから16ページ、参考資料ナンバー4をあわせてごらんください。

参考資料、新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条第2項は、地方税法の改正により、適用範囲が変更になったことに伴い、改正を行うものでございます。

附則第2項は、認定優良事業者が取得した公共施設等に関わる課税標準について、わがまち特例を導入し、特例率を5分の4とするものでございます。3項から12項は、地方税法の改正による引用部分の項ずれ及び条例改正に伴う項ずれに伴い、改正するものでございます。

6ページをごらんください。

附則1項は、施行期日を定めております。2項は、改正後の条例は平成28年度以後の年度分に適用されること、3項は、わがまち特例の規定は、平成29年度以後の年分の都市計画税に適用されることを定めております。

以上、35号議案、36号議案について御説明申し上げました。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（大塚邦子君） 続きまして、町民課長、松本光弘君。

町民課長、松本光弘君。

〔町民課長 松本光弘君登壇〕

○町民課長（松本光弘君） 町民課でございます。

町民課からは、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

今回の改正でございますが、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げと国民健康保険税の軽減に係る軽減判定所得の算定方法の改正でございます。

それでは、議案書の1ページから3ページ及び参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年4月1日から施行することとされたことに伴い、地方自治法第179条第

1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分をさせていただきますので、同法同条第3項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

賦課限度額の引き上げにつきましては、社会保険方式を採用する医療保険制度につきましては、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連におきましては、被保険者の納付、納税意欲に与える影響や制度事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税に一定の限度が設けられているものでございます。

医学の進歩、医療技術の高度化により、医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況では、例えば、保険税負担の上限を引き上げずに保険税率の引き上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層との負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなることとなります。一方、負担限度額を引き上げることとすれば、高所得層により多くの御負担を求めることとなる反面、中間所得層に配慮した保険税の設定が可能となるものでございます。

国民健康保険税の賦課限度額は、平成27年度税制改正におきましても引き上げられたところではありますが、平成28年度は、平成27年度に比べ、限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであるため、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額の限度額超過世帯割合のバランスを考慮して、基礎課税額に係る賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、軽減判定所得の改正につきましては、国民健康保険税は応益割合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額と応能割額、所得割額及び資産割額の合計によって課税されておりますが、世帯の所得が一定以下の場合においては、被保険者を救済する観点から、応益割分の保険税について、原則として7割、5割、2割の軽減をしております。こうした低所得者に対する軽減措置の拡充につきましても、今回も5割、2割軽減基準の判定所得につきまして改正するもので、軽減を受けている世帯が生活水準が変わらない場合においては、次年度においても引き続き軽減を受けられるよう消費者物価の伸びを考慮して見直しが行われるものでございます。

資料ナンバー1の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

具体的には、国民健康保険税条例第2条課税額において、第2項基礎課税額に係る賦課限度額を52万円から54万円に、第3項後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を17万円から19万円に改めるものでございます。

次に、第23条、国民健康保険税の減額では、基礎課税額に係る賦課限度額を52万から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を17万円から19万円に改めるとともに、応益分保険税の減額に係る軽減判定所得の算定において基準を改めるもので、同条第2号中、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を26万5000円に、同条第3号中、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を48万円に改めるものでございます。

以上が平成28年3月31日に専決処分をさせていただきました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案の内容でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎報告第1号の報告

○議長（大塚邦子君） 日程第11、第1号報告 平成27年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について報告を行います。企画課長、八木寿彦君。

企画課長、八木寿彦君。

〔企画課長 八木寿彦君登壇〕

○企画課長（八木寿彦君） 企画課でございます。

企画課から第1号報告 平成27年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、平成27年度の一般会計繰越明許につきまして御報告申し上げます。

議案つづりの19ページをごらんいただきたいと思います。

この報告は、平成27年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、平成28年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製して御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、議案つづりの20ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業は、繰越計算書の表内にある10事業でございます。

平成27年度一般会計予算において繰越明許費を設定させていただいた事業のうち、平成28年度に繰り越して執行する事業は9事業でございますが、そのうち、3款1項の社会福祉施設管理事業費、8款4項の都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業費及び都市防災総合推進事業防災公園整備事業費以外の6事業につきましては、国の平成27年度補正予算に対応して補正予算措置したものを、平成28年度に繰り越して執行するものでございます。

それでは、それぞれの内容につきまして御説明申し上げます。

まず、2款1項のまちづくり賑わい創出事業費でございますが、これは国の一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策を踏まえ、創業支援や情報発信プラットフォームの構築等を行うもので、国の補正予算と呼応して事業を実施することから、4,350万円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方創生加速化交付金4,000万円、そして一般財源350万円でございます。

次に、2款1項の情報化推進費でございますが、これは平成29年7月に予定している自治体間におけるマイナンバーの情報連携が始まる前までに、順次情報システムのセキュリティーを強化する必要が生じており、国の補正予算と呼応して事業を実施することから、1,472万1,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方公共団体情報セキュリティー強化対策費補助金735万円、そして一般財源737万1,000円でございます。

次に、2款3項の戸籍住民基本台帳事務費でございますが、これは個人番号カード交付事業の事務委託経費を地方公共団体情報システム機構J-LISに交付するもので、国の補正予算と呼応して事業を実施することから、710万5,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、全て未収入特定財源の国庫支出金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

次に、3款1項の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費でございますが、これは平成27年度の簡素な給付措置の支援対象者のうち、65歳以上の低所得者の方を対象に給付金を

支給するもので、国の補正予算と呼応して事業を実施することから、6,472万4,540円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る給付事務費及び給付事業費補助金6,472万4,000円、そして一般財源540円でございます。

次に、3款1項の社会福祉施設管理事業費でございますが、これは平成27年度内に事業の完成が見込めなくなりました地域密着型介護老人福祉施設よしだアスカの里の建設に係る補助金1億4,183万9,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、全て未収入特定財源の県支出金、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金でございます。

次に、3款2項、保育園管理費でございますが、これは保育園等の利用者負担軽減に係るシステム改修を実施するもので、国の補正予算と呼応して事業を実施することから、86万4,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修補助金43万2,000円、そして一般財源43万2,000円でございます。

次に、6款1項の担い手育成総合対策事業費でございますが、これは農業者に対する農業用機械等の導入支援を助成するもので、国の補正予算と呼応して事業を実施する予定でございましたが、事業が不採択となりましたことから、平成27年度補正対応における事業は、平成28年度に繰り越しすることを取りやめることといたしました。なお、今回不採択となりました事業につきましては、平成28年度の制度の中で実施予定でございます。

次に、6款3項の水産振興費でございますが、これは静岡市、焼津市、御前崎市、牧之原市及び吉田町が連携して、水産物等を活用した産業活性化事業を実施するもので、国の補正予算と呼応して事業を実施することから、297万4,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の地方創生加速化交付金282万6,000円、そして一般財源14万8,000円でございます。

次に、8款4項の都市防災総合推進事業、富士見幹線整備事業費でございますが、これは平成27年度内に事業の完了が見込めなくなりました避難誘導灯整備に係る工事請負費6,957万6,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金3,472万7,000円、そして一般財源3,484万9,000円でございます。

最後に、8款4項の都市防災総合推進事業防災公園整備事業費でございます。これは、平成27年度内に事業の完了が見込めなくなりました管理棟の建設及び公園部分の整備に係る事業費1億5,559万6,000円を平成28年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金162万8,000円、県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費6,259万5,000円、町債5,470万円、そして一般財源3,667万3,600円でございます。

以上が平成27年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これら事業の翌年度繰越額合計額は5億90万140円をなるものでございます。また、その財源内訳の合計額は未収入特定財源の国庫支出金1億5,879万2,000円、県支出金2億443万4,000円、町債5,470万円の計4億1,792万6,000円、そして一般財源が8,297万4,140円でございます。

以上が第1号報告 平成27年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

御報告を終わらせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 報告が終わりました。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（大塚邦子君） 日程第12、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条第2項第4号の規定により、町議会議員から4人を選出することとされております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち1人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、2人となりましたので選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

したがって、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番、三輪美由紀君、3番、大石 巖君を指名します。

候補者の氏名は、お手元に配付のとおりであります。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、候補者1名の氏名のみを記載する単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚邦子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。立会人の確認をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚邦子君） 異状なしと認めます。

それでは、投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚邦子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（大塚邦子君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、太田侑孝候補12票、森野善広候補1票、以上のおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大塚邦子君） ただいま実施いたしました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果につきましては、選挙長宛てに報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、定めた期日までに通告を受け、質問を許可しております。

また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 大 石 巖 君

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 3番、大石でございます。

おはようございます。

私は、国民健康保険の利用料について、町民から負担が非常に重たいというような御意見をたくさんいただきました。負担軽減について、町の考えについてお伺いをしたいと思います。

国民健康保険に加入されている方は、60歳の定年を過ぎた方、あるいは会社に雇用されていても被用者保険に入れない、そうした雇用者の方など、比較的所得の低い方、こういう方が加入をしている医療保険ということです。サラリーマンなど健康保険組合に加入されている方、あるいは協会けんぽ、あるいは共済組合などに加入されている方の保険料に比べまして、国民健康保険税は割高だというようなことを言われています。今、生活が大変になっている中で、こうした国保税が大きな負担になっているということです。

平成30年、2018年度から、都道府県、静岡でいえば静岡県が国民健康保険の保険者ということになるというふうの方針があります。これまでの市町村の運営から、県との共同運営と

いうことに国保制度が改革をされます。国保税の負担が年々増えてきているという中で、払いたくても払い切れないというような世帯が増えていると言われておりますので、結果として、そういう方々が治療が受けられないという事態になっては、社会保険制度の根幹の役割を失う結果になるのではないかとというようなことを懸念をいたします。国民健康保険の今の制度の現状と負担軽減について、以下の点について、町長に御質問をいたします。

第1として、年金の切り下げ、あるいは物価の上昇に追いつかない賃金、こうした状況の中で、被保険者の所得減が進んでおります。国保税は26年度に均等割の額が倍額になるなど値上がりをしております。中低所得者への負担をもっと軽減するべきというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

2番目としまして、国保税の税額は、医療分、後期高齢者支援分、あるいは介護保険分など、目的別に税額が算定をされておまして、その合計額が年間8回にわたって納付をするということになっておりますが、そのうちの医療費分では、さらに所得割、資産割、均等割、これは世帯人数、それから平等割、これは世帯割ということですが、この4区分で計算をされておりますが、資産割の制度については、土地・建物などの固定資産を持っている方、そういう方が不動産を所有していても、その不動産から収入を得ていない人、こういう人にとっては、固定資産税の負担とあわせて非常に負担が大きいのではないかと、不合理ではないのかというような御意見をいただいております。この点について伺いたいと思います。

3番目としまして、再来年度から都道府県化ということでお話をしましたが、この都道府県化、広域化について、町民、国民健康保険に加入している被保険者にとって、どのようなメリットがあるのか伺いたいと思います。

4番目としまして、こうした広域化に移行するに当たって、政府は各市町の国保財政の基盤強化ということで1,700億円、あるいはこれから3,400億円を予算化をするというようなことも方針として出されております。こうした政府が国保に対する助成を強めるという中には、1人当たり大体5,000円の保険税を軽減をする効果があるというふうなことが、政府の説明の中でも言われております。その分の保険税が値下げに回るということを期待をするわけですが、そうしたことが可能になるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

5番目としまして、これからの吉田町の発展にとって、若い世代の定住、活躍が大きな力となります。若い世代を応援する施策として、私は18歳未満の子供をお持ちの世帯、均等割額、いわゆる人数割額、この均等割を減額をするということで、子育て支援ということの一環として、吉田町としても実施をしていただきたいと思います。その点についても伺いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 国民健康保険税の負担軽減についてお答えをいたします。

それでは、1点目の被保険者の所得減が進む中、国保税は値上がりしている。滞納世帯をこれ以上増やさないためにも、中・低所得者への負担軽減を拡大すべきではないかについてお答えをいたします。

国民健康保険税の算定の概要につきましては、まず国民健康保険加入者の医療費が幾ら必

要になるのか、過去の状況及び直近の受診状況から推計をしております。その医療費のうち、国民健康保険で負担する保険給付費から国や県などの負担金や交付金等を差し引き、被保険者の皆様に御負担いただく国民健康保険税を算出をしておりますが、全ての被保険者に均等に御負担いただくものではなく、低所得者には軽減制度を設け、所得状況に応じた御負担をお願いをしております。

当町では、国民健康保険税の税率は、平成26年度の改定以降は変更しておりません。しかし、法律の改正に合わせ、賦課限度額を引き上げ、すなわち高所得層の課税限度額の引き上げや低所得者に対する軽減措置の適用範囲の拡大は、今回の議会にも議案を提出させていただいているように、毎年実施をしております。

次に、当町における国民健康保険税の軽減制度でございますが、平成25年度まで6割・4割の2段階の軽減措置としていたものを平成26年度の税率改正に合わせて拡大をし、7割・5割・2割の3段階としております。この軽減措置は、各世帯の国民健康保険税の算定におきまして、対象となる場合に適用をされるものです。そして、このほかにも減免制度もございます。

減免制度の内容でございますが、徴収猶予や納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると認められる場合は、条例の規定により国民健康保険税を減免できるものでございます。対象世帯は、天災・その他特別な事情があり、納税が困難であると判断された場合、また勤務先の倒産や解雇などにより、みずからが望まない形で離職され、国民健康保険に加入する場合などでございます。

当町としましては、軽減及び減免につきましては、法律の趣旨に沿って条例で定め、適正に運用しているところでございます。

次に、2点目の資産割制度は、土地・家屋から収入を得ていない人にとっては、固定資産税とあわせて負担が大きく不合理ではないかについてお答えをいたします。

当町は、制度設立時から国民健康保険税条例におきまして、賦課方式は医療給付費分は4方式の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を採用しております。

また、近隣市町の状況でございますが、平成27年10月に行われた県内の賦課方式の調査におきまして、医療給付費分の算定方式につきましては、資産割を含まない3方式が5市、当町と同様の資産割を含む4方式は30市町でございます。

資産割は、かつては国民健康保険の被保険者には自営業者や農林水産業者の割合が多く、対象の固定資産も事業用のものが多かったことや、所得割を補うものとして資産割が導入されたものです。

現時点で資産割につきまして検討する場合は、被保険者の皆様に保険給付を行うために必要な財源を確保し、国民健康保険税全体、すなわち所得割・被保険者均等割及び世帯別平等割の見直しを行わなければならないという課題がございます。

また、平成30年度の国民健康保険の広域化に伴う県と市町の協議の中で、資産割を標準保険税率に対象とするかどうか議論する項目となっております。

したがって、当町としましては、今後の広域化の議論を踏まえた上で、資産割について検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の平成30年度からの都道府県化は住民にとってどのようなメリットがあるかについてお答えをします。

平成30年度からの国民健康保険の広域化により、被保険者であります町民の皆様にとりまして、メリットとなる点としましては、市町の財政運営から県が財政運営の責任主体となることから、予想外に高額医療費が発生した場合などの多様なリスクが県全体で分散をされます。また、財政支援が大幅に拡充することにより、国民健康保険の財政基盤が強化され、実質赤字の解消や保険税の伸び幅が抑制されるものと期待をされます。

さらに県が地域医療構想を含む医療計画を策定することにより、当町を含む地域医療の提供体制が強化されることとなりますので、良質な医療の効率的な提供が可能になるものと考えられます。

国民健康保険の広域化に伴う県と市町との協議は6月から始まっており、まだ明確な方向性などは出てはおりませんが、市町の実情や保険給付費の状況、格差の是正につきましても検討を始めております。

当町としましては、国民健康保険の広域化により、県と市町が協力をし、町民の皆様に対して適正な制度運営を図ることができるよう努力していく考えでございます。

次に、4点目の国は国保財政の強化として、約3,400億円予算化している。1人当たり5,000円の保険税改善効果があると言われていたが値下げできないかについてお答えをします。

国は市町の国民健康保険に対し、公費の拡充を行い、抜本的な財政基盤の強化を図ることとしております。この公費の投入により、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援が拡大をされ、これまでの7割・5割の軽減に2割軽減対象者が追加されることとなりました。

現在、示されている方針としましては、平成29年度以降、毎年約1,700億円の公費が投入される予定であります。この主な内容は、財政調整機能の強化や自治体の責めによらない要因などによる保険給付費の増加、医療費適正化等の取り組みに対する保険者努力を支援するものでございます。さらに財政リスクの分散や軽減方策として、県に財政安定化基金が創設されるものでございます。

御質問の1人当たり約5,000円の財政改善効果という金額につきましては、平成27年度に投入をされた国ベースで約1,700億円を全国の国民健康保険加入者の人数等を勘案して算定されたものと考えます。

当町におきましては、保険税の軽減措置に対する財政支援として、国から約2,500万円の交付を受けております。しかしながら、この財政支援によって直ちに保険税率の見直しを行い、1人当たり5,000円の保険税の減額を行うことは大変難しいものと判断をいたします。これは医療費のうち国民健康保険が負担する保険給付費が年々上昇しているからでございます。医療の進歩により、保険適用になる新薬や新たな治療方法が高額であることが影響として考えられるものでございます。

なお、平成30年度の国民健康保険の広域化に伴い、市町が県に納める納付金や標準保険税率が今後示されてまいります。現段階における保険税率の改正につきましては、これらを踏まえた中で、総合的に検討したいと考えております。

次に、5点目の若い世代を応援する施策の一環として、18歳未満の子供に対する均等割を減額できないかについてお答えをします。

当町では、若い世代を応援する施策として、小・中学生及び未就学児の医療費の無償化、

放課後児童クラブ通所者の利用料は、兄弟がいる場合、第2子分を半額、第3子以降は無料とする事業を行っております。また今年度からは、出産時支援交通費助成事業も実施しております。

この中で、小・中学生及び未就学児の医療費無償化の財源内訳につきましては、いわゆる本人負担を町の事業として無償化をしております。また保険適用分は、各保険者で負担するものとなっており、当然、当町の国民健康保険の加入者分は、国民健康保険事業特別会計から支出をしております。なお、この事業は国の負担金の対象事業となっております。

しかし、18歳未満の子供に対する均等割を減額することにつきましては、国の負担金及び交付金等の対象ではなく、あくまで町の単独事業となりますので、財源の確保が必要になります。したがって、18歳未満の子供のいない国民健康保険の被保険者の皆様に、軽減をした国民健康保険税の負担が転嫁されることになるため、国民健康保険の運営上、大変難しいものと認識をしております。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありませんか。

3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

それでは、今、回答をいただきました事項について、もう少し詳しく質問をさせていただきます。

ただいまお話がありましたように、この国民健康保険の保険税の算定の内容が非常に難しいと、なかなか理解しにくいというような御意見もいただいております。毎年の納付金額の通知が来て、改めてびっくりをするというような御意見もいただいております。

まず最初に、単純な話で申しわけないんですが、通常、国民健康保険というと、国保料という形で一般的には呼ばれています。吉田町の場合には、国保税という扱いになっておりますが、これは市町によって違いがありますし、吉田町が国保税とした理由として、どんなメリットがあるのか、町民にその辺についてのわかりやすい御説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） ただいま御質問がありましたとおり、国民健康保険では、国民健康保険料と国民健康保険税という形で2種類になっております。国民健康保険料につきましては、国民健康保険法の中で定められておりまして、あと国民健康保険税につきましては、地方税法により行われております。

基本的には料と税というのは、大きな違いはございません。ただし、国民健康保険料につきましては、いわゆる徴収の時効期限までが、料ですから2年間となっております。ただし、税につきましては、ほかの税と同様5年間となっております。大きな点は、そこに違いがあるものと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

確かに吉田町の税条例の中で、そうした税金ということで取り扱いをする。現年分で徴収できない分については、その5年間の間に督促をして、回収に努めるという努力をされているということで理解をするわけですが、町民にとっては、なかなかその辺がわかりにくいと

いう面があります。

改めて、吉田町の場合、この国民健康保険に加入をされている世帯というのは、何世帯ぐらいおありでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 現在、平均で4,000世帯ございます。これは24年、25年、26年比べますと約4,000世帯ということで、傾向的には若干減少はしている状況でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 4,000世帯といいますと、今、吉田町の世帯数1万世帯ちょっと超えているぐらいに思いますが、約4割の世帯の方々が、この国保に加入をしているということをお考えますと、非常にこうした健康・医療の問題に対して、町の取り組みが大変大きな役割を果たすのではないかなというふうに感じておりますので、その点について御質問をしたいと思っております。

年々負担が重くなっているということについては、先ほども町民の皆さんからの声ということで紹介をしましたが、国保税が払えずに滞納をしているという世帯というのは、直近の年度でいいますと26年度で、何世帯ぐらいおありでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） これは26年度でございますが、年度が終了した翌年度に調査をさせてもらった数字でございますが、553世帯でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） そうしますと、4,000世帯の中で553世帯といいますと、十三、四％ぐらいの割合になるんじゃないかなというふうに思うわけですが、町民税等の収納率は決算等を見ますと、大体现年分で九十七、八％というような数字が出ているのではないかと思います。こうした数字から見ると、非常に大きな割合の方々が滞納しているという状況になっていると思っております。

こうした多くの方々が国保税が払えないという状況について、その主な原因、理由というものは何でしょうか。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

国保税の滞納が多い理由につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、会社をおやめになられて入る方が多いということで、一時的に収入が減少しているということが大きな原因となっていると考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

こうした方々、553世帯という世帯の方々が、ずっと払えないということではないとは思いますが、なかなか一度滞納すると、すぐにそれを全部払うというのは、非常に難しくなってくる。あるいは分割をしたり、それから非常におくれて払うというようなことになってくると思うんですが、こうした保険税が払えないと、健康保険証が取り上げられるというようなことを聞いておりますが、そうしますと実際に病院にかかる場合には、全部自腹というこ

とになるんじゃないかなと思うんですが、こうした保険証が取り上げられるといいますか、要するに滞納によって健康保険の給付がまともに受けられないというような世帯というのは、吉田町に何世帯ぐらいおありか教えてもらえますか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 国民健康保険の保険証についてでございますが、国民健康保険税を例えば滞納されても、国民健康保険証を取り上げるということはありません。ただし、滞納をされているということでございますので、期間が短い短期被保険者証をまず発送させていただくことになるわけでございますが、その前に町から通知を出させていただきまして、いわゆる納付相談をする機会を設けるということを目的に短期被保険者証を出させていただきまして、その中で納付相談をした後、保険証を交付しております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 人数は聞かなくていいですか。

町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） すみません。人数でございますが、直近で算定しましたところ200世帯でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 町の発行する「ポイントでわかる国保の保険税」という小冊子がありますが、これを読んでも、すぐになかなか理解が難しいと、私も今回の場合、いろいろこれを読んだんですが、確かに今お話のように、滞納が続くと督促が来て、短期被保険者証の交付と、資格証明書の交付と、こうした順番でやりますよということで書いてありますが、実際この200世帯という世帯、非常に割合が大きいんじゃないかなと思います。

そうした世帯が少しでも減るような施策をぜひ実施をしていただきたいと思うんですが、この国保税の料金は、市町によって違いがあります。これもそれぞれの加入者の状況、あるいは医療費の状況等を先ほどお話がありました算定によっていろいろ違いがあると思うんですが、吉田町の1人当たりの国保税、これは平均で出させていただくしかないと思うんですが、24年度、25年度、26年で幾らになるのか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） ただいま御質問がありましたとおり、これ1人当たりの平均の調定額でございますが、県の国保事業状況より調べた数字でございます。

24年度につきましては、県内12位で9万9,852円でございます。続いて、25年度につきましては、県内で9番目でございますが10万2,695円でございます。それから平成26年度につきましては、当町において保険税率の見直しをしたこともありまして、1位の1人当たり11万6,030円でございます。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 大石です。

これまでお隣の牧之原市、あるいは御前崎市などが非常に保険料が高いというふうに聞いておりましたけれども、26年度で税率が変わったというお話ですが、この平均の保険税調定額は県下で1番という数字を聞いて、非常にやはり吉田町の場合、負担が大きいんだなということを改めて実感をしたわけです。

こうした医療費が各市町によって、それほど大きな違いは多分ないんじゃないかなと、病院にかかる医療費、この違いはそう多くはないんじゃないか、吉田町が突出して病気の方が多いいというわけではないと思います。

しかし、負担するその保険税というのは、市町によって大きく変わるわけですし、まさにそうした吉田町が県下で一番高い、1人当たり11万6,000円を超える金額だということは、非常に不公平ではないのかなというふうに感じます。

また、同じくこの榛原郡の中で、川根本町は非常に安いというふうに聞いております。川根本町の場合、今の1人当たり調定額について、24年度、25年度、26年度、幾らで県下で何番目だったのか、おわかりでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 川根本町につきましては、24年から26年度まで最下位35位でございます。

川根本町の金額ですが、24年度は7万1,853円、25年度は7万1,501円、26年度は7万7,443円でございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今のお話を聞いておまして、これは町長にお伺いをしたいわけですが、県下で一番この保険税の負担が高い町というふうなことになりますと、非常に対外的、あるいは町民の目から見ましても不名誉なこと、あるいは町民にとって非常に負担の高い町だという印象が持たれます。

まさに吉田町にとって、常々町長が言われるピンチという状況ではないのかと思いますが、こうした今の状況について、このピンチをチャンスに変えるということを常々言われておりますけれども、町長の何かそのための所信がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 町長への御質問であります。副町長の私から答弁をさせていただきます。

まず1点、川根本町がずっと35位という状況についてありましたが、要するに私の知る限りでは、川根本町は医療機関も少ないし、1人当たりの医療費が非常に少ないという現状にあるというふうに、私、聞いております。

1人当たり保険料がこれも少ないわけですが、国民健康保険は、先ほど町長が答弁したように、医療費を国・県の負担金、交付金と加入者、被保険者ですね、町民の皆さまですが、国民健康保険に入っている方々が、私どもは国民健康保険税で負担をしていただいて運営をしていると。ですから単純に比較しても、これは意味がないということが、所得の状況ももちろん変わってくるとは思いますし、税率に対して、所得が高ければ1人当たり国民健康保険税の、保険料でもいいですけれども、負担額は変わってまいります。

まさに医療費を我々が26年度に国民健康保険税の改正をさせていただいたわけですが、そのとき非常に医療費の支出が多いという状況がありまして、やむを得ず国民健康保険税の改正をお願いして、改正をしたわけでございます。その結果、26年度、不名誉というか、名誉というか、これはわかりませんが、1位になってしまったということで、今後はこれについて、どうし

ていくのかということであれば、議員、御質問なっているとおり、30年度から国民健康保険は、財政の責任は県に、医療の提供体制の責任も県に移るわけです。そのときに県は、標準保険税率、料率を示して、当然、市町の状況に応じて水準を決めていくわけですが、そのとき議員お考えになっていただきたいのは、当然そのときに吉田町の国民健康保険に加入している方が、どのくらい医療費がかかっているかということが問題になるわけでありますから、まさに1位というのは、保険税も1位かもしれませんが、医療費の支出も高いということです。

ですから、単純に健康保険税だけを比較するのではなく、1人当たりの医療費も勘案して、これは検討していかなくてはならないというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

今、副町長がお答えの中では、30年度からの県の広域化による中で、そうした税率等の調整が図られるというようなお話ですが、私はその吉田町として、こうした状況を打開するための方策についてはいかがかというような質問をさせていただきました。その点については、明確な御回答をしていただかなかったというふうに感じております。

ちなみに川根本町の場合は、26年度でいいますと一般会計からの法定外の繰り入れ、これが1,890万円あるというようなことの数字が出ています。一つの要因としては、そうした吉田町が一般会計からの法定外繰り入れはしていないと、そうした違いもあるのではないかなと、私は感じております。

次に、今、話がありましたような県への広域化の問題に移りますが、皆さんのところに資料として添付をいたしました国民健康保険の改革による制度の安定化ということの資料の中で、この下のところの左側の「現行」というところから右のほうにいきますと「改革後」ということで、都道府県が国保財政の運営をするということになります。そして市町は、この県に保険料を納付をするというような仕組みに変わると、大まかにこうなっておりますが、先ほども御説明いただきましたが、その詳細については、これからこの6月から検討を始めるということになっているようですので、私はそうした検討の中に、ぜひ今の吉田町のこうした高い保険税の解消、あるいは町民にとってよりプラスになるような算定方法について、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

先ほどの吉田町の1人当たりの平均調定額、あるいは川根本町の調定額等、静岡県下35市町のこうした金額を単純平均をしますと約9万6,000円、吉田町は、これは26年度ですが11万6,000円、それから川根本町は7万7,000円というような大きな違いがありまして、この県下の1人当たり平均9万6,000円に単純に統一をしますと、吉田町では1人当たり約2万円の減額というふうな数字が出てきます。

先ほどの副町長の話もありましたが、これからのそうした検討、調整の中で、県下、いわゆるその平均的な金額に、各市町が統一されるのか、そうした場合には、吉田町が、単純な計算ですが、大体2万円ぐらいに下がる数字、そういうふうなことも予想されるわけですが、吉田町の場合には、そうした結果、保険税が引き下げられるというような期待をしてしまうわけですが、そうした状況ということでの考えでよろしいのかどうか、その点も伺いたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 議員、先ほど来、私が答弁した内容を全く理解しておられないと思いますので、改めて申し上げますが、まさにここの議員が提出した資料に書いてあるとおり、市町村ごとの医療費水準、あるいは所得水準を決めて、考慮して決めることが原則と書いてあるじゃないですか。単純に他市町と比較して高いからその分を下げろというような意見、あるいは一般会計から負担をしていないから高いという議論を単純におっしゃっていますが、まさに保険税のかわりに一般会計から繰り入れるということは、その繰り入れの財源は何でしょうか。税ですよ。町民税ですよ。

保険税で負担するか、税で負担するかの話なんです。これはまさにどちらかで負担するのが正しいのか、十分に議論して決める話ですし、単純にその35市町の医療の水準が全く同じで、所得水準が同じであれば、あとは一般会計から入れたか、入れないかだけで水準が決まりますから、みんな平均して1位というのか、35位というのか、あるいは1位と35位の真ん中、同じ水準になるということ。

だから単純に今の結果だけを比較して、吉田町が1位、1位であることは、それはなかなか高い御負担をいただいているわけですから、そこは医療費の水準を下げていく、あるいは適正なものにしていくというような地道な、皆様が、国民健康保険に入っている方々が、なるべく健康で過ごせるような施策をとれば、医療費の水準下がってまいりますから、その結果、保険税が下がるというのはなかなか難しいですが、これ以上上がらないというような状況になると思いますので、どうぞ内容を一面だけを捉えても仕方ありませんので、財政全体を考えていただいて、これが県に行けばもう少し、医療費の水準というのは、保険制度というのは大きくなればなるほどある程度そういう医療費の増減リスクというのは抑えられますから、全体で割るわけですから、そういったことも踏まえてお考えをいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 御丁寧な説明いただきましてありがとうございます。

これから再来年に向けてのそうした調整、検討が図られるというお話ですが、なかなかこれはいろいろの要素、先ほど話ありましたように、医療水準の問題、あるいは加入者の所得水準の問題等、二つの問題が多分あるかと思えますし、県の標準保険料率の算定に当たっても、そうした総合的な判断が求められるんじゃないかなと思います。

実際には、6月からそういうふうな検討が始まったといっても、再来年の実施になれば来年の秋までには形ができて、予算の額も示される、そういう時期ではないのかなと思いますし、検討期間としては、約1年ちょっとではないのかなと思いますが、そうした吉田町の場合のこうした健康保険税の高い問題、これについても、この検討の中で何とか安くなる方法、先ほどの分割様式ですか、所得割、資産割等、そういう方式も含めて、町民に負担が少ない、そうした検討をされるんじゃないかなと思いますが、この1年間でそうした検討が十分されるかどうか、その点は見通しはどうでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 現在、静岡県の中に、静岡県国民健康保険運営方針連携会議が設置されております。その中で、広域化について、各市町及び県と協議をさせていただいておりますが、その中に、いわゆる部会というものがございまして、財政運営部会と制度運用部会がございまして、主になってくるものは財政運営部会だと解釈しておりますが、その

中に、今、お話があります保険料の関係が事業費納付金、それから標準保険料をどうするのかというような内容について、細かに検討していくものでございます。

それと同時に、本年10月までに県内各市町が約500項目になると思いますが、データを県のほうに送ります。そのデータをもとに県のほうで、いわゆるさまざまな試算をしまして、来年度になると思いますが、標準保険料のシミュレーションをした数字が、まず初めに市町へ届きます。それをもとに各市町でも、その内容についてどうだということを検討させていただいて、その後、まだ部会のほうは続けられておりますので、そういった中で、当町としても意見を述べていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） ありがとうございます。

時間も限られておりますので、次に移りたいと思いますが、先ほど川根本町の話をしたときに、一般会計からの法定外繰り入れの話をしていただきましたが、これまで吉田町の場合には、一貫して法定外繰り入れはしないというようなことを答弁でもされていると思います。

ところが資料を見ますと、25年度ではわずかではあります12万円、あるいは22万円という数字も出てきたんですが、こうした法定外の繰り入れがあったという県の資料もあるんですが、これは何か特別な理由があってそれをされたのか、原則を曲げるようなそういう事由があったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 25年度に12万円、それから26年度は22万円、それから27年度につきましては10万円の繰り入れを行っております。

これは特定健康診査で行っておりますクリアチニン検査に対して、実は健康増進事業補助金の中で、この検査の分について負担していただけるというものでございますので、その分につきまして一般会計から繰り入れをしたものでございますが、一般会計といたしましても、町税等からそれを繰り入れたものではなくて、補助金として入ったものを一旦、一般会計の歳入でとりますので、その分を国保会計にしたということで繰入金があるものでございます。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

わかりましたが、ぜひこの国保会計への安定的な運営に対して、町のそうした支援もやはり大事になってくるんじゃないかなと思いますので、今後の広域化とあわせて、その点についてもぜひ検討をしていただきたいと思います。

この都道府県への広域化につきましては、全国の知事会が拙速な広域化には反対をするというふうに表明をされております。全国知事会のそうした反対の主な理由というものは御存じでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町民課長、松本光弘君。

○町民課長（松本光弘君） 実は全国知事会が反対しているというお話でございますが、その理由はどういうことかということに対しては、詳細については、こちらとしてはわかりませんし、吉田町として、それに対して意見を申し上げるべきではないというふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 3番、大石 巖君。

○3番（大石 巖君） 3番、大石です。

これは報道によるもので、正確な文書ではないんですが、全国知事会が政府に対して要求をしている中身としては、国が1兆円の国保負担、これを実現をすれば、1人当たりの国保料、国保税が3万円ほど軽減をされるというふうなことの根拠を示しているというふうな報道があります。

また、そうすれば1人当たり3万円の金額になれば、この保険料の負担というものが協会健保と同数字のものになるというふうなことも言われておりますので、また、そうしたことで国の負担割合を上げるということとともに、この医療制度のセーフティネットということについて、国の責任をやはり明確にするべきだということ年全国知事会でも表明をしているということについても、ぜひ今後の検討の中では念頭に置いていただければというふうに思います。

先ほど御答弁の中にありましたように、28年度、子ども・子育て支援新制度の充実、そうした制度に積極的に取り組んでいくということについては、私たちも了解をしているわけですが、殊にこの財政支援の面に関しましては、極めて消極的だというふうに私は思います。国保の均等割、いわゆる人数割については、子供の多い世帯ほど国保税の負担が重くなると、家族の人数が増えれば、それだけ負担が多くなるということは当然だと思いますし、これは子育て支援への逆行じゃないかというような意見もあります。また人頭税とって、人数割で税金をかけるのは、これはどうなのかという議論もあります。

こうした問題について、国会では塩崎厚生労働大臣が答弁をしております、地方公共団体からも軽減措置の導入が要求をされているということは承知をしているということで、そうした中身も含めて、今後の検討をしていくということ全国知事会でも表明をしています。

自治体の独自のそうした保育料の軽減、あるいは議会でも質問がありましたように、幼稚園児に対する補助金が吉田町は低いというような問題、他の市町の対応よりも吉田町がちょっとおけているのではないかというような意見もいただきました。子育ての世帯に手厚い支援をしていく、そうしてこそ安心して住み続けられる吉田町になるのではないかというふうに考えておりますし、そうした町民の声を反映して、よりよい吉田町となるように、重ねて行政当局の御努力を要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（大塚邦子君） 以上で3番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

◇ 遠 藤 孝 子 君

○議長（大塚邦子君） 続きます、4番、遠藤孝子君。

[4番 遠藤孝子君登壇]

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。

私は、平成28年第1回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあり、質問事項は男女共同参画の推進についてです。

質問の要旨を申し上げます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律、これは男女機会均等

が成立し、約30年になりますが、男女が協働して豊かな社会をつくるということが徐々に浸透してきました。しかしながら、急速な少子化の進行や家庭や地域を取り巻く環境の変化が大変早くて、その実効性が求められているところでございます。

我が町においても、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略や第5次吉田町総合計画基本構想等に明記されております。男女が共同してつくる社会は、住みやすい吉田町をつくること、人口も増加等のところにつながると思います。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、男女共同参画プランの進捗状況とその成果について。

(1) 職場における男女共同参画宣言事業所の目標値達成のための具体策をお聞きします。

第5次総合計画前期基本計画において、男女共同参画社会づくりの宣言事業所及び団体の目標値ですけれども、今の15を20件にということ、それから4年後の姿といたしまして、住民の男女共同参画社会の意識が高まっているだろうと、それから女性の職業生活における活躍を推進することによって、女性が社会進出しやすい環境の整備が図られていると言われます。

ちなみに吉田町の職員においては、女性活躍推進法に基づき、ワークライフバランス、これがとれた職場の環境が進められておまして、超過勤務であるとか、年休であるとか、男性職員の育児休業取得等、これらについての環境づくりを進められております。現在でも女性職員の管理職の登用がよく30%ということで、企業のモデルとなっております。

(2) 地域における男女共同参画推進として、自治会活動への女性の参画や地域防災の担い手としての女性防災士及び消防団員の育成や確保について計画がありますかということですけれども、第2次共同参画プランのアンケートを見ますと、女性が増えたほうがいだろうというふうな項目の中に、自治会役員、ここが35.4%、それから家庭、地域活動と仕事の両立、これが男性が19.1%、女性が31%、こんなアンケート結果が出ております。

昨年度から女性町内会長の起用が開始されまして、私はこの1年間、組長会等で様子を拝見しておりますけれども、組長さん方が大変意見を述べやすい雰囲気になったり、よいコミュニティづくりがされているのではなかろうかというふうに見ております。

次ですけれども、女性消防士のほうですけれども、現在6人、それから消防団員の方が3名。4年後ということは、10人を目標として入れておりますので、この辺のところもあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

(3) 中学生における男女共同参画社会というふうな用語の認知度を90%に高める実践教育についてお聞きしたいと思っております。

2、男女共同参画を推進するという事で、住みやすい吉田町をつくるための特にこのところだけを重点的に取り組みたいというふうな具体的方法があればお聞きしたいと思っております。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 男女共同参画の推進について、御質問の1、吉田町第2次男女共同参画プランの進捗状況とその成果のうち、1点目の職場における、男女共同参画宣言事業所の

目標値達成のための具体策をお聞きしますについてお答えをいたします。

まず、本題に入ります前に、国や当町における男女共同参画の考え方などについて触れさせていただきます。

男女共同参画社会とは、平成11年6月23日に施行された男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義をされており、また、この法律では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱として「男女の人権尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げております。

当町では、男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、平成18年度から平成22年度までを計画期間とする吉田町男女共同参画プラン、平成23年度から平成28年度までを計画期間とする吉田町男女共同参画プラン（第2次）を策定をし、「男（ひと）と女（ひと）が支え合い、健やかで活力のあるまち」を将来像に掲げ、教育、職場、家庭、地域のそれぞれの分野における基本目標とその実現に向けた施策を設定をしているほか、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次吉田町総合計画におきましても、ワークライフバランスの推進など、男女共同参画社会の実現に向け、行政と民間組織等の連携によるさまざまな施策に取り組むこととしております。

また、最近の国の動向に目を向けてまいりますと、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が平成27年8月28日に国会で成立をし、みずからの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が、国や地方公共団体、301人以上の常時雇用労働者を抱える民間企業等に義務づけられております。

さて、御質問の職場における男女共同参画宣言事業所の目標値達成のための具体策についてでございますが、この男女共同参画宣言事業所とは、静岡県が平成19年度から実施しております男女共同参画社会づくり宣言推進事業におきまして、県内の事業所・団体が、女性の参画拡大やワークライフバランスなどの男女共同参画の推進に取り組むことを宣言する事業所として県に登録をする制度でございます。

吉田町男女共同参画プラン（第2次）では、職場において、性別による待遇格差や固定的性別役割分担意識の解消、セクシャルハラスメントの根絶を図るため、事業主や労働者へ男女共同参画や人権尊重についての意識啓発を行うこととしており、こうした施策の成果といたしまして、本プランでは、男女共同参画宣言事業所数の目標値を平成28年度において21件と設定をしており、現在、町内の16事業所が男女共同参画社会づくり宣言を行っている状況でございます。

県は宣言を行った事業所や団体の取り組みのPRや研修等の支援を通じて、それぞれの自主的な取り組みを促進しております。当町におきましても毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、「広報よしだ」を活用し、女性登用の促進や、女性に積極的に機会を提供するポジティブアクションの推進など、職場における男女共同参画の意識啓発を行っております。

また、今年度は、地方創生の取り組みの一環といたしまして、ワークライフバランスの普及促進に取り組むための仕組みづくりをいたしております。これは一般社団法人吉田町まちづくり公社に参画する団体や企業等を中心に構築いたします企業間ネットワークを活用いたしまして、ワークライフバランスをテーマとした講演会やセミナーの開催などを予定するものでございます。

こうした取り組みを行うことにより、町内の事業所や団体が職場における男女共同参画の意識を強く持ち、男女共同参画社会づくり宣言を行う事業所が増え、本プランの基本目標の一つである男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる労働環境の創出が促進されることを期待しております。

2点目の地域における男女共同参画推進として、自治会への女性の参画や地域防災の担い手としての女性防災士及び消防団員の育成や確保について計画はありますかについてお答えをいたします。

吉田町男女共同参画プラン（第2次）では、地域において「誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる」ことを基本目標に掲げており、この基本目標を達成するために、地域における男女共同参画推進の基盤づくりを行うこととしております。

さて、御質問の自治会活動への女性の参画の状況でございますが、議員も御承知のとおり、当町では、平成27年度に、女性が地域活動等へ参画できる環境を整えるため、町内会長以上の自治会役員に女性を登用した場合には、当該自治会に対する補助金に上乗せ加算をする女性登用補助加算制度を創設し、地域団体である自治会の役員に女性を登用しやすくする糸口として、地域における男女共同参画推進の基盤整備を行っております。

この女性登用補助加算制度の創設を契機としまして、平成27年度には、三つの自治会で4人の女性町内会長が新たに誕生し、平成28年度は、二つの自治会で3人の女性町内会長が御活躍をされている状況でございます。

自治会における女性の参画につきましては、これまでも各自治会では、女性部を設置するなどして、女性が自治会活動へ参画していたわけでございますが、今回の女性登用補助加算制度の創設によりまして、さらに一歩踏み出し、自治会役員に女性が登用される状況に至ったものでございます。

この女性登用補助加算制度は、あくまで自治会における男女共同参画推進のきっかけづくりとして創設をしたもので、10年間の時限的な制度となりますが、今回の制度創設を契機として、男女がともに地域社会の一員としてさまざまな地域活動に参画できるよう、今後も引き続き意識の高揚に努めてまいります。

続きまして、女性防災士の育成や確保についてでございますが、町は地域防災力の強化と底上げを図ることを目的といたしまして、地域防災指導者養成講座を開催し、この養成講座を修了された方々の中で、地域防災リーダーとして活動する意欲のある方につきましては、吉田町地域防災指導員認定要領に基づき、地域防災指導員として認定をし、育成をしているところでございまして、現在3人の女性が地域防災指導員として活躍をされております。

また、養成講座修了者のうち、さらにスキルアップを希望される方には、救急救命講習の受講と特定非営利活動法人日本防災士機構が認定をする防災士の資格を得るための試験を受けていただき、合格いたしますと、防災士として登録ができ、これまでに9人の女性が防災

士の資格を取得されております。

本年4月に発生しました熊本地震におきましては、さまざまな課題がございましたが、その中でも、女性の視点を生かした避難所運営が強く求められましたことから、当町におきましては、防災に対する女性の視点の大切さを広く周知させるとともに、引き続き自主防災組織や女性団体を中心に、多くの女性が受講していただけるよう力を入れてまいります。

次に、女性消防団員の育成や確保についてでございますが、本年4月1日現在の当町消防団員数は152人であり、うち3人が女性の消防団員でございます。

当町では、女性消防団員に知識と意識の向上を図っていただくため、国・県が行う研修会や他市町の女性消防団員との意見交換会などに積極的に参加するよう呼びかけており、習得した知識は住民に対する防災教育や応急手当の普及指導等に生かしていただき、多様化する消防団活動に対応できるよう育成支援に努めております。

特に、女性消防団員には、地域防災指導員と同様、地域防災の担い手としての活躍を期待しておりますことから、企業や自主防災会、各種団体等に呼びかけ、これまで以上に女性消防団員の加入促進に努めてまいります。

次に、3点目の中学生における「男女共同参画社会」という用語の認知度を90%に高める実践教育についてお聞きしますについて、教育に関わる内容でございますが、一括して私からお答えさせていただきます。

中学校におきましては、男女の発達段階に応じた違いを理解し、認め合う教育のほか、ジェンダーフリーの観点から、男子が技術、女子が家庭科、体育では男子と女子に分かれていた授業形態を見直すなど、男女共同参画意識の普及に努めております。

そうした普及啓発の効果もあり、今では生徒会長や専門委員会委員長、学級委員長に男子生徒がつくという固定概念がなくなり、これらの役に女子生徒がつくことも珍しくはございません。

さて、中学校における「男女共同参画社会」という用語の認知度につきましては、吉田町男女共同参画プラン（第2次）に掲げた、あらゆる教育の場において「人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる」といった基本目標を達成するための施策であります「学校教育における男女の人権尊重・平等教育」の成果指標として位置づけられております。

平成25年度に、中学生を対象に実施しました男女共同参画に関するアンケート調査結果では「男女共同参画社会を知っている」、「言葉は知っている」と答えた生徒は全体で38.4%であり、学年別では、3年生は約9割が「知っている」、「言葉は知っている」と回答したのに対しまして、1年生及び2年生は、逆に9割近くが「知らない」と回答しております。

この要因といたしましては、中学3年生の社会科公民の授業におきまして、男女共同参画社会基本法が成立をした背景から、現代社会のあり方について、男女共同参画社会を初めて学びますことから、中学1年生及び2年生の認知度が低くなっていると推測をされます。

こうした状況から、男女共同参画社会という用語の認知度を高める実践教育といたしましては、学校における授業や教科書だけではなく、現在、2年生が行っている職業体験活動や学校全体で取り組んでおります防災教育活動を通じて、これらの活動をその都度、男女共同参画と関連づけていく取り組みが必要であると考えております。

全学年が男女共同参画の視点を踏まえ、社会のあらゆる活動にどのようにかかわればよい

か、見たり、聞いたりする主体的、実践的な学びの姿勢を養うとともに、男女共同参画に関するテーマや考え方を盛り込んだ授業や活動を充実をし、さらには地域の活動に積極的に参加する意識を醸成するなど、中学生における男女共同参画社会の認知度を高める実践的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の2、男女共同参画を推進し、住みやすい吉田町をつくるための重点的取り組みとその具体的方法をお聞きしますについてお答えいたします。

活力のある地域をつくるためには、男女がともに活躍できる環境を創出をする必要があり、男女共同参画社会の形成は、第5次吉田町総合計画を推進する上で重要なテーマであると認識をしております。

男女共同参画に伴う施策の継続的な取り組みといたしましては、吉田町女性団体連絡協議会が毎年2月に開催をしております女性フェスティバルにおきまして、女性の視点に主眼を置いた地域づくりや自治会づくり、防災、医療等をテーマとした講演会を実施し、町民の皆様の意識啓発に取り組んでいただいております。

そのほか、町では、さきの答弁でお答えいたしましたように、主に地域づくりや防災の分野におきまして、重点的に女性の登用や性別による役割分担意識の解消に取り組んでいるところでございます。

さて、そのような中、昨年度、策定をいたしました吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口ビジョンに掲げた将来展望を実現させるため、五つの基本目標のうちの一つとして「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という基本目標を設定いたしました。この基本目標を達成するためには、安心と思いやりに満ちた地域の中で、若い世代の子供を持ちたいとするそれぞれの希望がかなえられ、温かい家庭を育むことができる環境を整備することが必要であると捉えております。

その具現化を図るための具体的な取り組みの一端といたしましては、若い世代が固定的性別役割分担にとらわれず、家事や子育てなどにおいて、お互いが相手を思いやる意識の醸成を図るパパママ教室という事業を実施しております。

このパパママ教室では、妊娠、出産、育児につきまして、夫婦で学んでいただくことにより、母性、父性の意識を高め、お互いに思いやりを持って協力し合い、育児を行っていく家庭環境の創出を目指しております。昨年度は4コースを開催いたしまして、合計88の方に御参加いただいております。

こうした取り組みのほかにも、子育て、福祉、教育の各分野の施策におきまして、男女共同参画の視点を積極的に取り入れることにより、当町がより住みやすい町へと発展していくものと期待をしております。

さて、これまで申し上げましたとおり、当町では吉田町男女共同参画プラン（第2次）に基づき、男女共同参画の推進に取り組んでおりますが、本プランは、平成29年3月をもって計画期間が終了いたしますことから、現在、次期プランの策定に向け取り組んでおります。

次期プランの策定に当たりましては、国や県の取り組みと連動、連携を図りつつ、男女共同参画に精通した方々に策定検討組織の委員に御就任をいただき、当町の男女共同参画推進の方向性に関して広く御意見をいただき、そのほかの計画と同様にパブリックコメントを実施をし、町民の皆様の御意見を反映させたプランとなるよう調整しております。

次期プランにおいても、さまざまな分野において実効性のある男女共同参画の推進を図り、

第5次吉田町総合計画の将来都市像に掲げる「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現を目指してまいります。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありませんか。

4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。お願いいたします。

通告の中で申し上げましたように、いろいろとあったわけですが、着実に男女共同参画社会というふうなものが進められているということが確認できて、大変うれしいわけですが、さて、これからちょっと細かいことで恐縮ですが、幾つか聞かせていただきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

まず一つ目のところですが、事業主等に意識の向上を図り、ワークライフバランスの実践を促すというふうなことがありましたけれども、現在、ちょっとわからないかもしれませんが、事業所の理解ということで、特筆するような理解が高い、またはもう一つ理解がちょっとされていないかなというようなことがあればお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 御質問の要旨が少し広いようですので、大変申しわけございませんけれども、もう少し絞ってお聞きいただければと思います。お願いします。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。

失礼いたしました。

それでは、事業所が男女共同参画について、どのような理解をしているのか、このところは、この企業はすばらしく、共同参画として理解が進められていて、実践をしているというようなことがあれば、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 先ほど答弁の中でも御説明をさせていただいておるところでございますが、男女共同参画社会づくりの宣言事業所、団体につきましては、こちらは静岡県が行っている制度でございます。現在、こちらの事業所として登録されている町内の事業所が16団体ということまでは、先ほど御説明させていただきました。

そういった中で、細かいこのようなことをやっていますよということは、そちらの取り組みの中で述べられているわけでございますけれども、この16団体以外にも、例えば当社が当町以外のところであって、支店、支所等が町内にある団体におきましても、事業所全体としては取り組まれているということでありまして、一概にこちらの数字を出すのは大変難しいわけでございますけれども、それぞれの取り組みにおきまして、例えばどういった団体、どういった取り組みがされているということにつきましては、例えば育児・介護休暇を取得しやすい環境をつくられたりとか、それぞれがそれぞれの企業において、男女共同参画において、それぞれの取り組みを公表されておりますので、具体的にここがというのは、ちょっと一概に言われないのかなというふうに思っております。

また、これが当町においての当町が進める直接の事業であるとなると、またちょっと違ってまいりますけれども、そもそも事業所それぞれ個々でお取り組みになられている取り組みでございますので、ただいま御紹介させていただくような内容だけが全てではないと思いま

すし、それをここで個々に一つずつ申し上げるのもまた少しあれなのかなと思いますので、以上とさせていただきます。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。

ありがとうございました。

それでは、次、質問させていただきます。

基本プランの中で、アンケート調査がありまして、アンケート結果ですけれども、働くために障害の長時間労働や残業が54.7%、それから育児施設の不安というのが50.7%、これらについては、今、当町においては、特に育児施設については、子育て支援というふうなことで実践が行われていますし、このところは、どんどんこの不安は少なくなるというふうに思います。

次なんですけれども、出産後の再就職というのが38.9%でして、これは当町だけではなくて、全国的にそういうふうな不安があるわけなんですけれども、このことについての就労支援といえますか、もし行政として何かできるというようなことが、またお考えがあればお聞きしたいと思いますけれども、実際のところでは、全国的に出産後、そして子育て後、再就職をしようとする、賃金が低い職場に限られてしまって、今までの経済生活が、家庭生活ですか、なかなか送れなくて、いろいろなところに支障を来してしまうというような現実があるわけなんですけれども、そこら辺のところの就労についての支援、育児についての子育て支援は、今なされているわけなんですけれども、そここのところのもし策があればお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 企画課長、八木寿彦君。

○企画課長（八木寿彦君） 出産後の就業支援というお話ですけれども、今のところ、町が直接的に行うという事業等はございません。ただし、その意識の醸成を図るという手段につきましては、先ほど来お話をさせていただいている中で、御理解をいただいているかと思えます。

そういった中で、各事業所、私ども吉田町役場も一つの事業所でございますけれども、それぞれの事業所がそういったことに対してお取り組みいただく中で、またそういった取り組みがまた変わってくるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番です。

ありがとうございます。

なかなか各事業所、難しいところなんですけれども、私たちのほうでも何か案があったり、支援があればというふうに考えます。ありがとうございます。

それでは、次の質問させていただきたいと思いますけれども、今、先ほど町内会長さんのことなんですけれども、町長さんのほうから今10年間ということで、これがきっかけだというふうなことで今年度から始められたわけなんですけれども、これは大変にすばらしい、人数はまだ少ないわけですね。しかし、内容としては大変に濃いものがあるというふうに思います。

というのは、先ほど申しましたように、組長会に出たの町内会長さんの活躍であるとか、

または防災のときとか、いろいろな行事において、よいムードを醸し出し、共同してやるという姿が見えるわけです。

そこで、これからも増やしていただけたらと思うんですけども、そこの辺のところがちよっと具体的なことがなかったものですから、今現在、町内会長さんは3名いらっしゃるわけですけども、これ以上の働きかけ、各自治会に委ねられているかと思うんですけども、何かさらに一歩進めたものをお考えかどうか、すみませんけれども、あればお聞きしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 自治会役員の女性というような補助の関係、いろいろありがとうございます。

まず、先ほど答弁のほうでも申し上げましたとおり、この制度は27年にきっかけということで入れさせていただいた制度でございます。このときにも10年間の時限的という中で、3年ごとに、初年度だけではやはり成果というものが、成果はアウトプットだけの何人町内会長になったというだけのものですので、一応3年ごとに制度の検証を行って、各自治会の皆様等、いろいろお話を聞きながら次につなげていくというようなことで、ローリングをしながらということ考えております。

今現在、ここをというのは、今のところアウトプットまでしかありませんので、今後、その辺を検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

今、3年ごとに見直していくということですけども、私を感じ取ったところのよい点についてお話をしましたけれども、実際に今、行政のほうではどのような、まだ検討で、今そここのところまで行っていないかもしれませんけれども、いろいろ参加されたり、または見聞きして、印象で結構ですので、これは手応えあるとか、そんなことがあればお聞きしたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員さんの御質問でございますけれども、制度が始まったばかりでございますので、現在、それぞれの自治会等において、どのような意識の啓発が行われているのか、どのような自治会の運営が行われているのか、その辺がやはりもう少し時間をかけて見た上で、また、その辺のことを踏まえて、自治会とお話をして考えていきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

3年ごとということで、お待ちしております。

それから、次の質問なんですけれども、先ほどお話ししました家庭地域活動と仕事の両立というふうなことで、男性が19.1%で、女性が31.0%だと思うんですけども、これについて、ここのデータを見ますと、女性が大変に意欲が高いというふうにして思うわけですけども、このそれぞれ自治会活動の女性の活躍を見ても著しいところがある。つまり意識を高く持ち、それから地域の活動に参加しようとする大変積極的な姿が見えるわけですけども、

今この女性が31.0%、これをつまり女性の意欲を生かすというふうなことで具体策はといっても、なかなか抽象的なことなものですから、難しいことではあると思いますけれども、このパーセンテージをどんなふうに判断して、次の計画に生かせるでしょうか。

すみません、ちょっと抽象的だったかと思います。

実際になかなか私も難しいと思うものですから、意見をお聞きしたいなというところではあるんですけれども、女性の意欲を生かすというふうなことで、家庭生活と、それから地域活動、それから仕事、このところのパーセントが男性よりも高いと、これをまさに男女共同参画の中で、どのように生かすか。

一つは、だから先ほど話をしましたいろいろな地域の活動の実際の役についていただくなどということもあるかと思うんですけれども、もし具体的に、こういうふうな女性の登用方法であるとかがあれば、今、考えているというようなこととかあるでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問の具体的な登用と、これは非常に難しい問題であると私は思っております。

というのは、今、先ほどお話申し上げたことでございますけれども、ようやく自治会において女性の町内会長以上の方がお出になられて、今ようやく動き始めたばかりでございます。これが具体的にさらに拡大して、当然のことながら拡大していくことを行政当局は望むわけでございますけれども、そのためには、やはりその地域に住む女性の皆さんが、どのような意識を持たれるのか。

要は、今やっている活動が地域の女性の皆さんに、どのように腑に落ちていくか、落とししていくわけです。そういうようなものが具体的に高まっていく状況が生まれると、いわば女性の自治会活動に参画というものは、もっと大きくなると思っております。

それは一般的に、自治会活動に参加する方々というのは、それ相応のお年の方が多くなるわけでございますけれども、本当のことを申し上げれば、むしろ働いている女性の方が、実際に働くことと家庭生活において、かなり女性に対してやはり負担度が大きいというようなことがありますので、女性が家庭生活に占める役割のうち、ある程度の部分は社会というものが引き受けていくと、そういうふうな一つの社会のシステムをつくっていくことが非常に大事なことであり、私は思っております。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 4番、遠藤孝子です。

ありがとうございました。すみませんでした。

男女共同参画というふうなことで、男女がともにそれぞれの役割を果たし、性に基づいた力を発揮し、よい社会をつくるというふうなことで、その中で今おっしゃったように、女性自身、または男性自身が意識を高めて、そして、ある意味ではいろいろなことが社会化した中で、それが展開されるということが大事だろうというようなお話で、よくわかりました。

それから、じゃ、次の質問させていただきます。

女性防災士の人数なんですけれども、4年後に10人を目標としているというふうなことで、先ほど熊本のときでも、被災地の様子が報じられまして、女性が被災地での活躍、それからまたは女性の視点での力が大変に必要だったというふうなことで、改めてこの私たちの町でも、その視点を大事にしながら、つくろうというふうなことがよくわかりま

した。

4年後10人、これまた町長に言われそうですけれども、この10人というふうなこと、もっとまたは大きいかもしれませんけれども、さらに期待するといいますか、私とすると、例えば女性消防士をもう少し増やすというふうなことで、今、少ないということ、まだなかなか人数が増えないということを考えたときに、消防団員のことも同じことが言えるわけですが、やっただいて、やることにおいてのさらなるメリット、これは社会貢献というふうなことで、参加する女性防災士になろうとしている人、それから消防団員についても、そういうような使命感というのは、大変に強いと思うんです。

一方、それがさらに負荷といいますか、例えば社会貢献をしたというふうなことで認められ、そのことが何かの形で生かされる。履歴という、ちょっと生々しくて余り使いたくないですけれども、例えば就職であるとか、ほかのことであるとか、そういうふうなものに生かされるような制度といいますか、そんなふうなものがあれば、さらに人数も増えてというふうなことを考えますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。ちょっと防災士さんと、それから消防団員のこと、ちょっと私、話がごっちゃになっていますけれども、それをひっくるめて、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

議員おっしゃられますように、総合戦略の中では、女性消防団員の確保につきましては、31年度までに10人を目標という形で確認をさせていただいております。

女性消防団員につきましては、基本団員より別に機能別団員という形で、通常の消防団活動よりも今の基本団員をバックアップをすると、基本団員が決めた特定の職についていただくと、例えば女性団員につきましては、防火指導であるとか、消防団員の式典などを行うラップ隊の隊員であるとか、そういったところで機能別に行っている制度を今、設けております。その中に今、女性消防団員を含めてございます。

そういったところで、通常では消防団員のバックアップをするというところで、余り通常の基本団員よりも負荷を若干和らげて、入団をしやすいというようにところに努めているというようにところでございます。

それから、防災士につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、現在9人の方が防災士の資格を得られておられます。その中で、現在、この防災士になっていただく前提で吉田町が行っております地域防災指導者の養成講座を開催しております、その講座を終了された方、その中で、まだ意欲がある方につきましては、防災士の資格の試験を受けていただいて、防災士になっていただいているという形でございます。

さらに吉田町の地域防災指導員の認定要領に基づきまして、地域の防災リーダーとして活躍をしていただける方につきましては、この要領に基づいて地域防災指導員として活躍をされておられますけれども、その地域防災指導員については3名の方が、地域防災指導員として活躍をされているという形でございます。

議員の御質問については、こういった方々が将来的に優遇されるような制度はないかというようにことだと思いますけれども、現在、そういった制度というものは町は持ってございませんが、もちろん女性消防団員も女性防災士も地域のためにみずから、それから共同、地域のために活躍をしていただくという認識で活躍をしてくださっておりますので、今後もそ

ういった高い意識を持った方々ですので、そういったところで町も若干バックアップをしながら育成をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君。

○4番（遠藤孝子君） 遠藤です。

ありがとうございました。

それでは、次ですけれども、中学生におけるというふうなことでお聞きしようかと思ったのですが、全て学校現場では行われているということで、特別教育活動であり、さらに初体験の中で、男女の差なく、それぞれが性に基づいた役割を担っていると、細かい日常生活の中でも、そういうことがなされているということで、一層進めていただきたいというふうに思いました。ありがとうございます。

それから、大きいことでして、男女共同参画が推進するというふうなこと、推進させるということが第5次の中にも入ってしまして、それがよい吉田町をつくるというふうなことにつながるというふうなお話がありました。

私も男女がともに生きて活躍するという社会は活気が生まれるわけです。この活気が住みやすさを促し、働きやすさを生むと、そういうふうなことが、先ほど町長さんもおっしゃいましたように、吉田町に住もうというふうなことにつながり、人口増にもつながるだろうと、さらにはコミュニティづくりが推進されて、ついに住みかになると、私もそうでございますけれども——ということで、一層、男女がともにつくる社会が、よい吉田町をつくることにつながるということを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で4番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大塚邦子君） 引き続き一般質問を行います。

9番、増田剛士君。

[9番 増田剛士君登壇]

○9番（増田剛士君） 9番、増田剛士です。

私は、さきに通告しました公共サイン及び案内誘導看板等の整備について一般質問を行います。

昨年12月定例会の一般質問におきまして、交通町づくりの観点ということを取り上げさせ

ていただきました。今回もそのような意味で、交通町づくりという意味も含めて質問させていただきます。

当町では、都市計画道路の東名川尻幹線、富士見幹線、住吉幹線、そして榛南幹線が開通し、交通の便が大変よくなりました。幹線道路の充実に伴い、通過の町と言われたいよう、町は今後、にぎわいづくりとして、観光事業にも力を注ぎ、交流人口の増加を目指す方針が示されております。来町者及び町内在住の方が、町内の目的地に安全にスムーズに到着できることは大きな魅力であるかと思えます。そのために、わかりやすい公共サイン及び案内誘導看板等の整備が必要であり、静岡県では、公共サイン整備に当たっての基本方針が示されてございます。

これらを踏まえまして、以下、質問いたします。

1、新たな幹線道路の交差点に交差点名の表示がございません。そうした中で、設置に関し、町の対応はどのようになっておるでしょうか。

2、観光案内として名所、旧跡等への誘導看板の整備が必要であると考えておりますが、整備の検討は。

3、災害を想定しての避難路、津波避難タワーへの誘導看板等の整備は。

4、町のホームページがリニューアルされましたが、公共施設、観光施設等の案内誘導情報が少ないと感じております。さらなる充実を望みますが、対応のほうはどうでしょうか。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 公共サイン及び案内誘導看板等の整備についてお答えをいたします。

まず、公共サインの整備の考え方につきまして御説明させていただきます。

御承知のとおり、公共サインは不特定多数の方が利用する公共性の高い道路案内標識や施設案内標識などの総称であり、公的機関が設置主体となり公共空間に設置するものでございます。また、さまざまな情報・機能の付加やカラーを統一することにより、町を演出するための道具としても活用されております。

これらを踏まえ、町では都市計画マスタープランにおきまして、景観に配慮した看板やサインの設置、誘導に取り組んでいくものとしており、利用者の立場に立ったわかりやすい公共サインの整備に努めております。

整備に関しましては、静岡県が平成19年4月に策定をしました、しずおか公共サイン整備ガイドラインにのっとり進めております。このガイドラインの骨子を申し上げますと、三つの基本理念からなっております。

一つ目は、利用者の視点に立ったわかりやすい公共サインの整備でございます。これは円滑な移動を促進し、目的地や観光資源を適切に案内するため、利用者の視点に立ったわかりやすい公共サインを整備するというものでございます。

二つ目は、国際化に対応した公共サインの多言語化、ピクトグラムの活用でございます。これは公共サインは、日本語、国際語としての英語、ピクトグラムを基本とし、必要に応じて多言語化するなど、ユニバーサルデザインに取り組んでいくというものでございます。

三つ目は、景観への配慮でございます。これは周辺景観との調和のため、色やデザインに

配慮しながら、適切な箇所に必要最小限の公共サインを整備するというものでございます。

この基本理念に基づき、東名川尻幹線、富士見幹線、住吉幹線の都市計画道路3路線の開通に伴い、新たに町内8カ所に施設案内標識を設置したところでございます。

また、公共サイン以外の商業用看板などの屋外広告物につきましても、無秩序な設置を認めてしまいますと、都市や自然の景観が著しく損なわれ、また、設置した屋外広告物が倒壊したり、信号機や道路標識の見通しを悪くし、交通事故を発生させる危険も出てくることから、屋外広告物の設置に際して、良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止を図る必要性から、この対策の一環として、県では静岡県屋外広告物条例を施行し、規制を行っているところでございます。

なお、この条例により、町内におきましても国道150号、東名川尻幹線、富士見幹線など、一部の指定された道路におきまして、屋外広告物の規制が行われているところでございます。これらの町としての公共サインの整備に関する考え方を踏まえ、以下、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の新たな幹線道路の交差点に交差点名の表示がないが、設置に関し町の対応はについてお答えをします。

町は、道路の整備や供用開始に当たりまして、交差点名の表示も含め、道路管理者として、静岡県公安委員会に対し、道路法第95条の2第1項等の規定により協議を行い、事業を実施しております。

また、現時点で町内における交差点表示を設置している場所でございますが、国道150号の片岡、青果市場北など合計7カ所で、今回、供用開始をいたしました幹線道路の交差点には、交差点名表示の設置はしておりません。

交差点名の表示につきましては、先ほども申し上げましたとおり、牧之原警察署と協議を行っており、静岡県警察本部による交通規制のマニュアル等を基準としております。

設置箇所の大まかな基準を申し上げますと、信号機が設置されている主要な交差点であると聞き及んでおります。

町が交差点名の表示が必要と判断した交差点につきましては、個別に検討がなされ、設置が可能と判断された場合には、道路管理者が交差点名の表示を設置することになります。

新たな幹線道路の供用開始を含め、町内の交通環境の変化は急速に進んでいることから、今後、交差点名表示の設置につきましては、関係機関と協議を行い、道路利用者の利便性向上に向けて適切に取り組んでまいります。

次に、2点目の観光案内として名所、旧跡等への誘導看板の整備が必要であると考えますが、整備の検討はについてお答えをします。

初めに、名所、旧跡等への案内を目的とした誘導看板の設置状況につきまして御説明をさせていただきます。

当町の主要な観光施設でございます展望台小山城につきましては、国道150号片岡交差点の東西に道路案内標識がそれぞれ1カ所ずつと、主要地方道島田吉田線の山崎橋北側に誘導看板が設置されております。また、静岡うなぎ漁協直売所前の誘導看板におきましては、東側からは展望台小山城、西側からは吉田公園を御案内しております。

直近では、平成26年度に東名川尻幹線の開通による交通の流れの変化に伴い、展望台小山城への導線が変わったことから、幹線道路沿いに誘導看板を新たに設置したところでござい

ます。また、町民の皆様だけではなく、町外からお越しいただいた方にも吉田町の地理をわかりやすく御案内できるよう、平成27年度に吉田町内施設案内標識設置工事を行い、東名川尻幹線を中心に施設案内標識を8カ所設置し、展望台小山城及び吉田公園への誘導を図っております。

こうした観光施設への誘導看板の整備につきましては、年々増加する当町への来訪者を目的地までわかりやすく安全に誘導を図るためには重要であると考えております。

また、議員御指摘のとおり、町内には、展望台小山城や吉田公園など、従来から定着している主要な観光施設だけではなく、能満寺のソテツや萬年のサツキなど、町の文化財として指定されております名所、旧跡等が多数ございます。

今般、こうした貴重な観光地域資源を活用し、観光客を引きつけ、呼び込むことで交流人口を増やし、地域の活性化につなげることが重要視をされております。現在、よくばりマップにおいて文化財を掲載しているところがございますが、これまで観光資源として認識されていない地域資源の魅力を高め、観光資源として活用していくことも必要であると考えております。

しかしながら、誘導手段につきましては、誘導看板設置に伴います景観への配慮や用地の確保等を考慮しますと、現状ではこれまでどおりホームページやマップを活用した情報発信により行うことが望ましいと判断をしております。

そのため、今後におきましては、富士山静岡空港や東名高速道路などを利用して、当町を訪れていただける方への情報発信拠点として、シーガーデンシティ構想における北オアシスパークを活用していくとともに、観光やイベントに関する情報に加えて、名所、旧跡等の地域資源の情報発信も積極的に行い、新たな人の流れをつくり、にぎわいの創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、3点目の災害を想定しての避難路、津波避難タワーへの誘導看板等の整備はについてお答えをします。

町は、皆様を避難対象区域から安全かつ迅速に避難させ、避難場所、避難所及び津波避難タワーなどを有効に機能させるために、啓発や情報提供を行うための案内看板等の整備は必要であると考えており、津波から適切な避難誘導を図るため、海拔表示及び津波避難ビルの標識の設置を実施してまいりました。

具体的には、津波浸水区域内に海拔表示を100カ所、指定避難場所の海拔表示を30カ所、また津波避難ビルにはピクトグラムを10カ所表示をいたしました。

今後はこうした取り組みに加え、津波避難タワーなどの避難場所及び避難所の案内看板については、全国的に統一された図記号を用いて、誰もがわかりやすい表示となるよう進めてまいります。

また、避難誘導のための看板設置についても、より安全かつ迅速な避難を確保するための取り組みとして、検討してまいります。

次に、4点目の町のホームページがリニューアルされたが、公共施設、観光施設等の案内誘導情報が少ないと感じる。さらなる充実を望むが対応はについてお答えをします。

当町のホームページにつきましては、昨年度、情報量の増加や利用者の多様なニーズに対応するために、デザインを一新し、「誰もが見やすく、使いやすく」をコンセプトとして、ホームページをリニューアルしたところでございます。

議員からの御質問の公共施設、観光施設等の案内誘導情報につきまして、ホームページリニューアル後の状況を申し上げますと、公共施設、観光施設、町内公園それぞれについて、一覧が表示されるページがございます。このページには、施設の位置情報も表示をされているため、施設が町内のどこに位置しているかがわかるようになっております。

さらに施設の一覧から、目的地の施設をクリックしていただきますと、施設の住所、電話番号、問い合わせ先等の詳細な情報が表示されるとともに、グーグルマップにもリンクしておりますので、その施設の位置情報など詳細な地図で確認できるように構築されております。

また、国際化への対応としまして、日本語、英語のほか中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語に表示することが可能であり、ホームページリニューアル後は、従前のホームページに比べ、格段に利便性が向上しているものと認識をしておりますが、観光施設誘導情報は、あくまでも目的地へ到達するまでの誘導としての手段でございます。このため観光誘導情報の充実、いわゆる効果を上げるためには、魅力的な観光情報とリンクしているかが鍵となります。

町の観光情報に対しまして、ホームページなどの利用者が魅力を感じ、また興味が湧き、ぜひ行ってみたいと思うような観光情報を提供していくことが、観光誘導情報充実のポイントであると考えております。この点につきましては、本年度、吉田町まちづくり公社に委託をし、新たに町内企業等の情報やにぎわい、魅力情報を発信するまちづくり情報発信プラットフォームを構築する予定でございます。

このまちづくり情報発信プラットフォームのホームページが開設をされ、さらに町のホームページとリンクすることによりまして、町の情報発信のさらなる充実が図られるものと考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

再質問をさせていただきます。

まず最初なんですが、新しい幹線道路の交差点表示についてなんですが、先ほどの答弁の中で、今後、牧之原署及び関連の団体と協議しながらということでもございました。これ前もって、もう道路ができる時点で、信号機もそうだったんですが、前もって、ここここは必要ですねというようなことを町のほうから、その関係機関に伝えて、開通のときには、もうそういったものができているというような形の体制というのはとれなかったんでしょうか。まず、それを1点伺いたします。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 新しい道路をつくった関係で、建設課長の私がお答えを申し上げます。

議員がおっしゃっておりますのは、信号機もそうですけれども、新しい道路ができたときには、当然、交差点協議という中で、信号機の設置とか、交差点名の表示の協議があつてしるべきではないかと、もしくは町として、そこが必要ではないかというようなことを訴えるべきではないかというような御質問に捉えましてお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。協議をしている中で——おっしゃるとおりというか、ごめんなさい——静岡県公安委員会の出先機関であります牧之原署と協議を行っております。

その中で、大体将来の交通量ですとか、流れ方というのを検討してまいりの中で、この主要な交差点には信号機が必要であろうというようなことで、信号機を設置してまいりました。

その中で、交差点名の表示ということにつきましては、信号機の設置に伴い、交差点の表示というものは告示行為でというか、そういうこともありまして、交差点の位置は公安委員会、牧之原署のほうで何番地とか、何番地地先とかいうようなことで表示はされていると思います。その中で、現に、じゃ、現地のほうで表示がしてあるか、ないかというお話になりますけれども、先ほど町長答弁のほうにもありましたが、道路管理者のほうで設置をしてまいりということの中で、その段階では、交通の流れが明確に判断できなかったこともありまして、交差点の表示をしなかったといういきさつがございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ちょっと話がわからないんですが、新しい幹線道路つくりますよね。そういう中で、交通の量の予測ができないから、あらかじめそういったものをしなかった。ちょっと話がわからない。

警察、公安でやることと、県のガイドライン、先ほど答弁の中にもあったんですが、公共サインの、そういうものがあるわけですよ。設置するのは道路管理者、看板というか、サインに関して。

その中で、その交通量がどうのこうのと、ちょっと理解ができないんですが、もう一度お願いできますか。何で前もってそういった協議をして、開通のときには設置できるというような状況にならなかったかということをお願いしたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 説明が不足してしまして、大変申しわけございません。

交通の流れとか、交通量というものは、言葉おかしですが、量はどのくらいのものか町外から入ってくる、大型車がどのくらい入るとか、乗用車がどのくらいとかという量でございます。方向につきましては、どちらから向かってくるとかということの中の流れのことを示す意味で、私はしゃべらせていただいたんですけども、そのところの中で、ちょっとこの交差点表示とは別のものでございますけれども、案内標識としまして、吉田町の中で、北オアシスパークと小山城と吉田公園と図書館、この4点を主に捉えまして、縦の背骨であります東名川尻幹線と榛南幹線のほうには、案内表示を設置させていただきました。

それで主要な施設には誘導を図っているということの中で、その大部分は、大変申しわけないですけども、県施工というか、県の部分でございますが、そういうことで対応させていただいた中で、交差点の表示は、今回はしなかったと。ちょっと説明不足というか、かみ合っていないかもしれませんが、そういうことでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 全くかみ合っていないですね。私が言っているのは、交差点表示のことであって、じゃ、その予算がこれだけあって、先にこの観光案内の看板をつくっちゃったので、足りなくなっちゃって、できませんでしたという話だったらわかるんですけども、その辺が全然説明がされていない。その中で、交差点の看板を私、今言っているんです。

実は、実際の例を述べさせていただきますと、ゴールデンウィークのとき、自分、商売やっています。その中で、何年かぶりに吉田町へ里帰りした方がいて、東名降りて、ぱっと

走ってきたと、ああ、広い通りできたねと、気がついたら海だっけ、迷っちゃったよという話があるんですよ。電話くれて、今、海にいるんだけど、どっち行けばいいのと。

だから、その間、間に、それぞれの交差点に今までの旧道との交差点であるとか、そういうところに表示があったら、もっとわかりやすく、よそから来た方が目的の場所に行けるんじゃないかということで、話をさせていただいているので、その点で、何でもっと早くから、道路ができるのわかっているし、そういう交差点があるのがわかっていると思うのにやっていなかったのかということでお聞きしているんです。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御質問の中の冒頭で、信号機とこの交差点表示と同じ扱いをちょっと受けたような気がしたものですから、そこからお話をさせていただきますが、信号機については、あらかじめわかっている中で、協議の中でも必要数、必要場所を提示いたしまして、どうしてもそこに設置をしてほしいと、こういうことで、これは町で設置できるわけではないものですから、こちらの要望を上げていくという形で、実現を図っていくわけですが、その結果として、県の予算等もある中で、対応が非常に事業の進み方も早かったということもございまして、少しおくれぎみの対応になってしまったと、こういうところでございます。

また、交差点表示につきましては、やはり公安委員会などとの協議の中でも行っていくわけですが、どういう表示方法にしていくかということについては、先ほど町長からの答弁にもありましたとおり、公共サインの原則に基づいたそういう中で協議を進めていくわけでございます。

その中では、必要最小限の公共サインというところを重視をしております。余り過度な表示をすると景観も壊してしまうし、わかりにくいことにもなるということがベースにあるところで、町として、通行される方々を誘導する方法としては、先ほど建設課長、申し上げましたけれども、あるポイントを絞って誘導すると、そういう誘導看板を重視をして対応していたというところで、交差点表示という協議の中で、積極的にそれを主張してはいっていないと、こういう結果がこういうところになっているというところなんです。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、今後はそういったシーガーデンシティ構想も絡めて、町外から来る方に対して優しい対応という意味も含めて、そうした交差点全部とは全く言っていないよ、主な交差点等については、交差点表示というものが必要であると思いますので、その点は、もう今後、検討はされるということによろしいですね。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまのこれも町長の答弁の中にございましたとおり、当町としてにぎわいづくりを進めると。しかも空港、それからインターのお客さんをできるだけ当町がにぎわいづくりをするその拠点までスムーズに御案内をさせていただきたいと、こういう方向にございまして、そうした中で、その交差点表示が非常に有効であるというようなことを確認する中で、いろいろな交差点表示だけではなくて、取り得る有効な手段はとってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そういった中で、有効な手段という中で、通称道路名表示というのがございますよね。資料をつけさせていただきますけれども、これは東京とかによくある、静岡市内にもあるんですが、何とか通り、青山通りとかあるわけですよ。そういったもので、一般的に、交通的には番号で言っていますよね。何号、何号、道路。県道にしても、町道にしても。そういう中で、じゃ、新しくできた東名川尻線とか、榛南幹線とか、住吉幹線とかというような、そういった名前の表示というものをつけていったらどうかなというのが自分の中にあるんですが、そういったことも踏まえて考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 今、道路名ということで、通称、今、一般的には榛南幹線であるとか、富士見幹線であるとか、そういうことで、町内ではそういう形で呼ばせていただくという中で、今後、その公共サインの交差点表示も含めて考えていく中で、検討してまいります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ行っていただきたいと思います。そうすると、本当に吉田町へ来た方に、大変親切な表示になるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次にいきたいと思います。

先ほどの答弁もあったんですが、災害を想定しての避難路、津波避難タワーへの誘導看板等ということではありますが、平成26年6月の私の一般質問の中で、やっぱりそのようなことをお伺いして、答弁の中で「町では推進区域以外に10の避難所を指定しておりますが、各避難所における避難スペースや避難路の状況などを勘案し、どの津波避難タワーからどの避難所へ移動するのか、どのような道路経路とするのか等の避難行動の詳細につきまして検討を進めております。今後、避難行動の詳細がまとまり次第、計画に沿った避難計画を実施するとともに、各津波避難タワーに避難先を明記した看板等を設置するなど、町民の皆様が避難所まで円滑に行動できるよう必要な対策を講じてまいります」という答弁をいただいております。

その後、次の年、27年3月の定例会、これはたしか予算のときだったと思うんですが、やはり津波避難タワーに看板をつけるというのはどうですかというようなことをお聞きしております。そのときは、「既にガイドブックを発行しておって、町民の方には認知されている」という御答弁がございました。津波避難訓練も、もう3回もやっておるので、避難タワーへの経路というのは、もうわかっているのではないかというような御答弁がございまして、最後のほうに「大きな看板も必要であることは認識している」というような旨の御答弁もいただいております。

先ほどの町長の御答弁の中でも、案内看板含めて看板というのは必要であるというようなニュアンスの答弁をいただいておりますが、あれから2年と時間はたっているわけなんですけど、いまだに看板というようなものが避難タワーにもついてはいないという中で、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

津波避難タワーへの案内看板等、避難場所への案内標識も含めましての御質問でございますが、津波避難タワーへの避難というところでは、議員おっしゃるとおり、以前からガイドブック等々を利用しまして、ソフト的に住民の皆様に場所等であるとか、そういうものはお知らせをしてきたという形でございます。

そのような中で、今回の町長の答弁の中でもありますとおりの、今後、津波避難タワーへの表示、そういったものは、もちろん前の答弁も含めて考えていきたいと思っておりますが、災対法が改正されまして、指定避難場所、それから指定避難所につきましても、災害の事象別に指定を今現在しております。そういった中で、そういったものを含めて、わかりやすいピクトグラムを使って表示をしていく。この避難場所は、こういった災害の事象で使える場所であるということも含めた中でやっていくというふうに考えております。

それから、先ほどもお話がありましたとおりの、案内については、無秩序と言ってはあれですけども、公共サインの基本の目標の中には、景観も配慮するというところもございます。必要などころに、どういったところが必要なのか、どういった場所につければ有効的なのか、効果的なのかということも含めて、そういったところからまずちょっとまた検討させていただいて、整備をしていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

もう避難タワーできて2年、3年とたっておるわけで、毎度そういったことに関しては、自分は提案というか、問いかけをさせていただいております。タワーに早く、外から見てもわかるよう、ここは何タワー、ABCでいいんですよ、それをつけてくださいよということで、ずっと言っておる中で、検討します、検討しますでずっと来ています。何か障害があってできないんでしょうか。そういった看板を設置する、サインをつけるということが。それをつけることによって、何かに不利益があるのか、そういった点があって、ずっと検討、検討で来ているのか。もう検討で答えとけばいいよという中でやっておられるのか、その辺のところをちょっとお答えいただきたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 今の御質問でございますが、まず初めに、津波避難タワーを整備したときに、いろいろ街区を定めてということは、もう御承知のことと思っております。

その中で、今までタワーのほうもアルファベットでちょっと言わせていただいていたんですが、そういった中でも、なかなか高齢者の方々含めまして、アルファベットだけでは、どこの場所であるとか認知しにくいというようなこともございまして、自治会を通して、タワーの名前、通称、そういったものをちょっとしっかり決めさせていただいた中で、標識の中にうたっていくという検討もしておりますので、ちょっとこれも含めて、今ちょっと考えているというところでございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） また返事は検討なんですけど、本当に検討してくださいね。実際どこまで動いているのかということがやっぱり見えてこない、本当に地元の方だけだったらいいんですよ。住吉区、川尻区の避難タワーの近くにお住まいの方だけなら別に、もうすぐわか

るじゃないのということが言われると思います。でも、これから、じゃ、観光客の方がみえる、よその土地からみえる、シーガーデンですよ。そうしたときに、全然わからない方がいるわけですよ。北オアシスパークへ行けば、そういったものが全部置いてありますから、それを持ってこないあなたが悪いんですよとは言えないでしょう。

その中で、やっぱりサインというものは必要だと思います。検討、検討じゃなくて、実際の動きをちょっとお知らせいただければありがたいなと思います。どうですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 町長の答弁の中にもございましたが、基本的には整備をしていくという形でございます。その中で、先ほども申し上げましたとおり、有効的な場所、それからタワーの名前等も含めまして、まずはそこからやっていきたいといふうに考えております。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひお願いします。

続きまして、町の観光案内についてなんですが、先ほどの答弁の中で、町のホームページには、マップへのリンクもされているしということで、今後、まちづくり公社のほうへやって、そちらともリンクをしていくよということでございました。

ホームページとか何とかというと、一応、言葉的にちょっとわかるかもしれないんですが、空中線というような形で、実際の場所へ行ってみているわけじゃないことなんですよ。じゃ、実際にそこに行ったときに、わからなくなっちゃうというのが非常にあると思います。場所が。

特に、先ほど萬年のサツキというようなことの紹介がございましたが、全然わからないですよ、あそこへ行っても。どこに萬年のサツキがあるのか、あそこまで行っても、全くこの表示がないのでわからないと思うんですが、私、何年前に行ったんですが、途中までナビでは行くんですね。付近ですとなって終わっちゃう。そこから行けないんですよ、場所。だから、せめてその近くまで来たら、こちらですよという矢印でも、そういった簡易なサインでいいと思うので、そういったものが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 確かに現在、そういった萬年のサツキ等に関しましては、誘導がありません。町長の答弁でも言っておりますとおり、よくばりマップ、観光マップに載っていたり、ホームページに載っております。現状のところを考えると、これまでどおり、そういったことでまず進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 現状どおりはいいんですけども、実際行って、たどり着かなかったら意味ないですよ。よくばりマップを見て、あれ見て行けますか。行けないですよ、一般の方。一般の方というか、町外から来た方があれを見て。じゃ、ナビで住所が出ますよ。入れますよ。あそこまで付近なんですよ、ナビ、行っても。特に萬年のサツキのあそこは、細い路地を歩いていかないとないし、駐車場はどこにあるのかもわからないような状況のところですよ。全然そういう、あそこまで行って表示が全くないので、通り過ぎちゃうし、もうあの辺でぐるぐる回って、まあいいやと、よそへ行っちゃうという可能性もあります。

だから、最低限の看板でいいと思うんですが、そういったものも一切もう考えないということで、もう現状がベストだと思っているということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 現状は、今、御質問にあったとおりだというふうに認識をしております。町として、どこへ観光客の皆さん方を誘導していくかということについては、もう少し情報を皆さんと共有をしながらいかないといけないと。

特に、今、御質問に出てまいりました萬年のサツキについては、町のものでもございませんですし、ほとんど多くのが所有者が民間の方であるということもございませすし、果たして誘導して受け入れ態勢をつくれるかどうかということも準備をした上で、標示をどのようにしていくかということでは進めていかなければいけないだろうというふうに思っております。まず、こういう非常に情報化の進んだ時代ですので、それに合わせて、いきなり、じゃ、そういう現地の体制もとれるかどうかということ、それはこういう時代であっても地道な取り組みが必要だと、こういうふうに思いますので、そうしたところとあわせて、どのような対応をとれるか。また先行的に、答弁の中にも出てまいったというふうに思っておりますが、能満寺のソテツなどについては、受け入れ態勢もできるし、もっと発信をしていけるものだというふうに思っておりますので、そうしたところについては、先行的に誘導を図るような取り組みをもっとしていくというような、そういう段階を踏まえて、少し進めさせていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 民間の観光施設というか、当然、民間だと思いますよ。そうした中で、萬年のサツキばかり言うては悪いんだけど、町の文化財としても指定をされておりますよね。だから全く私的というか、民間のものという感覚ではないと思いますよ。

町で指定している文化財——前回、文化財についてやったんだけど——そういったものが町内に幾つかあって、そういった趣味の方いますよね。今、本当にいろいろなマニアみたいな方もいる中で、じゃ、そこへ行きたいんだけどといったときに、何の案内看板も近くへ行ってもないというのは、やっぱり余りにも不親切だと思います。

その中で、わかりますよ。じゃ、看板どこへ立てるんだと、その立て賃も要る、看板づくり賃も要るというのわかるんだけど、そういう中をそれを所有者の方と話し合いをきちんとされて、していくのがやっぱりいい、するべきだと思うんですが、それを先にほかにやることがあるから、これからだんだんやっていくよということなのかもしれないけれども、今まで全然そういったものがない中で、今、質問させていただいていますので、ぜひ早急にそういったものを検討——それこそ検討になっちゃうんだけど——していただいて、設置のほうをお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 文化財で指定をされているようなものについては、所有者の方は、当然、承知をされておまして、ある程度公の目に触れるという機会を持たせていただくことについては、そこまでは御同意はいただいているのであろうというふうに認識をしております。

今の例などを申し上げますと、茶釜などもあるわけですが、ふだんはお住まいの中にある

わけですよ。それで、例えば地域で寄託の例えば文化財探訪とか、そういう事業を行うときには、あらかじめお願いをして見せていただくというような、そういう事前準備を行った中で拝見をさせていただくというような、そういう状況でございます。

それを絶えず表示をして、絶えず対応をできるようなものと、そうじゃないものというふうにいるいろいろなものがございますので、そういうところをもう少し細かく精査をしながら、どういう対応が好ましいのかというところを大変申しわけないですが、検討させていただければということで、何もしないということではなくて、そういう形でもう少しきめ細かく対応を図りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ありがとうございます。

前回の一般質問のときで、公開されているもの、されていないもの、教育委員会の考え方と観光面での考え方の違いというのは、十分理解させていただきましたので、理解しています。そうした中で、本当に誰が行っても見れるようなものが中にはございますので、そういうものに関しては早急に、そういったわかりやすいサインというものを設置いただければと思います。本当に提案でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町内入ってきて、本当に吉田町というのは、どこへ行ってもいろいろな表示があつてわかりやすい町だねというのも、一つの人を集めるポイントになってくるのかなと思ひます。

公共交通が余りない吉田町にとって、余計自家用車でみえられる方が多い中で、そういったわかりやすい表示、目的地にスムーズに行ける表示、これはぜひ必要だと思ひますので、検討、検討ばかりではなくて、実際に目に見える形で、早急にそれが設置されてくればありがたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会14日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大塚邦子君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、きのうに続き通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 三 輪 美 由 紀 君

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

〔2番 三輪美由紀君登壇〕

○2番（三輪美由紀君） おはようございます。2番、三輪美由紀です。

私は、本定例会一般質問に臨むに当たりまして、事前に通告してあります小藤路公園の維持管理についてと、スマートフォンを使った町民のパトロールシステムについてを、田村町長にお考えをお伺いいたします。

初めに、小藤路公園の維持管理につきまして田村町長にお伺いいたします。

小藤路公園は、芝生の広場、ブランコ、滑り台、また小高い丘、池があり、水辺のあるピオトープの公園として幼児から小・中学生、高齢者に親しまれております。18年8月に完成いたしまして、はや10年経過いたしました。10年の間に随分公園もさま変わりしているように感じられます。広い芝生の上ではグランドゴルフの愛好会の場所として多くの方の参加のもと、また仲間づくりや健康維持のために和やかな中でのグランドゴルフを楽しまれている様子うかがわれます。

また、隣にあります池では、保護者とともに釣り竿の先にさきいかをえさにしてザリガニとりやカエルをつかまえている姿も見えます。子供たちが夢中になって遊んでおります。保護者の方が、「家でゲームをしているよりも、公園で遊ぶほうがよっぽどいい」とおっしゃ

っております。

公園愛好家の方々は、池の周りの雑草を刈っているということでしたので、池の周りはきれいに管理されていることと思っております。

小藤路公園は、子供たちが水と戯れて遊ぶ格好の遊び場ですが、数年前から滝の水は流れていない時期があり、水やタイルは汚れ、石が投げ込まれております。ごみが水に浮かんでいる状態でございます。ビオトープの公園としてどうなっているのだろう、子供たちにとって果たして遊びたいと思う公園なののでしょうか。小・中学生は小藤路公園が友達との待ち合わせ場所でありました。今は行きたくないと言われておる状態でございます。家でゲームをしている子供たちが多く、私は公園で遊ぶようになってほしいとの思いもありますので、町民が安心して憩い、遊ぶことができる公園にするため、町はどのような対処をしているか、維持管理について町長にお伺いいたします。

1点目として、公園の利用状況を把握していますか。

2点目として、年間の管理計画は策定してありますか。

3点目として、地域住民や子供たちが安心して憩い、遊べる公園にするための施策はありますか、についてお伺いいたします。

次に、スマートフォンを使った町民のパトロールシステムについてお伺いいたします。

我が町では、町民の要望は組長さんから町内会長さんへ、それから自治会長さんへと行き、行政へ届きます。各担当課へ振り分けられ対応されてきたことと思います。しかしながら、自治会の関係者も各地区の仕事など忙しい日々を送られていることとお察しいたします。また、各担当課の方々の労力が少しでも軽くなればと考えております。今は情報化の時代になり、スマートフォンが一般化され、中学生や高校生、高齢者までICTを使う時代になってまいりました。

そこで、地域の課題を解決するため、町民と行政とで道路の補修箇所、公園のふぐあいや草刈り、ごみの問題など身近な問題を、町民が気づいたことをスマートフォンを使い写真などを添付していただき、町へすぐ知らせることで行政とともに解決を図っていき、町民と行政が一体となって地域の課題に取り組み、解決するなど、新たな仕組みを導入することについて質問をさせていただきます。

1点目として、各課、町の職員による町のパトロールの実施状況はどうか。

2点目として、土木要望などに対して処置する手順はどうしているか。

3点目といたしまして、町民がスマートフォンを使って、直接町に通報する町民のパトロールシステムを導入する考えはないかについてお伺いいたします。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 1点目の小藤路公園の維持管理についての3点の御質問についてお答えするには、この公園の整備方針が大きくかわりますことから、初めに、小藤路公園の成り立ちについて御説明いたします。

小藤路公園は、都市公園法第2条第1項において規定する都市公園であり、昭和61年9月30日に、面積2.4ヘクタールの近隣公園として都市計画決定がなされ、昭和62年度から用地

取得を開始いたしました。平成10年度からは基本設計の作成に取りかかり、住民の皆様の意見や提案を反映させる身近な公園整備を目指し、ワークショップ形式による「住民の意見を聞く会」を立ち上げ、これにより自分たちの考えによる自分たちの公園の基本設計が平成11年度に完成をいたしました。

平成15年4月には、工事の進捗に合わせて随時供用開始をし、現在の供用開始面積は2.1ヘクタールとなっております。

園内には、「公園の中に自然を再生し、自然の中で遊び、やすらぎを見つける」をテーマに、エントランス広場、多目的広場、憩いの広場、ちびっこワールド、幼児の広場、自由広場の6つのゾーンが設けられております。

このうち多目的広場は、災害時を考慮して平たんな面積を確保した広さ約3,000平方メートルの芝生広場として整備し、ちびっこワールドは「子供たちが自由な発想で遊ぶ」を基本理念に、極力、既製の道具ではなく、斜面を利用したデザインとしています。

また、奥の滝は、憩いの広場のせせらぎと同じく、この地域の貴重な資源である水を活用し、公園利用者のレクリエーション機能を向上させるものでございます。その滝の奥には、平成13年7月に住吉小学校創立100周年記念事業の一環として、生徒代表の方々に植樹をしていただいた住吉の森がでございます。

憩いの広場は、多目的広場との間を野草とせせらぎでさりげなく区分し、自然を身近に感じながらくつろげる空間を創出しています。このせせらぎは、住吉自治会役員、町内会長の皆様や住吉小学校6年生の意見を取り入れ、昔の川端の様子を表現し、子供たちが自然に触れることのできる空間としております。

このように、公園の計画段階から町民の皆様に御参加いただき、より身近な公園として愛着を持って長くかかわっていただける空間の創造を目指し、整備したものでございます。

それでは、まず1点目の公園の利用状況を把握しているかについてお答えいたします。

小藤路公園につきましては、都市公園という性質上、公園を使用するに当たり、他の利用者に迷惑をかけたり、園内の施設を傷つけない限り、どなたにでも御自由に御利用いただいているところでございます。

例を申し上げますと、近隣の保育園、小学校の課外活動や地元住吉区民のグラウンドゴルフ等が挙げられ、幼児から高齢者まで幅広い方々にさまざまな用途で御利用いただいていることは承知をしております。

次に、2点目の年間の管理計画は策定してあるかについてお答えします。

園内の芝生や樹木等につきましては、例年、業務委託により業者が維持管理作業を行っております。業務概要は、剪定工、施肥工、除草工、芝管理工であり、一部具体的に申し上げますと、園内全域の機械除草と多目的広場及びちびっこワールドゾーンの芝刈りについては、年2回実施をしております。

例年の委託範囲に加えまして、園内のその時々状況や地元要望により、必要に応じて作業を行う場合もあり、一昨年度につきましては池内のガマの撤去を、昨年度につきましては、憩いの広場及び住吉の森ゾーンの支障木の伐採をそれぞれ実施しております。

また、この公園には公園愛護活動を自発的に行う団体として、小藤路公園愛護会が発足をされております。会員の皆様には、年間の活動計画を立ていただき、その計画に沿って芝生広場や池西側自由広場のごみ拾いや除草作業等、公園利用者の立場から作業を実施し

ていただいております、より適切な公園管理に御尽力いただいております。

次に、3点目の地域住民や子供たちが安心して憩い、遊べる公園にするための施策はあるかについてお答えをします。

大変危険な状態であるとの御指摘をいただいたせせらぎですが、冒頭で御説明申し上げましたとおり、これは昔の川端の様子をビオトープとして整備したものでございます。そのため、昆虫や小動物等の生物がすめるような自然環境を維持すべく、これまでもあえて草刈り等は必要最低限に抑えて管理を行ってきた部分でございます。

また、公園全体が抱える課題としましては、園内に多くのごみが捨てられる状況が挙げられます。

町では、「出したごみは持ち帰ること」を基本理念とし、管理する全ての公園においてごみ箱の設置をしておりません。しかしながら、捨てられるごみの量は年々増加する傾向にあり、その多くはコンビニエンスストアや自動販売機で購入された飲食によって生じた生活ごみであることから、本来であれば利用者のマナーとして持ち帰って、自宅で処分されるべきものでございます。この現状は、「出したごみは持ち帰る」という基本理念が公園利用者の皆様にはよく理解されていないことは一因と考えられるため、今後は啓発も含めた対策に取り組んでまいります。

当面の施策としましては、職員等による園内の巡回数を増やし、ごみの軽減図ってまいります。また、景観を損なうおそれはございますが、ゴミ捨て禁止看板の増設につきましても検討してまいります。

加えて、近隣地域の子供会、小学校、保育園、PTA、小藤路公園愛護会など公園に関係の深い方のお力添えをいただきながら良好な管理に努め、多くの町民の皆様が身近なものと感じ、愛着の持てる公園を目指してまいります。

続きまして、2点目のスマートフォンを使った町民のパトロールシステムについての御質問のうち、1点目の各課、町職員による町内パトロールの実施状況はにつきましてお答えをいたします。

当町では、土木施設等の管理はそれぞれの事務を所管する担当課が行っており、中でも道路や河川、不法投棄を所管する課におきましては、定期的な町内パトロールを実施しております。実際の各担当課における町内パトロールの実施状況を申し上げますと、建設課では、町民の皆様が安全で安心して道路等を利用していただけるよう、毎週月曜日に道路パトロールを実施しております。このパトロールは2人1組で行っており、道路に穴などの陥没箇所を発見した場合には土のうやアスファルトでの簡易的な補修を行っております。なお、職員では補修することができない場合には、地図に修繕箇所を記載した道路維持補修依頼書により、契約業者に修繕を依頼しております。

また、都市環境課では、町民の良好な生活環境を維持するため、環境保全作業員が雨天等により作業ができない日に町内を巡視し、不法投棄のパトロールや道路脇の雑草の状況、道路の陥没箇所等のパトロールを実施しております。

このように担当課では定期的なパトロールを実施しております。また、こうした担当課の定期的なパトロール以外にも、不定期ではありますが、ほかの課の職員が通勤中や公用車で現場等に赴く際に異常を発見した場合には、担当課に現状と場所等を報告するなど、役場全体で町の状況に注意を払い、気がついたことがあれば、すぐに各担当課へ報告する体制

を整えております。

次に、2点目の土木要望等に対して処置するまでの手順はについてお答えいたします。

町に対する土木要望等の内容につきましては、軽微なものから多額の予算を必要とするものまで多岐にわたります。また、その要望方法も、要望書などの書面によるもののほか、担当課の窓口、電話やメールなどさまざまな方法で行われておりますが、原則としましては、土木要望等は各自治会を通じて行っていただいておりますので、各自治会を通じて行われる土木要望等における手順でお答えいたします。

まず、住民の皆様から要望事項がございますと、隣組の組長から町内会長を通じまして各自治会へ要望書が提出をされます。その後、各自治会で内容を確認し、総務課へ土木事業等要望箇所調書が提出をされます。総務課では、各自治会から提出をされました土木事業等要望箇所調書を受け付け、内容を確認した後、各担当課に要望箇所調書を配布いたします。

各担当課では、要望箇所調書を受領した後、実際に要望箇所の現状等を確認します。その後、安全性を初め、緊急度、効果等の視点をもとに対応を協議し、すぐに対応できるものについては処理をいたしますが、予算措置や他の関係機関との調整が必要なものにつきましては、必要な手続を経て対応することになります。

なお、各担当課では、要望箇所調書に対する処理状況や経過等を記載した回答書を作成し、総務課経由で各自治会へ回答する手順となっております。

以上が、各自治会を通じて行われる土木要望等に関する手順となるわけですが、この方法は各自治会と町との間で原則として行っている手順ではありますが、町への土木要望等は全てこの手順で行われているわけではございません。さきに申し上げましたとおり、土木要望の方法は、自治会を通じて行われるもののほか、担当課の窓口、電話、メールなどさまざまな方法で行われておりますので、これらの方法により町に土木要望があった場合は、直接担当課で処理できる要望以外は、総務を窓口として各担当課へ対応を依頼する手順で行っておりますが、緊急性を有しないものや、各自治会を初め、地域の皆様にかかわりのある事案につきましては、各自治会を通じて行われる土木要望の手順で要望書を提出していただくようお願いをしております。

これは、町への土木要望は、個人的なものから地域に関係するものまで多岐にわたっており、その要望内容によりましては不利益を受ける方が生じるおそれがあります。また、自治会を初め、地域の皆様が知らないところで要望がなされますと、円滑なコミュニティ活動に支障を来す恐れがありますので、原則として自治会を通じて要望書を提出していただくようお願いをしております。

例えば道路の新設、拡幅の要望など、用地など個人の財産に関係し、また地域住民の皆様にも深くかかわりがあるわけですが、地域での話し合いもなく、一個人や関係者の一部の意見で要望書が提出されることのないよう、これまでの町と各自治会とのかかわり合いの中で確立されてきた要望方法でございまして、町と各自治会とがそれぞれ窓口を一本化することにより責任の所在を明確化するとともに、地域の総意を受けた要望をそれぞれが共有するシステムとなっているわけでございます。

続きまして、3点目の町民がスマートフォンを使って直接町に通報する町民のパトロールシステムを導入する考えは、につきましてお答えいたします。

御質問のスマートフォンを使って直接町に通報する町民パトロールシステムは、平成25年

に千葉市が全国に先駆け、ICTを活用して市民と行政、市民と市民の間で地域の課題を共有し、合理的・効率的に解決する仕組みとして導入をしました「ちば市民協働レポート」、通称「ちばレポ」のことを言われているものと推察をいたします。

この「ちばレポ」は、従来の行政指導型ではなく、市民協働の町づくりを目指した画期的なシステムでございます。具体的な内容といたしましては、市民レポーターとして登録した市民がスマートフォンを活用して、「道路が傷んでいる」「公園の遊具が壊れている」「道路に雑草が生い茂っている」といった地域の課題を写真や動画で撮影し、位置付きのレポートを市に送信をします。市は、レポートの内容を専用のウェブ上で公開し、市民レポーターと情報を共有します。そして市では、そのレポートを行政でなければ解決できない課題と市民の力によって解決できる課題に切り分け、市民の力で解決できる課題は市民にゆだねる仕組みとして、市民みずからがサポーターとなって、地域の課題解決に参画していく取り組みで、例えば市民の力によって解決できる地域課題として「道路に雑草が生い茂っている」というレポートがあった場合には、その解決に向けて市民の皆様が草刈り作業に参加し、市民の力で地域の課題を解決してもらおうとする取り組みでございます。

さて、当町での地域の課題の把握につきましては、これまでの御質問で申し上げましたとおり、各自治会経由による土木等の要望書、職員によるパトロール、直接市民の方から電話やメールなどの方法で把握しているわけでございますが、このほかにも、吉田郵便局から道路損傷等の地域の課題の情報提供を受けるシステムがございます。これは、道路を常時良好な状態に維持し、町民生活の安全を守り、地域社会の発展を目指すことを目的に、平成10年4月に町と吉田郵便局との間で覚書を締結したもので、郵便局の職員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合に、速やかに町へ通報していただくシステムでございます。

このように、当町では、これまで地域の課題を把握するための間口を広げるなど、地域の課題を受け入れる体制を整えてまいりました。そして、地域の課題解決に向けては、基本的に町の管理責任のもとで課題解決を図るシステムが主流でございました。

議員から御質問の「ちばレポ」は、当町のような、ただ単に地域の課題を把握し、行政がいかに課題解決を図るかという視点だけではなく、市民協働の町づくりを目指すことを目的に、地域で解決可能な課題は地域で解決するといった市民協働を主眼にしたシステムでございますので、今後の当町の町づくりにおきましても大変参考になるものと認識をしております。

当町では、各自治会や各種団体の皆様が河川清掃や公園の草刈りなど、定期的に地域活動をされております。また、町民個人や町民の有志による団体の皆様も、草刈りや空き缶拾いといった美化活動を行っている方々が数多くいらっしゃいます。こうした地域活動をされている町民の皆様方と地域の課題を共有し、町づくりを進めることは大変有益でございます。

ICTが進展をいたしました現代社会におきましては、議員がおっしゃられておりますスマートフォンを活用したパトロールシステムの導入は、効率性の面からは非常に有効な手段であると考えておりますが、これまで当町と地域とのかかわりの中で確立されてきた土木要望等のシステムもございますので、新たなシステムの導入に当たりましては、しっかりとした制度設計が必要となってまいります。

今後、自治会の皆様とも協議を重ねながら、吉田町に合った地域の課題解決の方法を前向きに検討してまいりたいと考えております。

[発言する人あり]

○議長（大塚邦子君） 4番、遠藤孝子君、退席を許します。

それでは、再質問ありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。再質問をさせていただきます。

都市公園の利用状況の中、一番初めの整備方針、小藤路公園をつくったときのことは、私もちょっと前に一般質問をされた方のあれを見て、読んでおります。そしてまた、小藤路公園をつくったときもどういうふうにするかということでもちゃんと皆さんと相談をして、地域の住民と一緒にやってくれるということが示されておりました。でも、このごろの小藤路公園は、地域住民ということの私の理解としては、公園愛好会の方たちが草刈りをやってくれているというくらいの認識しかございません。時々行ったときには私もごみを拾ったりして、近所の人もごみを、タモを用いながら水の中のごみを拾ってくれておりました。それなもんだから、私もじゃ頑張らなきゃと思って、行ったときにはごみを拾って帰ってくるようなことをしておりました。成り立ちというのは私もきょう知りましたので、ありがとうございます。

それから、2点目として、ガマの撤去を昨年されたということをお聞きしましたけれども、ことしはアシですかね、ガマよりもまた別に、すごい、芝生のほうまで根が伸びて、今にも芝生のほうに入りそうなすごい勢いになっておりました。このごろ行ってみましたら、川辺のビオトープのせせらぎのところ、きれいに両側のほうがちゃんと整備されてきれいになっておりました。これなら散歩している方も気持ちよくせせらぎの音を聞きながら、また水の流れを見ながら気持ちよく散歩ができるんじゃないかなと、本当にありがたく思っております。

それで、ヨシですかアシですか、ちょっと私もわかりませんが、すごい大きい、背の高い丈夫なのが生えております。それをどういうふうにこれから管理していくのか。それともそのまま放ってどんどん増えていくのか、増えていくのをそのまま見ているのか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 小藤路公園内の池の付近のヨシ、アシが生えているということの管理方法ということでお答えをいたします。

ガマにつきましては撤去させていただいたという経緯はございます。日ごろ良好な維持管理には努めているつもりではございますが、先ほど三輪議員のほうからありました、町長のほうからもあります行政はサービス業だということの中で、マーケティングというか、住民意識も非常に私ども大切にしておるわけですが、その中で不快な思いをさせてしまっているということに対しましては大変申しわけなく思っておりますが、そういう中で一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。そういう中で、ヨシ、アシの取り扱いにつきましても適正に管理をさせていただきたいと思っております。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） 挙手をお願いします。

○2番（三輪美由紀君） はい、議長。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 三輪美由紀です。

ことしになりまして、ろ過施設の点検と整備ということで予算が組まれていると思いますが、これはもうやっておりますか。それともまだ予定はありませんか。滝のところの。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） ろ過施設がふぐあいということは承知しております。修理は今発注段階でございますので、早目に発注をして直したいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

それは、ことしの夏までに間に合いますか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） そのろ過の水は滝に行っています。御存じだと思います。滝はやはり夏が一番のメインだと考えておりますので、夏までには間に合わせる予定でございます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

それと、滝には今まで、豊富なきには数年前からずっと冬も出ていたと思うんですけどもね。それと、ことしの夏に間に合うということですけども、滝の水は一時とめますか、それとも1年中出しておきますか、それとも冬の期間はもう水は余り必要ないよということと定めるようになりますか。その予定をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 三輪議員の質問は、工事中的のお水のことでなくて、通年を通した公園の滝のお水ということで捉えさせていただきまして答えさせていただきますと、通年流す計画でございます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） もう1点お聞きしたいと思えます。

その滝のつくり方なんですけれども、今、汚い水がすごくたまっているんですね、滝の中に。そうするとすごいごみが入って、いろんなものが入っていて、あれはもう抜いちゃうということはできませんか。できないようなことになっていますか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 維持管理の面からも抜くことは可能でございます。

○2番（三輪美由紀君） そうしたら抜いていただけるとね……

○議長（大塚邦子君） 発言、挙手お願いします。

○2番（三輪美由紀君） はい、議長。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

そうしますと、今もちょっとたまっているんですね。木材とか石とかごみとかいっぱい入っていて、それで水も何だかよどんでいて汚い。さらに、もうちょっと汚れているから汚いと思うので、もし抜けたら、本当にきれいに抜いていただければと私は感じておりますけれども、またそこは考えていただければ結構でございますけれども。

はい、議長。

○議長（大塚邦子君） 続けてどうぞ。

○2番（三輪美由紀君） 次に、遊具がないとの父兄の声も出ておりますけれども、その遊具についてはどうお考えでしょうか。公園内に子供が遊ぶ遊具がないという。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 先ほど来お話の中の設計の段階でも、当時、住吉小学校の6年生の皆様にも御意見をいただいております。その中で、先ほど町長答弁にもありました川端の様子を再現していただきたいとか、昆虫のすみかをつくってほしいというようなことも含めまして遊具のお話もありました。その中で、現在の遊具で私どものほうは足りているという判断をしております。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

それとね、トイレの横に木のベンチがあります、たしかつくってあります。それももう古くなって傷んでいるんですが、新しい木陰にベンチがあってもいいじゃないかなと、ちょっとした休むところがあってもいいじゃないかなと感じますけれども、それはどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 道路とか橋もそうなんですけれども、今は新品にするということもあるんですけれども、長寿命化ということもあります。現場を見させていただいて、直せるものだったら直しますし、新しいものが適正であるということであるならば、それなりの処置をしてみたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） そのことをございますけれども、トイレのすぐ壁の横にベンチがあるんですね。そこで休んでもいいとは思うんですけれども、また木陰でちょっと休むところがあったら、もっとすっきりとした気分になってくると思うんですけれども、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 大変失礼しました。木陰へのベンチの設置ということで、ポイントがずれていたかもしれませんけれども、夏がかなりこの近年暑くなってきていますので、そういうようなことも視野に入れまして検討してみたいと思います。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

ぜひそのことも考えていただいて、皆さんが散歩にきてちょっと涼みたいというところで、気持ちがいい、すがすがしい気分になるように帰っていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、小藤路公園のところ、本当に水と親しむ公園でということで、滝のところでは小・中学生も水の中に入って今までも遊んでおりました。今ではもうああいう状態ですので、本当に子供はあそこにいるということを、ほとんど私も行ったときには見かけないしております。子供が水と戯れるというのは本当に自然のことであって、中に入っちゃいけないよ、危険だからということじゃなくて、少し1段目の一番下ぐらいだったら、子供たちが自然に足をつけてもいいような状態だと私は思っておりますので、そういうことを踏まえながら、これ

からもきれいに滝のところはやっていただきたいと思っております。

その一番上のほうに大きい石が随分投げられております、滝の中に。それで木材の大きいのもたくさん入っておりますので、それから、滝のほうのタイルも随分汚れておりますので、一度掃除をしないとちょっとということも考えております。本当に汚いところには汚いものが集まるといって、ごみがいっぱいたまっていれば、また同じようにごみを捨てていく人もいます。ですので、ちょっときれいにしておけば、本当にきれいだから捨てちゃいけないなという気持ちにもなりますので、ぜひ汚くなったら、ちょっとまたきれいにできるような状態にさせていただく。私も皆さんに、もしできたら公園のほうをきれいにさせていただきたいということを啓発していきたいと思っておりますので、ぜひそのことをよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大塚邦子君） そろそろまとめますか、いいですか。

○2番（三輪美由紀君） はい。

○議長（大塚邦子君） 質問、質疑をお願いします。

答弁求めますか。

○2番（三輪美由紀君） いいです。

それと、もう一つお聞きいたします。

最後にですけれども、公園は1年間を通してこれからどのように管理していくのかを、ちょっとお伺ひしたいと思っております。最後にお願ひいたします。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 町長答弁のほうにもありましたが、小藤路公園に関係の深い方々にも御協力をいただけるように、愛着を持っている公園を目指して取り組んでいきたいという中で、取り急ぎ私どもが考えておりますのは、職員のパトロール回数を増やしてみたりだとかということとか、答弁でも述べさせていただきましたけれども、そういうことから取り組みたいと思っております。定期的な維持管理も、当然、業者の方のお力もおかりしまして、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

この前、昨年ですか、本当にせせらぎのところに高い雑草がありまして、それが生い茂ってましたので、私は足を踏み外したら、中に大きな石がありますので、とっても危険な状態だと考えて草を取ってしまったんですよ、知らなかったものですから。そうしたら、やっぱり草を取ったらいけなかったようですけれども、どこまでが自然のままでいいのか、私もちょっと検討がつかみませんので、そのところだけちょっと。雑草が大きくなっちゃったら取っていいのか、悪いのか。ちょっと私もすぐ手を入れてしまったのですいませんけれども、一言。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃっているところは、主に川端の、あのせせらぎのところと捉えて答弁させていただきますと、あそこのところは川端の様相を表現したいということで、通称ビオトープ、全国的にもビオトープというんですが、それを目指してつくっているところでありまして、昔から言われておりますのは、ビオトープというのは自然のも

のにというところで、本当の自然がいいのか、人の手の入った自然がいいのかということが議論が分かれるところでありまして、そういうようなところで、やはり先ほど来申し上げていきますように、公園に愛着を持って来ていただけるようなシステムにしたい、そういう公園にしたいですので、公園と関係の深い方とコミュニケーションをとりまして、どういう状態がいいかということも町の意見も述べさせていただいた中で調整をさせていただいて、具体的に言いますと刈り込み方法というんですか、除草のやり方も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

了解いたしました。

次に、スマートフォンのほうのあれを質問させていただきます。

1点目のパトロールを実施しているということでございますけれども、皆さん、町の職員の方が大勢でパトロールのほうに出かけてくれているということですが、町民の目と行政の目と両方で見ただけだと、もっと早くいろんなことがわかるじゃないかなというふうに思っております。これはそうすると、町民の人たちも、大勢パトロールシステムというか、行政のほうに参加をしていただけたら、行政の人たちもまたほかの仕事もできるじゃないかなと、そういうことも考えておりますけれども、そこはどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） 議員から御質問の関係でございますが、やはり地域の課題といたしますか、一方的な視点ではなくて、やはり協働というところは非常に有益であると。これは住民にとっても町にとっても有益なことだというふうに考えております。

そうしたことから、やはり視点としましては、住民、それから行政という多角的な視点というのは必要だと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

2点目として、土木要望に対して処置する手順はどうしていますか。

大分事務を、組長さんから土木、各担当課へ行くまでにも、時間と業務も費やしていると思っております。それをまた、今までも電話で対応してくださる、それで窓口に来てくても対応してくださるということでやっていらっしゃったかもしれませんが、スマートフォンで写真もついて、メールなんかも文章もつけられますのでね、ぜひそういう取り組みというのもしたら、また時間のロスも短縮されますし、そして事務手続なんかもそんなにかかることもないと思っておりますので、こういうことをぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 総務課長、谷澤智秀君。

○総務課長（谷澤智秀君） スマートフォンでこれだけ今ICTのほうが進んできておりますので、そうした受け付け方法、手段としまして非常に有効だと思っております。ただ、先ほど町長答弁のほうでもありましたけれども、非常に要望、地域の課題というのは、軽微なも

のから大きなものまでいろいろございます。そうした中で、今自治会の、基本的に要望書ということで地域課題を共有するというので、これまでの自治会と町とのかかわり合いの中で確立されてきたものがございまして、この点も踏まえて、このスマートフォンというのは時間的なものであるとか、軽微なものについては非常に有効だと思っております。実際に、現状も、スマートフォンということかどうかはわかりませんが、今、当町ではメール等でも受け付けをしている中で、中には写真を入れて送っていただいている方もいらっしゃいます。そうしたこともありまして、そこはあくまでも町の担当課の総務のところにもメールで来るわけなんですけど、どこにやったらいいのかわからないところもあるかと思っておりますので、その点を工夫をしていけば、スマートフォンだけに限らず、スマートフォンも含めた中で要望を把握するという手段としては非常にいいかなというふうに思っております。

それからあと、ちばレポの関係でございまして、非常にこれは住民との協働という中で、町も総合計画の中で住民と行政と協働によって住民参加型の町づくりを推進するという中で一つの手段としては非常に有効なものだと思っております。また、美化活動であるとかふだんも行っていただいている方がいらっしゃいますので、ぜひその点を何とかシステムとして構築できればというふうに考えております。

○2番(三輪美由紀君) ありがとうございます、ぜひそのような……

○議長(大塚邦子君) 挙手をお願いします。

発言のときには挙手をしてをお願いします。

○2番(三輪美由紀君) はい、議長。

○議長(大塚邦子君) 2番、三輪美由紀君。

○2番(三輪美由紀君) 2番、三輪です。

それから、今のことでありますけれども、先日、田村町長が散歩をしているときに、途中でしたか、大浜の側溝で水が漏れているということで、すぐ気がついて、水道課ですかね、連絡をしてくれて、早く処置ができたということですね。ちょうど私も散歩に行って友達と話をしました。そうしたら、その人は、水が漏れていることを組長さんに言ったんですって、組長さんに言って、そうしたら、いや、まだ何も言ってこないとかと言っていましたので、田村町長がたまたま通りかかったので、そういうふうに早く処置ができましたけれども、通りかからなかったら、まだずっとそのままになっていたら、本当に大ごとになっていたかなということもおっしゃっていましたけれども、本当に大事に至らなくてよかったと、その友達も言っていましたので、本当にありがとうございます。

そして、知らない方もいらっしゃるんですよ、どういうふうに手続をしたらいいかということ。でするので、またそういうことも解決をしていただきまして、また皆さんで、直接連絡をすることで早く問題解決ができれば、本当にコストを削減できるような体制になれば、行政としても、私たちも気がついたらすぐ連絡できて、課に届いたかどうかということがまず心配なときもあります。組長さんから自治会長さんに届けたときに、本当に課のほうに届いているのかな、それとも自治会でとまっちゃったのかなとかって心配もございまして。そういうことも直接こうして知らせていただければ、本当に本人も、皆さんも、連絡しましたよということがわかりますので、ぜひそういうふうなことで、高齢者、そして企業の方には郵便局の方もお願いをしてやってくださっているということもありましたけれども、保護者の皆さんとか、道路の危険、ごみの問題……

○議長（大塚邦子君） 三輪議員、質問をお願いします。

続けてどうぞ。

○2番（三輪美由紀君） 本当に高齢者も大勢いますけれども、企業の方、また郵便局でなくとも、ほかの企業の方に対してでも啓発をしていただいて、気づいたことを町で連絡するようなシステムをつくって、また名前を登録していただければ、本当にしっかりとした情報が責任持っていただけると思いますので、またそういうことも一ついいんじゃないかなという事は思っております。ぜひそういうふうなしっかりした情報いただいて問題解決を図っていくという方法を考えてくださるかどうか、いま一度お答えをお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私のほうから総務課長のほうに、今後、町づくりに関しましては自治会との関係というものがこれまで以上に重要になってくると、そういうことがありますので、自治会との間のさまざまな情報交換であるとか、そういうふうな場をこれまで以上によく制度化して、住民の皆様の意見というものがよりスムーズに行政に届き、また行政からの回答というものがよりスムーズに町民の皆様のお手元に届くと、そういうふうな自治会との関係強化につきまして指示をしてございます。

今議員のほうからございました提案でございますけれども、基本的には、さまざまな回路というものが私は必要であると思っております。先ほど議員が、たまたま私が通ったと、水が増えていたもんですからすぐに、当時は下水道課長ですか、水道課長かな、に電話をしてすぐやったんですけれども、私も、毎朝も含めて大体8キロぐらいウォーキングしていますので、途中でいろんなことがよくわかります。そういった中で、当然のことながら必要なことは関係各課に話をして修理するように言っておりますし、実際ウォーキング姿もたくさんございますし、そういうふうなところでいわば見つけてくださるような、例えば道路の穴ぼこであるとか、ガスがちょっとおかしいとか、そういうふうなものについては、やはり幾つかの情報の回路をつくって、町が受け付けるというふうなことをしなきゃならないと思っております。

その場合でも、説明の中でお話し申し上げましたように、これまでの自治会とのいわば問題解決ルートもございますので、それとの整合性も図りながら、どんなふうにしていけばいいのか、そういうふうなことを考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。

私も吉田町が大好きなんですけれども、吉田町を本当に知っていただいて、吉田町を好きになって、吉田町をよくしたいねという精神が千葉のほうにも出ておりました。でも、本当にこれって住民の人たちも動いていただかないと、吉田町って本当によくないと思っておりますので、また行政からも町民の方にそういう啓発をしていただくような環境をとっていただいて、よろしくお願いいたしたいと思っております。

では、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大塚邦子君） ここで遠藤孝子君の着席を許可します。

以上で2番、三輪美由紀君の一般質問が終わりました。

◇ 藤 田 和 寿 君

○議長（大塚邦子君） 続きますして、10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田和寿でございます。改めましておはようございます。

4月14日午後9時26分ごろですか、発生しております地震は「平成28年熊本地震」と名づけられ、16日の午前1時25分ごろに起きたマグニチュード7.3、震度7の地震が本震とされ、今なお余震が続いている状況であり、大変甚大な被害が出ております。地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げるとともに、被災地におかれましての一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げるところでございます。

また、先日でございますが、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示しました全国地震動予測地図の2016年版が公表され、静岡県から四国沖にかけて南海トラフ巨大地震の震源域近くでは、前回の発表であります14年版より確率が軒並み一、二ポイント上がり、静岡市で68%など高確率となっており、大地震への備えの必要性がますます求められているところでございます。3.11より5年が過ぎ、吉田町も確実に都市防災・津波防災町づくりの進んでいるところでございますが、その一環でございます内容について、さきに通告したとおり、シーガーデンの整備について一般質問を行います。

シーガーデンシティにおいてシーガーデン整備は千年に一度の大地震による大津波に対する備えとして、津波防災まちづくりによる沿岸地域の新たな安全を創出する取り組みであり、また、シーガーデンにおいては、沿岸地域における新たなにぎわいの創出を図るものでございます。その整備は、豊かで勢いのある町を目指す魅力ある町づくりとして、多くの町民はもとより、町外の方々からも大きな期待が寄せられている事業と考えています。

そこで、本年度から防潮堤や多目的広場など工事の着手が予定されている川尻海岸を活用したシーガーデンについて、具体的内容を町長にお伺いします。

1、町から防潮堤のかさ上げ、海浜回廊及び多目的広場のイメージ図などが示されておりますが、新たな安全創出についてお伺いします。

ア、事業の現状及び今後のスケジュールは、どのようになっているのか。

イ、財産、生産活動を守る対策は、どのような内容なのか。

2つ目、シーガーデンのにぎわいの創出について伺います。

ア、多目的広場における水産振興について、担い手も含めどのような計画なのか。

イ、海浜回廊、多目的広場、県営吉田公園におけるにぎわいは、どのような計画なのか。

ウ、多目的広場の利用については、どのような予定であるのか。

エ、イベントなど企画や利活用について、町民の参画も検討されているのか。

3項目めとしまして、川尻海岸の東防潮堤に続き、港から西に延びて坂口谷川までの西防潮堤は、どのような計画なのか。

以上の内容について御答弁をお願いしたいと思います。

また、本日の参考資料としまして、企画課から提供いただきました川尻海岸を活用したシーガーデン整備イメージ図及びシーガーデンについての説明の資料をつけましたので、質疑、答弁の中でこの資料を活用していただきたいと思います。

よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） シーガーデンの整備についての御質問のうち、1点目の町から防潮堤のかさ上げ、海浜回廊及び多目的広場のイメージ図などが示されているが、新たな安全創出について伺いますのア、事業の現状及び今後のスケジュールはどのようになっているのか、及びイ、財産、生産活動を守る対策はどのような内容かの御質問につきまして、あわせてお答えさせていただきます。

初めに、シーガーデンの捉え方について申し上げますが、御質問の中にもございましたとおり、シーガーデンとはレベル2と言われる千年に一度の大津波から町土を守るための新たな備えで、かつにぎわいを創出する機能として整備される新たな社会資本の魅力と、その周辺部にある県営吉田公園や海岸などの既存の魅力が融合されて新たな魅力を生み出している海浜ゾーンの姿をイメージした当町独自の表現でございます。

このうち、レベル2の大津波に対する備えとにぎわい創出という二つの目的を同時に達成するために、川尻海岸において整備を目指している新たな社会資本は、直轄海岸防潮堤の背後地に防潮堤と一体的に設置する海浜回廊、国土交通省が設置を予定している大井川川尻地区河川防災ステーション、そして漁港東側の海岸部に設置する多目的広場がございますので、まず、これらのシーガーデン構成要素についての整備目的や経過を述べさせていただきます、あわせてそれぞれの現状や今後のスケジュールについてお答えさせていただきます。

さて、東日本大震災ではレベル2の大津波がもたらす脅威というものが具体的かつ鮮明に人々の脳裏に刻み込まれましたが、こうした状況を踏まえながら、その後に出された中央防災会議の大津波に対する国土保全の方針は、100年から150年に一度発生する程度の津波、いわゆるレベル1の津波はハード対策でブロックし、レベル2の大津波に対しましては住民の生命・財産を守ることを最優先として、ハードとソフトの施策を柔軟に組み合わせた多重防御により対処するというものでございました。

この方針の公表により、防潮堤の整備をもってレベル2の大津波を直接的にブロックするという対応は困難になったわけですが、当町では、これには悲観をせず、国の決定に沿いながらも、町の危急存亡を回避するため、多様な視点から柔軟な発想のもとで困難を必ずや克服しようと、前向きに対応するようにしてまいったところでございます。

当町といたしましては、沿岸域から宅地が広がる平たんな地形でありますことから、何としてもレベル2の大津波をブロックできるハード対策が欠かせないとの強い思いを抱きまして、当町の実情や考え方を国と県の関係各所に繰り返しお話をさせていただきました。そうしたところ、国土交通省が、東日本大震災の被災地以外では初めてとなる直轄海岸の整備方針を検討する「駿河海岸整備検討会」を、平成27年3月に設置をいたしました。

また、国土交通省は、駿河海岸整備検討会の検討結果を踏まえ、レベル1の津波を超える高さに対応する施設の整備と、これと一体となった粘り強い効果を発揮する海岸堤防の具体的構造について検討する「駿河海岸保全検討委員会」を、平成28年3月に設置をいたしました。

この駿河海岸保全検討委員会の結論は、本年10月から12月の間に出る見込みでございませ

て、国土交通省はこの結論を待って、当町を含む直轄海岸の整備に具体的に取りかかることとしております。

現在のところで示されておりますレベル2の大津波に対応するための川尻海岸における直轄海岸の整備方針といたしましては、国の粘り強い防潮堤の背後に、さらにかさ上げをして盛り土した構造物を国の防潮堤と一体となるように設置するというものでありますことから、当町では、直轄海岸防潮堤の背後地に防潮堤と一体的に設置する海浜回廊につきましては、盛り土のかさ上げ高をレベル2の最大津波高に余裕高を加味した高さにし、その天端に遊歩道などを設置してにぎわいを創出しようと計画をしているものでございます。

また、国土交通省は、大井川河口部に大井川川尻地区河川防災ステーションを整備する方針を決定しており、平成29年度に敷地造成を開始する事業計画案を示しておりますので、大井川河口部につきましても、直轄海岸における取り組みと一体となった備えを展開できるとともに、にぎわいづくりの面でも国土交通省と連携した取り組みを進めることができるのではないかと見込んでおります。

そして、吉田漁港の東側に整備する多目的広場でございますが、町は、本年度から水産庁の農山漁村地域整備交付金を受けまして、東防波堤から国の防潮堤までの間の約4ヘクタールの敷地に、海岸線から約10メートルの高さとなる高台を整備する事業に着手することとしております。

この多目的広場につきましては、平成31年度までには防災機能が備わるように事業を進めてまいりたいと考えておりますが、この多目的広場と国の防潮堤の背後地に設置をされる海浜回廊と大井川川尻地区河川防災ステーションの敷地とを連続させることによりまして、川尻海岸につきましてはレベル2の大津波が襲来をしても海岸線で防御できる機能が具備されることとなります。

また、海浜回廊の整備は、住吉海岸でも進め、レベル2の大津波に対しまして、町の沿岸部全体を海岸線で防御できるようにしてまいる計画でございますので、この海岸線一帯に連続をして設置される防災機能を有する魅力のあるシーガーデンが、一日も早く町内の全ての海岸部にあらわれますよう、渾身の力を振り絞って頑張ってまいります。

次に、2点目のシーガーデンのにぎわいの創出について伺いますのア、多目的広場における水産振興について、担い手を含めどのような計画かについてお答えします。

多目的広場の整備に関し、国と県に対し当町が目指す姿などを具体的に示して御相談させていただいたところ、水産振興を図ることを主たる目的としながら漁港施設の保全を図ることもできる水産庁の補助制度を活用して事業を進める方法が最良であろうとの御助言を賜りましたことから、町は多目的広場の整備につきまして、国と県との御助言に沿って事業を進めるようにしたものでございます。

こうした状況で事業を進めてまいりますので、完成後の多目的広場の活用につきましては、水産振興という点を最も重視しなければならないことになっております。

水産業の具体的な振興策につきましては、漁港やその背後地を保全する機能を高める取り組みと並行して検討し、具体化させてまいります。振興策を練り上げる段階では、特に南駿河湾漁業協同組合吉田支所と吉田町煮干協同組合には深くかかわっていただくとともに、具体的な取り組みの内容がより魅力的なものとなるよう、多種多様な分野の皆様からも御意見を賜りながら、その内容を固めてまいるつもりでございます。

続きまして、イ、海浜回廊、多目的広場、県営吉田公園におけるにぎわいはどのような計画かについてお答えします。

さきに申し上げましたとおり、川尻海岸におけるシーガーデンは、多目的広場と大井川川尻地区河川防災ステーション、そしてこの二つの拠点を結ぶ海浜回廊のほか、隣接する県営吉田公園と海辺を生かしたにぎわいゾーンを想定して諸事業を展開してまいります。そのにぎわいづくりの基本的なイメージとしては、多目的広場を舞台とする水産振興の取り組みと県営吉田公園のにぎわいを連結させ、相乗効果を生み出すように容易に移動できる仕掛けを施した海浜回廊を配置しようとするものでございます。

こうした取り組みによりまして、県営吉田公園に訪れたお客様も多目的広場に立ち寄っていただけるようになりますし、逆に、多目的広場に立ち寄っていただいたお客様は大井川の河口を臨み、県営吉田公園も楽しんでいただけるようになるものと考えております。

また、海浜回廊の魅力を増幅させるために、人が訪れたいインパクトのあるポイントもつくりたいと考えておりますが、こうした取り組みは、意欲があり、柔軟に発想されるいろいろな方々に参画していただかないと、よい結果を残すことはできないと思っておりますので、一般社団法人まちづくり公社を初め、多様な皆様方にかかわっていただく中で具現化を図ってまいりたいと存じております。

次に、ウ、多目的広場の利用については、どのような予定であるかについてお答えします。

多目的広場につきましては、水産振興を図る拠点としての位置づけを最も重視して利活用を図ってまいります。具体的には、今後、漁業関係者や民間の御提案も参考にしながら利活用の方策を固めてまいります。

続きまして、エ、イベントなど企画や利活用について、町民の参画も検討されているかについてお答えします。

多目的広場が完成をいたしますと、かさ上げ後にでき上がる広場の面積は約2.6ヘクタールとなりますので、直接的な水産振興の利活用以外にも、多様な用途での利活用が可能となります。

また、海浜回廊ができ上がりますと、県営吉田公園とタイアップしたイベントやシーガーデン全体を舞台としたイベントの開催なども可能となってまいります。

さらには、地場の特産品などを活用した新たな観光振興の取り組みなど、多様な活動が集積されればされるほどにぎわいが増してくるはずでございますので、大いに町民の皆様に参加していただきたいと思っておりますし、また、このシーガーデンを舞台のにぎわいを喚起しようとする意欲をお持ちの皆様の積極的な参画をも期待をしている次第でございます。

こうした意欲を示される皆様の相談窓口や牽引役の一つとなる機関として、今般、町の産業団体にも参画をしていただいて、一般社団法人吉田町まちづくり公社を設立したものでございます。

まさにシーガーデンシティ構想によるにぎわいづくりは、御質問にあります町民の皆様の参画のもとで進めることを目指しておりますので、これから意欲のある皆様の掘り起しを図りながら、町の総力を結集してにぎわいづくりを進めてまいり所存でございます。

次に、3点目の川尻海岸の東防潮堤に続き、港から西に延びて坂口谷川までの西防潮堤はどのような計画かについてお答えします。

さきに申し上げました国の駿河海岸整備検討会は、川尻海岸だけを対象に検討したもので

はなく、直轄海岸である住吉海岸も対象として整備方針を検討しておりますので、基本的な方向性としましては、既存の国の防潮堤と一体となった新たな施設を整備することによりまして、レベル2の大津波をブロックする取り組みを進めるという結論となっております。ただいまところ、具体的な整備イメージ図をつくりやすい川尻海岸を先行して整備に着手する動きとなっておりますが、住吉海岸につきましても順次海浜回廊が延伸されていくこととなります。

ただし、住吉海岸につきましては、既存の堤防際までたくさんの家屋が存立しておりますことから、目下、国や県と連携をし、最良の整備方針を検討しているところでございますので、住吉海岸の整備イメージをお示しできるまでには、いましばらく時間を要する状況でございます。

私、この質問を藤田議員から受け取りまして、非常にある意味においては戸惑っております。さきの選挙の前の議会で、私のほうから議員の皆様にも今後の防潮堤の整備について、ぜひとも議員の皆様にも御参考にしていただきたいと思いますと思っておりますので、理解していただきたいと思っておりますので、被災地であります東北地方の防潮堤整備につきまして、とりわけ岩手県の普代村、東日本大震災でたった一つ残った町でございますけれども、そういうのを含めて視察したらいかがでしょうかと、そのようなお気持ちがあれば予算は出しますよと言ったときに、何で行かなきゃならないんだと、こういうふうな議会の皆様の鋭い、いわば叱責を含めたような御意見がございました。何で行かなきゃならないんだと、これには私もびっくりしまして、いや、議会の皆様は防潮堤の整備については何の関心もないんだと、こんなふうに思っていたんですけれども。

それから、さきの選挙では、当然のことながら選挙戦を戦いました。

〔発言する人あり〕

○町長（田村典彦君） 不規則発言やめてください。私が答弁している。

○議長（大塚邦子君） 発言を許可しておりません。

町長、本題の答弁をお願いします。答弁を簡潔に、時間が限られてございますのでお願いいたします。

○町長（田村典彦君） 次に、この前の選挙で、これは私の造語ではございません、新聞用語で「反町長派議員」、これはもう固定した言葉でございますので、私の対立候補を応援されたわけでございますけれども、それについては私がとやかく言うものではございません。ここに選挙公報がございます。私の選挙公報には、はっきりと……

○議長（大塚邦子君） 町長。

○町長（田村典彦君） 何ですか。

○議長（大塚邦子君） 一般質問の答弁となっておりますので……

○町長（田村典彦君） 関連があります。

○議長（大塚邦子君） 本題に。シーガーデンの整備についてでございますので。

○町長（田村典彦君） 関連があります。関係はしてはいけませんか。

○議長（大塚邦子君） 一般質問の答弁になりますので、控えていただきたいと思います。

○町長（田村典彦君） ああ、そうですか。失礼しました。

議長から発言してはいけないとありますので、ここで終わります。傍聴者の皆様には申しわけございません。

○議長（大塚邦子君） 再質問ありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田でございます。

貴重な1時間という時間でございますので、御協力のほどお願いしたいと思います。

そういった内容については、また場を改めてお願いしたいと思います。

いろいろ御意見があるかもしれませんが、今町が取り組んでいることに対しまして、町議会議員としてしっかりとした形で内容の確認をしていきたいという趣旨で今回伺っておりますので、御答弁のほうよろしくお願いしたいと思います。

このシーガーデンにつきましては、冒頭通告したとおりでございますけれども、広いところで関心が高まっておりますし、被災地以外で、先ほども答弁があったとおり、吉田町だけでありますけれども、このような形で一步先んじた対応をされているということで、本当に期待するところでございます。

今までの答弁を聞いて感じたんですけれども、まず最初に、避難タワーを15基つくられました。それは国とか町、県、さまざまな関係機関が入った形の検討委員会で設計をつくって、吉田町方式という形で今つくられておりますけれども、我々議会に来たときには、もう全てができていた状態で、これをお願いしますという形で来ました。

今御答弁聞いておりますと、シーガーデンに関しましては、ハード的なものとはもかく、ソフト的なものは広く町民の皆様方から御意見を聞きたいということでございましたので、そういった趣旨もございまして、こういった情報を広く、早目に町民の皆様方に御提供して、いろんな御意見をいただくべきではないかなと考えて、今回質問しているわけでございます。順次質問を行ってまいりたいと思います。

冒頭でございますけれども、国のほうはL1、百年に一度ですね、通常というか、大地震ではないような、千年に一度の大地震（L2）には、直接的なブロックに関しましては、そこまではというような御意見があったんですけども、町のほうが、町長も参加されておりました国交省の地方整備局の駿河海岸整備検討会ですか、昨年3月から8月まで行われた、その検討会の中で、L2の津波に対することを直接ブロックするということまで、吉田町は認めていただいたということですのでよろしいんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私が当然国のほうにお願いしたときは、あの場で具体的なものとなったわけでございますけれども、基本的には、レベル2の津波が押し寄せた場合でも、それを食い止め、かつ越流させないというふうなことでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そのような意向を踏まえた形で3月の町長の定例会の施政方針であったわけですが、本年の3月7日から行われました国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所、もと理事がいらっしゃったところでございますけれども、そちらのほうに設置されました駿河海岸保全検討委員会におきまして、先ほど御答弁がありましたとおり、10月、11月ごろの最終的な結論を出すような形で検討されているということですのでよろしいんですよね。

○議長（大塚邦子君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 新聞報道でもそのような話になっておりますし、そのようにまた聞いております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 今それこそ、先ほどの三輪議員のお話ではないですけども、情報公開という形で、さすが国の機関でございます、中部地方整備局のほうのホームページをあけますと、詳しい内容がうたわれてございます。そちらのほうには出席者の皆様方の内容、配付された資料なんかも、一町議会議員である私も手に入れることができるという形で情報公開がされております。ホームページのトップで見ますと、河川の関係でありますけれども、海岸のページという形で、今回、吉田町、焼津市、牧之原市が参画しております駿河湾の内容について事細かく書かれているわけございまして、その中に、これから検討する内容も書かれているわけでありまして。

今、町長のほうから御答弁があったとおり、越流をさせないというような形での答弁があったんですけども、結論は出ていませんので、考え方としてですけども、国が、吉田町の場合はT.P.6.2ののり面の粘り強い海岸整備を国がやりまして、傍聴者の皆様方にも、裏側ですけども防潮堤の絵がかいてあると思っておりますけれども、それに④番という形で、町が独自にする設計までも、その検討委員会で詳細なるものを出していただけるということで、その決定に従って町が施工していくということによろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの駿河海岸保全検討委員会でございますが、駿河海岸整備検討会の結論を受けて、それを構造的にどういう整備をするのがいいかと、こういうことで検討をしていただいているものでございます。これによりまして、駿河海岸整備検討会の中では、本来の直轄海岸、国が直轄で管理をする防潮堤、それとあわせてL2対応をできるような構造物をつくっていくという方針に従って、それをどういう形にしていくかと、こういうことを技術的に今検討していただいていると、こういうところでございます。

したがいまして、この技術的なものが根拠ができ上がるということになってまいりますので、その国の堤防の背後地にでき上がる構造物についても、一体的にどういう整備を進めていけばいいかというところを検討していただいているということになりますので、それに従って、整備できるだけの設計指針も示されるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、その設計指針に基づいた形で実際的に町は設計を行っているということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 詳細設計部分については、まだ役割分担ははっきりしていないというのが事実でございます。国の堤防の背後地にできる構造物につきましては、駿河海岸整備検討会の中で役割分担が決まっております、その役割分担に従って整備を進めていくわけでございますが、それを一体的に設計をするかどうかというところについては、さらに協議をしていくと、こういう事項になってまいります。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、その検討委員会のほうに町の考え、前回の、昨年まで行われた考えでL2

津波を完全にブロックするという形での町が出されている盛り土、海浜回廊的な背後地につくります盛り土ですね、その高さというのはどのような形で、T.P.で言いますと具体的に何メートルでの設計のもとに、この検討委員会では検討されているのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この駿河海岸整備検討会の中では、先ほど藤田議員からも、構成メンバーとして牧之原市、それから焼津市が入っているということでお話がありましたけれども、当町も含めて三つの自治体が入ったわけですが、その中で主張は全てそれぞれ違っております。当町につきましては、L2の津波を完全に越流させない高さで整備をしたいということで、これは町長が一貫して当初から申し上げていたことをずっと継続して主張をさせていただいております。それに対しまして、よそのことでありますが、隣の牧之原市さんの場合は、L1までの対応を万全にすると、こういう国の方針に沿ったものでございます。あとまた、東の隣の焼津市さんについては、国の堤防のスタイルとしてT.P.6.2と8.2という二つのタイプがございます。その高いほうの8.2に合わせた整備を望むと、そういう主張でございました。

これに沿って、国のこの検討会の中では、それぞれの主張を一律に統一するというようなことは行わないで、それぞれの自治体の主張を尊重した形で高さも決めるということで、当町についてはL2津波、想定では最大9メートルでございますので、それを超える高さというところで今のところ検討を進めているという状態でございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） よその市は具体的な数字を言われたんですが、我が町は9メートルで……、具体的に幾つですか、T.P.。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 具体的に何メートルというところまでは、今のところいってなくて、地震動によって沈み込みも発生いたしますし、そうしたところも駿河海岸保全検討会の中では検討の材料の一つにはなると思っておりますので、そうしたものも含めて最終的な高さというのは出していくことにはなりますが、基本的には9メートルをブロックする高さとして、10メートルを超える高さというところでは想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） なぜそんなに詳しく聞いたかといいますと、先ほどの情報がオープンになっています国の検討委員会の中の資料でいきますと、吉田町域の吉田海岸の絵がずっと、牧之原、焼津市までの海岸の絵がありまして、それぞれのところの高さが越流高さと、越流する秒数が想定された実験をこれから2回ほどやっていくよという形で添付資料が出されているわけで、この資料を見たときに、川尻工区で町が想定している高さよりも越流する、また越流する秒数が何秒であるよというのがプロットされた図が入っているものですから、町長がお話しになられます完全にブロックするシーガーデンの防潮堤と、実際の現場で検討委員会の中で議論されている内容と少し違うのかなと疑問に思ったものですからあれですけども、ここで確認ですけども、うちの町としては、越流もしないし、越流する秒数もないという形で完全にブロックするような形での背後地の計画を出して、それをもとに検討委

員会のほうでは検討されているということによろしいでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 当町の主張といたしましては、その整備する防潮堤プラス防潮堤の背後地、今回、海浜回廊というふうに申し上げましたけれども、それと多目的広場につきましては、その天端から越流することがない高さを確保するというので整備を見込んでおりますし、そうした主張をしております。ただ、いろんなシミュレーションの中で、港もございますし、まだ未整備のところも出てくると、その段階的な中では、その背後地にほかのところから水が回るといふシミュレーションが出てくることは、可能性としてはございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

これは、町民の皆様方は多様な御意見をお持ちでございますので、津波避難タワーができたときに、実際に見て、この高さで本当に大丈夫なのかなど。東大の都司准教授がつくっていただいたいろんな形のシミュレーションの中でしっかりとした形でやっているから大丈夫ですよという形で。我々議員のほうにも、あなたたちはしっかりとした確認をして決定されたんですかというような質問をされますから、今回のこの海浜回廊につきましても、しっかりとした形のL2の津波もガードするんだと、越えないんだという形でのやはり確認をしていきたいという趣旨で確認させていただきました。

資料を見ますと、それぞれ形があるものですから、実際に検討させていただいたわけでございます。その資料を見ますと、確かに大井川河口からずっと来まして海浜回廊、今、多目的広場ですね、こちらのイメージ図でいきますと、港から少し大幡の水門の南側にありますグラウンドと駐車場ですね、多目的広場のところが10メートル、先ほど答弁ありました10メートルの4ヘクタールでございます。国交省のシミュレーションですと、この越流する高さが、漁港のほうに行きますとどんどん、どんどん高くなっているんですね。でありますので、この多目的広場のところで10メートルですけれども、ここから先の海浜回廊のところは、やはりその実態のシミュレーションに沿った形でいくのか、それとも天端というんですか、一番上の高さが10メートルで、この川尻海岸を活用したシーガーデン整備に関しましてはほぼ10メートルで、横一線で、T.P.10メートルという形でこちらの漁港入り口までもしっかりとした形となるのか、それについてはどうですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほど来、私が10メートルという目安は申し上げましたけれども、10メートルで確定をしていない要素をずっと申し上げているんですが、現状でもいろんなシミュレーションを使いまして、どういう最終の形にしようかということを検討している最中でございます。これまで国、それから県のシミュレーション、それから当町の独自シミュレーション、そうしたものも活用しながら、どういう形が望ましいかというところで検討している段階でございますので、この多目的広場の盛り土工事は始まっておりますけれども、その盛り土工事の完成後の姿をどうするかというところは、まだ今後の設計の中に委ねるところになっておりますので、そうしたところで、いろんな想定できるシミュレーションを使って万全な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 基礎部分というんですか、下の部分についても工事が始まるわけがありますけれども、先ほどからの答弁聞いていまして感じたことでありますけれども、これから海浜回廊ができて、それは千年に1回しか使いませんから、それに備えたあれですけれども、それだけでは。ですから、にぎわいの創出の中で町民の皆様とかいろんな方々のお知恵をいただきながら、その利活用、にぎわい創出の勢いのある町に向けての施策としての形ということになりますと、この上場の利用に関しましては、直轄海岸でありますけれども、町が自由度を持った形で利活用ができるということによろしいのでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 町がにぎわいをもたらす場所というのは、多目的広場については国の補助制度も活用しながら町が整備をすると、こういう部分でございますので、これは町が町のものとして使うと、こういうことになってまいります。

また、直轄海岸の背後地にできる海浜回廊につきましても、この海浜回廊の施設をどういう位置づけにするかということところは、まだ国と協議中でございます。それで、この保全検討委員会などの結論を、技術的な部分は捨て、そういう位置づけをどうしていくかということも国と協議を進めておりますので、そうした中でその位置づけが決まりましたら、町がどういう形で使っていけるかということが決まってまいります。にぎわいをもたらす取り組みをするというのは国のほうも織り込み済みの中で協議に応じていただいておりますので、そうしたいろんなものが国を挙げて動いている中で、当町のこの整備も始まっているということをお聞きいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

ある程度はしっかりした発言は難しいと、決定していませんから言えないと思っておりますけれども、今までの流れるに言うと、町の言い分は相当受け入れられる形で反映されてるんじゃないかなと思っておりますので、大変期待しております。

その中でもありますけれども、今は想定してなくても、これから多様な御意見をいただいてやっていくということでございます。それがシーガーデンシティだと思いますけれども、そうなったときに、また何回も例えを出して大変恐縮なんですけれども、津波避難タワーにおきまして、できてからスロープがないよ、いろんなことができないよ、町民の方々から何でというような話が出てきてございます。それは、そういった制度設計のもと、その補助金を使ってやっているということで、そういうものは非常に難しいということも理解しているところでありますし、そのときの第一義の目的が、命を守るということが第一であるということ、それを最優先にやった結果が今でありますし、後からいろんな動きが出ているということも十分理解するところでありますけれども、それについて前向きに検討されているということも理解をしております。

これから整備するものに関しましても、いろんな御意見はつくる過程で出てくると思うんですけれども、そういうものも受け入れられるような形での整備が可能なんではないでしょうか。それについてお願いします。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず、津波避難タワーの整備も、町長が危機に際したときの心構えとして、最善に期待し最悪に備えるということを通じてここまで参っているわけですが、その象徴的なものは津波避難タワーでございます。いつ発生するかわからない大津波の被害ということを考えれば、まずは命を守る対策を進めながら最善に期待するというので、まず津波の被害そのものを食いとめると、そういう思考を持ってここまで整備を進めておりますので、今回のシーガーデンについても、最悪に備えることに準ずるものとして、盛り土部分のハードだけはできるだけ早く目に見える形にしたいということがございます。

ただ、その上ででき上がりますにぎわい部分については、まだまだどういかにぎわいをもたらしていけるのかということも、またいろんなかかわり合いがない限りは、ハードをつくったからにぎわいができるというものではないというふうに認識しておりますので、そうした中でいろんな皆様方のかかわり合いをお願いをして、それに沿った形にハード部分も対応可能な限りは柔軟に対応していきたいと、こういう考えのもとで事業を進めようとしております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そのような形でいろんな意見を取り入れながら、ハード部分についてはしっかりとした設計のもとにつくっていただいて、上部分については今後の内容であるということでも理解できましたので、町民の広くたくさん前向きな御意見を期待したいと思いますし、実際、期待されている方々も多いです。第12回が行われました議会報告会の中で、若いお母さんからありますけれども、なかなか子供が遊ぶ場がなくて困っているということで、今度、多目的広場というところは大きいところだけでも、子供が自由に行って遊ぶこともできるのかなというような御質問なんかもありました。実際海の近くでありますから、風も強いところでもありますけれども、広さ的に多目的広場のイメージなんですけれども、2.6ヘクタールですか、高さが10メートル、縦横はどのぐらいなのでしょう。

○議長（大塚邦子君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 多目的広場の規模なんですけれども、東西に500メートルから600メートルの幅があります。奥行に関しては、最も広いところで70メートルぐらい、狭いところで10メートルから20メートルということで、今進めております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） そうしますと、水産振興が最優先であるということでもありますけれども、365日水産振興をやるってなかなか難しいと思いますし、その施設以外でもいろんな利用価値が出てくるんじゃないかなと思われるものですから、今言われた大きさの中で自由度を持って、広く町民からの意見を聞くということもあるでしょうし、また、それを受託される業者さん全部が、町がその上物までやるわけにいかないと思われるものから、これからその水産振興を担っていただける方々をどのような形で求めていくかといったところまでの絵というのは、これからかもしませませんが、御前崎の風のマルシェのような形で受託者を決めて今やっているという部分もありますが、イメージ的にはそういった形で、コ

ンペとかいろんな形でその受託者を求めていくということによろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この水産振興の取り組みについては、まだ確固たる結論は出してはおりませんが、当町の今のいろんなアンケートなどの結果でも、まず、シラスとかウナギとか、特産として売り出しをしようとしているものはあるんですが、どこに行けば買えるんですかねと、どこでどういうものを食べられるんですかとか、非常にわかりにくいというところも一つ指摘されているところです。特にシラスの場合なんかですと、それぞれのお店がそれぞれで営業されているというのがほとんどでございますので、そうしたところを、ここに行けば必ず買えるというようなところを常設として運営をしていくということが、来町者に優しい対応であろうというふうにも考えておりますので、そうしたイベント的なものではなくて、常設のもので水産振興になっていけるような、そういう取り組みを行っていただける方々の参画を特に呼びかけるというふうに思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 3.11前は、そのこの箇所というのはボートを所有されている方々、それ以外に、本来はまずいかもしれないんですけども、釣りをされている愛好家の方々が第9、第5水門があいていたときには行って、海釣りとかいろんな形でやられているというお話も聞きまして、そういった愛好家の方々から、早く釣りを行えるようにしてもらいたいような御意見もいただいているわけでありまして。

この吉田漁協における禁止事項で、無断に入ってはいけませんという形になっているわけなんですけれども、この多目的広場、海浜回廊ができた暁には、遠州灘海浜公園とか日立海浜公園ですね、東京都におきましてはもっと進んで、江東区の若洲公園ですか、こちらのほうはバーベキューをやるような施設とかキャンプとか、そういったものももちろんありますし、釣りができるような海釣りの施設も出ているという形で、そういったような発想も広く町民からいただいて、検討される土台にさせていただけるような自由度があるんでしょうか。

○議長（大塚邦子君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、構想といいますか、その前の段階ぐらいの状態ではございますが、まずは津波に対する備えを第一義として捉えてございますので、そうした中で、例えば近くでも焼津の港などでは海釣りもできるような、そういうところもつくってございまして、そうしたところも参考の事例としては見てもおりますので、せっかくシーガーデンというふうに名づけて海を売り出しをしていくところでございますので、そうした取り組みについては、できる限り実現させていきたいというふうに思っておりますので。

具体的にどういう取り組みをしていくかということは、今後、皆様方の御意見をいただきながら、十分に実現できるものと長期的に取り組むものと取捨選択をして取り入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

これを最後にしますけれども、川尻海岸は、今イメージもありますし、町長も各自治会のほうに行かれてお話もされておりますので、組長さん以上の方はよくじかに話を聞いていて

理解されていると思うんですけれども、そこまでなったところで、これから行います港のところ、港は吉田町がやらなきゃならないという形で、湯日川の水門も耐震強度はL2なんですけれども、津波の高さに対しましては持っていない水門であります。港のところにも9メートルぐらいのものが来るわけで、それを前面でガードする、ケーソンになるかどうかは知りませんが、そういったこと。また、先ほど住民の方々もいらっしゃいます西側の防潮堤等々、これからの構想的なものは持っていられんと思われんんですけれども、長い年月をかけながらスピード感を持った対応をされていると思うんですけれども、川尻の東部分の防潮堤は理解できましたが、吉田漁協前面の防御及び西防潮堤につきましてのロードマップを、あと2分しかありませんけれども、3分ぐらいさっき違うことを言われましたので、最後に御答弁をいただきまして、一般質問を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 先ほど来から質問を聞いていますと、まず1点、駿河湾整備検討会がどうして牧之原も焼津も含めてできたのかというのを、議員わかっているんでしょうけれども、あえて言わないのかもしれませんが、この整備検討会ができたのは、本人言いにくいでしょうから私が言うんですが、町長が、もともと中央防災会議はレベル1の整備しかしないということを受けて、ほかの市町もレベル2と言っているところはたくさんありますよ、うちの町長だけじゃなくて。浜松もそうですし、磐田もそうです。ただ、町長は直轄海岸ということで国土交通省に働きかけて、さらに中部整備局に働きかけて、いわば、うちが整備検討会をつくっていただいたんです。つくっていただいた中で整備方針が決まって、先ほど来から議員、ホームページを見ていろいろ言っていますけれども、あれは保全検討委員会ですから、どういうふうに整備をするかと決めていくのは保全検討委員会で、整備の方針は既に決まっています。

とりあえずその中で、今検討委員会で決まった整備基準で国が粘り強い防潮堤を整備してまいりますから、それに伴い私どもも、多目的広場も、いわば海浜回廊と言われている国の防潮堤の後ろに整備するということについて、これから川尻については検討してまいります。

先ほど来説明をしていますように、住吉についてはたくさん住んでいる方もいますし、ここは川尻海岸とはまた違った整備方法あるいは違った構造のものが検討されるのかもしれませんが、そこはきちっとこれから、最初の答弁の中で述べたように、スケジュール、スケジュールと簡単に言いますが、やっとなら10月から12月の間に川尻海岸の整備基準が決まるわけですよ、それからその整備が終わって、住吉というか、西側ですね、そこについて検討もするし、整備していくわけですから、それは軽々にここでいつまでにとかいうのはなかなか申し上げられないということを前提にして御質問いただければと思いますし、私どもというか、町長はこれからきちっと住吉海岸も含めて同じようなレベル2に対する備えをすると言っているわけですから、そこに期待をしていただきたいというふうに思っております。

○10番（藤田和寿君） 大いに期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で10番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 09 分

- 議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ会議を再開します。
引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

- 議長（大塚邦子君） 6 番、山内 均君。

[6 番 山内 均君登壇]

- 6 番（山内 均君） 6 番、山内 均です。私は通告に従い、地震災害に対する減災と避難について質問をさせていただきます。

まず最初に、熊本地震によって犠牲になられた方、被災された方には非常に心配をしております。できるだけ早い段階での復興と、日常を取り戻せるように期待をしています。

それから、資料を提供させていただきました。先に資料に関してちょっと説明をさせていただきます。

内閣府の出している防災情報のページというものを出示させていただきました。これは減災について非常に細かく書いてありまして、それを皆さん、これから目の前に来るとてつもない地震に対していかに準備をしておくか、そして、その準備でできるだけ自助・公助・共助の中でどうやっていくか、それをぜひシミュレーションし考えていただきたい。そして、このホームページから、上から 5 行目に書いてありますホームから普及・啓発、災害被害を軽減する国民運動、それから防災のてびき、インターネットで入っていただきますと出てきます。そして、その中には、一番下に見えてあります項目がその 1 からずっとありまして、その中に何をしたらいいか、何を準備したらいいかということが書いてありますので、それを地震に備えて、できる限りのものをとにかくやっていただきたいと。そういう意味で今回は熊本地震を見て、それを質問させていただきます。

それでは、平成 28 年 4 月 14 日、21 時 26 分に震度 7 の地震が、2 日後の 4 月 16 日の未明に再び震度 7 の地震が熊本地方を襲い、甚大な人的被害や建物被害、そして土砂災害等を引き起こしました。熊本城の被害映像でも、地割れの映像でも地震災害の強烈さを見せつけられました。熊本町では新耐震基準の建物も崩壊しました。

阪神・淡路大震災では建物崩壊と火災被害、東日本大震災では経験をしたことのない津波被害、そして今度は震度 7 の地震が同じ地域に二度発生、隣接した活断層の破壊が起きたと推測されています。

近年、経験し得なかった地震を原因とする大災害が多発しています。南海トラフを震源域とする巨大地震も研究されています。先ほど同僚議員から詳しい内容が告げられました。南海トラフを震源域とする巨大地震も研究されています、水害等との複合的な災害が起きないとも限りません。被害は避けることはできないことを前提に、減災（災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こり得る被害を最低限にとどめ、短期化しようとする

る防災の取り組み)について、そして現実的な問題としての吉田町における避難についてお聞きいたします。

1、熊本地震では建築物の崩壊が新耐震基準においても発生しました。震源に近い地域では非木造の庁舎等も使用できない状況が起きました。町では再点検する必要があると思いますが、いかがですか。

2、耐震基準が厳しくなった2000年以降に建築した51棟が倒壊した現実があります。昭和56年以前の建物には耐震補強補助制度がありますが、地震に強い町にするためには、制度をより活用しやすくすることは考えませんか。

3、今回の熊本地震は夜と未明に起きています。減災には訓練が欠かせません。条件を設定した訓練が必要と考えますが、町では計画がありますか。

4、東名川尻幹線は最重要な避難路となると思います。夜間の誘導照明が必要であると考えますが、計画はありませんか。

5、東名川尻幹線は2車線中1車線を使用不可としています。災害時には1車線を救急車や消防車などが利用する緊急車専用路線とする必要があると思います。1車線を使用不可の理由は何ですか。

6、ブロックの倒壊によってとうとい人命が失われました。小学生の登下校時の地震発生を考えると想像がつかます。また、避難場所の石柱などを含めた点検はしていますか。

減災の観点から地域主体で点検を行うことが必要と考えております。いかがでしょうか。

答弁よろしくお願いたします。

○議長(大塚邦子君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 地震災害に対する減災と避難についてお答えをします。

平成28年熊本地震につきましては、4月14日に熊本県熊本地域を震央とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を計測しました。その28時間後の4月16日には、同じく熊本県熊本地方を震央とするマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県西原村と益城町で震度7を観測し、これらの一連の地震活動において、初めて震度7が2回観測され、甚大な被害が発生しました。

現在、全国から被災地支援のための活動が行われているところでありまして、当町につきましても、静岡県現地支援本部のある熊本県嘉島町を支援するため、職員を派遣しているところでございます。

今後とも、静岡県と連携する中で職員を継続的に派遣し、被災地を支援してまいります。

それでは、まず、1点目の御質問の、熊本地震では建築物の倒壊が新耐震基準においても発生をしました。震源に近い地域では非木造の庁舎等でも使用できない状況が起きました。町では再点検する必要があると思いますが、いかがですかについてお答えいたします。

今回の熊本地震では、震源地に近い非木造で現行の耐震基準を満たしていない庁舎において、壁の亀裂や天井の一部落下、建物の一部崩壊等により庁舎が使用不可能となった事例がございますが、耐震基準を満たしていた庁舎においては、一部亀裂等が生じたところもございまして、現在は安全が確認され使用されているとの報道がございました。

建物の安全性を担保する一つの指標としまして、地域係数に用途係数を割り増しして求め

られる計数値がございます。建物の構造計算を行う際には、この計数値を乗じて計算を行っておりますので、それぞれの計数について御説明申し上げます。

まず、地域係数でございますが、各地域の過去の地震記録及び地震活動の状況等に応じ、国土交通省が1.0から0.7までの範囲で定める係数でございます。

次に、用途係数でございますが、庁舎や学校など災害時に機能を保持することが求められる建物において、一般建物を1.0として、設計時の地震力を用途に応じて1.25もしくは1.5のいずれかで割り増しして求める係数でございます。

この二つの計数についての静岡県の取り扱いを申し上げますと、まず、地域係数でございますが、国の基準は、建設省告示で1.0とされており、これは震度6強から弱い震度7程度の地震力に耐え得る構造となっております。これに対しまして、静岡県では、大規模地震対策特別措置法に基づく新防災対策強化地域に指定されておりますことから、独自に静岡県建築構造設計指針を定め、地域係数を一般的な震度7の地震力に耐え得る1.2とするように指導をしております。

また、用途係数におきましても、静岡県建築構造設計指針におきまして、一律1.25以上割り増すよう指導しております。

したがいまして、当町におきましては、静岡県建築構造設計指針に準拠し、構造計算を行う際に最低1.5の計数値を乗じております。

一方、熊本県では、地域係数が0.8ないし0.9であり、用途係数を最大1.5割り増ししたとしても、地域係数に用途係数を割り増しして得られる計数値は1.2ないし1.35となり、当町の1.5よりも低いものとなっております。

よって、御質問の再点検でございますが、熊本県と比較して高い耐震基準の設定をされており、当町の庁舎もこの基準にのっとり建築されていることから、総体的に見て安全が確保されていると考えられるため、現状において再点検は考えておりませんが、今後、国の検証結果により建築基準の見直し等が生じた場合におきましては、適宜対応してまいります。

次に、2点目の耐震基準が厳しくなった2000年以降に建築した51棟が倒壊した現実があります。昭和56年以前の建築物には耐震補強補助制度がありますが、地震に強い町にするために、制度をより活用しやすくすることは考えませんかについてお答えをします。

現在、本県におきましては、地震に強い住まいづくりのため、全35市町におきまして、専門家による無料耐震診断事業、木造住宅補強計画策定事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等撤去事業などから成るプロジェクトTOUKA I-O事業を実施しております。

当町におきましては、昭和56年5月以前に建築をされた木造住宅の耐震改修につきましては3段階での事業構成としており、まず、静岡県耐震補強相談士による無料診断をお受けいただき、その後実施する耐震補強計画の策定には、おおむね9万6,000円の補助金を、耐震補強工事には50万円ないし70万円の補助金を交付しております。

町といたしましても、地震に強い住まいづくりのためには、まず専門家による無料診断により、みずからの住宅の耐震性能を確認をしていただき、その結果に基づき、耐震補強工事や建てかえなどの対応を御検討いただくことが最優先と考えておりますので、特に専門家による無料診断制度の周知に力を注いでおります。

具体例を申しますと、広報よしだを活用した補助制度の周知、ダイレクトメールの発送や戸別訪問による旧耐震基準の木造住宅所有者への直接的な働きかけ、また、吉田町みどりの

オアシスマつり及び小山城まつり等のイベント時における啓発活動などを実施している状況でございます。

次に、3点目の、今回の熊本地震は夜と未明に発生しています。減災には訓練が欠かせません。条件を設定した訓練が必要と考えますが、町では計画がありますかについてお答えをします。

町では、防災訓練について、町民の皆様一人一人が災害時における的確な防災対応の体得及び防災意識の高揚と知識の向上を図る機会と捉え、訓練の実施日につきましてははできる限り多くの町民の皆様が参加できる日、時間帯を設定しております。

防災訓練に係る自主防災会との会議におきましては、要望事項については状況を確認し、協議をしながら計画に反映させていることから、今後とも訓練の方法につきましては、自主防災会と協議をしております。

次に、4点目の、東名川尻幹線は最重要な避難路となると思います。夜間の誘導照明が必要であると考えますが、計画はありませんかについてお答えします。

幹線道路における街路灯などの照明設置場所ではありますが、交差点や横断歩道部の必要箇所、道路構造、また日常生活における利便性を考慮しながら設置している状況であります。

東名川尻幹線における道路照明の設置状況を申し上げますと、一定の間隔で証明を配置します連続照明としての設備ではなく、信号機のある交差点や横断道路の必要箇所を照らす局部照明で整備しております。東名川尻幹線につきましては、さきにも述べました局部照明で整備を行っており、夜間の誘導照明の計画は、現在のところございません。

次に、5点目の、東名川尻幹線は2車線中1車線を使用不可としています。災害時には1車線を救急車や消防車などが利用する緊急車専用路線とする必要があると思います。1車線を使用不可の理由は何ですか、についてお答えします。

東名川尻幹線の供用開始に当たり、牧之原警察署と協議を行いましたところ、主要地方道焼津榛原線からの南側区間が片側1車線で整備済みであることや、すみれ保育園付近の横断歩道には信号機がなく、片側2車線では歩行者の安全を確保できないこと、また、供用開始後における交通量などの検討結果により、片側1車線の暫定供用形式で開通することとなりました。

次に、6点目の、ブロックの倒壊によってとうとい人命が失われました。小学生の登下校時の地震発生を考えると想像がつかます。また、避難場所の石柱などを含め点検をしておりますか、減災の観点から地域主体で点検を行うことが必要だと思います、いかがですかについてお答えをします。

今回の熊本地震では、住宅などのブロック塀が各地で倒壊をいたしました。道路側に倒れたブロック塀の下敷きになった方が犠牲となったほか、崩れたブロックが瓦れきと化して道路を塞ぎ、住民の避難や救助活動にも大きな妨げとなりました。

当町では、これまでも県の指導に基づくブロック塀の点検や老朽化したブロック塀の撤去を推進しております。

まず、点検についてでございますが、県の地震対策推進条例に基づき、住吉地区の近隣商業地域における避難路沿いのブロック塀の点検を毎年実施しており、有事における避難路の安全確保に努めております。また、以前には教育委員会が通学路沿いのブロック塀の調査を実施した経緯もございます。

さらには、ブロック塀の撤去を促進するため、ブロック塀撤去に上限10万円の補助制度を設けており、制度が創設された平成13年度から平成27年度までに、町内の道路沿いにおきまして、194カ所のブロック塀の撤去及び7カ所のブロック塀の耐震化が、補助金を活用して実施をされております。それでもなお、ブロック塀に接した道路が数多く存在しており、その中には通学路となっている道路や災害時の避難経路となるものなどが含まれておりますので、広報等によりみずからの所有するブロック塀の点検を促し、老朽化しているものにつきましては撤去を推進してまいります。

最後に、避難場所の石柱などの点検について申し上げますと、避難場所として指定している公共建築物等の屋内施設におきましても耐震性について調査済みではありますが、敷地内の石柱や石碑などの耐震性につきましては調査はしておりません。

しかしながら、住民の皆様が避難場所へ向かう道路や避難場所周辺の状況につきまして危険箇所を知っていただくことが何よりも大切でありますことから、地域での防災活動においてタウンウォッチングを実施することで防災意識の高揚につなげていくことが重要であると考えております。

○議長（大塚邦子君） 再質問はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 答弁ありがとうございます。

まず一つ目ですけれども、確かに細かい数字、係数値を用いた話なんですけれども、実際のところ何回かこれは確認をしていますのでいいんですけれども、ただこの中で、阪神大震災の後に建築基準法上の耐震基準が変わりまして、1981年を境に変わっているんですね。そのときに、これ見ていきますと、項目たくさんありますので小学校と中学校だけを対象にしていきます。この庁舎に関しては81年以降です。

吉田中学校の校舎が1 aと判定されていますけれども、1983年に建築されています。特別教室が1986年、自彊小学校の校舎本館が1975年、校舎南館が1982年、中央小学校の校舎A棟が1968年、B棟が同じく1968年、中央小学校のC棟は1991年、この中央小学校に関しては58年に再度補強が済んでおりますので。それと住吉小学校も1979年に本館と校舎が建設されまして、平成25年新耐震基準で耐震補強で済んでおります。

その中で、確かに数字のIs値を含めて、基準が変わってから、自彊小学校の部分だけが81年前のやつがあるんですね。その辺、耐震補強済みということになっているんですけれども、これが昭和61年、西暦にすると1986年ですから、これがほとんど今町長の答弁された中でクリアができていると思うんです。その中で、今回、先ほどちょっと情報と違ったのがですね、熊本地震の中で、校舎であるとか、それが一部破損したところもあって、一度避難場所になったところが、それは避難場所から解除されたという例もあるわけです。それを見越して、やっぱり今回の地震に関しては特別な、今までの経験のない地震ですので、そうすると、それに向かってもう一度必要ではないかという観念を持ったわけです。その辺は、町ではどういう判断をいたしますか。今回の熊本地震を含めて。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員のほうから改修ということでありましたが、自彊小学校、全ての小学校につきまして改修が今行われているということで、文科省のほうからIs値というものがございまして、

それにつきましては、改修に関してどの程度持つかという指針になるものがございます。それにつきましては0.7以上Is値を設けなさいということで、文科省のほうから指導が来ております。

中央小学校、自彊小学校、住吉小学校につきまして、そのIs値につきまして、住吉小学校については最低で1.21、中央小学校につきましては1.02、自彊小学校につきましても0.95ということで、文科省から出ております0.7につきましてはクリアしているということで、今のところ点検については考えておりませんが、ただ、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、それこそ震度7の地震が2回あるという特殊な地震でもあったものですから、今後、国のほうでも、この地震につきましては検証委員会というものが立ち上がっております。その中で、今回の地震のメカニズムにつきましても検討している段階ですので、この検証を踏まえまして、今後、建築基準法であるとか、そういうものの指針に改正がありましたところで、点検についても適宜対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

いずれにしても、この1.21と0.95の差、これが何を意味するかというのは、本当は、同じ学校でありますので、安全を期すといったときに1.21に合わせていただくとか、その辺はこれから、今言った、今回の地震によって建築基準法恐らく変わってくると思いますので、その辺はできるだけ早く、それに合わせてやるしかないということでもんね。その辺をまたしっかりとやっていただきたいと。それを確認をして、話を投げかけておいて、後はしっかりと、子供たちが絶対に犠牲にならないようなものをつくることをちゃんと担保していただきたいと、こういう意味で、この数字に関しては投げかけをさせていただきました。

あと、2番目ですけれども、プロジェクトTOUKAI-0、これは今、自分もそれを含めた中でやっておりますけれども、これね、なぜこの2番目にもっと活用をということですし、やすい方法を挙げたかという理由は、吉田町が実際にやっている中で結構少ないんですよ、他と比べて。牧之原、藤枝、焼津。先ほど、これからダイレクトメールとかの答弁いただきましたけれども、そのダイレクトメールも同じようにやっていて、なかなか進んでいかないと。それが実際には避難タワーをつくってもらって、これから防潮堤やるに当たって、建物が倒壊して、その下敷きになっては話にならない。やっぱりそれもまず第一が減災なのではないでしょうか。建物に逃げる時間を確保するための

そういうことで、このなかなか進んでいかない改修の件数、それをどういうふうな形で、実際には県の方たちが来てくれて、飛び込みも自分も含めてやったことがあるんですけども、町では、それに対しての方策とか、特別これから何をやっていくとか、そういうのがもしありましたら。それは飛び込みで行ったときに、なかなか住んでいる方が、突然行くもんですからね、なかなか反応が難しいようで、先にあらかじめ町のほうでそういうものを啓発してくれていれば、もっと大きな数としてできるんじゃないかと、多くの方が助かるんじゃないかと。そういう意味で質問していますので、町のほうでのそういうこれからの方策、これからの方針、そういうものはありますか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今議員の御指摘のとおり、これまでもダイレクトメールであるとか、戸別訪問であるとか、進めているわけですが、やはり吉田町の中では一部津波というものもありまして、その辺の意識がありまして、なかなか耐震改修というところまで進んでいかないというところもありまして、まず最初に、やはり今後補助金制度を進めていく中では、今までどおりになってしまうんですが、とにかく無料耐震診断というところを何とか、そこの底辺をまず広げていかないことには、その先に進んでいかないというところもございまして、今後も、根気強くダイレクトメールであるとか戸別訪問を繰り返しながら、住民の方の意識の中に耐震というものを考えてもらいながら進めていきたいと考えておりますので、今後も、まず最初に底辺を広げるといふところは、地道に足を運ぶしかないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

これから町のほうでやっていただくことに当たって、同時に、今言った耐震補強の無料相談に対しては建築士会と県とのあれがありますので、ぜひ、今回の6月の幾日ですか、5月の末かな、集まりをやったんですけれども、だんだんだんだん人が減ってきて、そのところからどうにかしていかないと、とにかく結構大勢いますからね、建築士のメンバーも。いざというときにはその連中が動くはずですから、そういうふうと考えていくと、それをうまく利用していただきたい。そうして、その利用する前提としては、我々をうまく使ってほしいし、そして常に動ける人たちをどうして確保していくかというのは協働でやっていかなきゃいかんと思うんです。

そういう意味で、これから年に1回か2回の集まりの中でぜひやっていただきたいのは、これから連携を密にするために何かこれからしようとするもの、それをしかるべき連中に向かって何かアピールするものはあるんですか。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほど議員のほうがおっしゃるとおり、やはりこの信頼につきましては、専門家の方ということで建築士会のほうとの連携が最重要となってくると思います。その中で、今続けている中でも、年に1回とか2回とかということで回数もありますし、内容的にも少しマンネリ化している部分も確かにございますので、もう一度建築士会の方に、今地元からどのような話があるのかとかというところの情報の交換をもう少し密にしながら、そういう検討会といいますか、検討する場を増やしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 一つの例を言いますとね、島田市、ちょっと外れたんですけれども、建築士会のメンバーからは、建築士からではなくて、その一つの志太榛原から、ただ島田の場合には非常に活発にやっているんです。会合であるとか、常に2人で行くとか、いろんなシステム、いろんなことやっています。その辺で、同僚にもいますので、必要なときにそういう連中から資料なり情報をもって、とにかく目的は地震に備えて、今回も全く想定できない地震が次から次に起きるわけですから、この次想定されるのは、もう東日本、関東から西全体を覆う、恐らく日本列島が震撼するような地震がもう目の前に来ていると思うんで

すよ。それに向かっていかにするかということだけが目的ですから、それをやってほしいし、それと同時に、広い範囲ですから、今言った島田も牧之原も御前崎も藤枝も焼津も、とにかく連携をしていかないと、対応が多分できなくなるんじゃないかと思っていますので、その辺でできるだけまたいい方向でやっていただきたいというのが本音です。それに対して何かありましたらお願いします。

○議長（大塚邦子君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今議員さんのほうから貴重な意見いただきましたので、今後、他市町とも連携を図りながら、そういうことで、建築士会との連携を密にしながらそういうものを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひお願いします。これに関しては、吉田町の企業に恐らくいい影響を与えるんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

それから、次の防災訓練に関しては、先ほどのあれもありました。実際は夜、今回も未明に起きました。そして、その未明に起きたことによって、今うちへ入れない人たちが車の中で大勢いますよね、それによってエコノミー症候群になっている方が20人近くいるわけですから、これは毎年、毎回、毎回、地震そうなんですけれども、それを考えていくと、この訓練そのものが、一つはハザードマップでは津波がすぐ5分で来るとか言っていましたけれども、今度東南海が起きたときに、その地震の恐らく時間的なずれはあると思っておりますので、そのときの避難、そういう意味で、次の東名川尻幹線の例を挙げたんですけれどもね、そういうのも、とにかく夜であるとか、ここに書きました複合的な災害が起きる可能性を理解をして、危機感を持ってやってほしいと。そういう意味で、計画を考えませんかということなんですけれども、そのあたりの何か町としての、担当課としての計画とかそういうのはありますか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

先ほどの答弁の中にもございましたけれども、基本的に防災訓練につきましては、総合防災訓練、それから地域防災訓練、津波避難訓練という形で町が主導して行っている訓練がございます。その中では、あくまでも自主防災会の皆様が参加をしやすい時期であるとか、時間帯であるとかというところで、数多くの皆様が参加をしていただきたいという中で訓練の計画を立てさせてもらっております。

今、夜間訓練というところで特化いたしますと、なかなか町内全域で夜間訓練というのは実質的に難しいというふうには考えておりますが、例えば今回は、各自治会を回らせてもらっております、その中で、各自主防災会で個々に訓練を計画をして行っていただきたいというような依頼もさせていただいております。その中で、やっぱり防災課のほうも、町としても、協力のほうをしていきたいということでお話をさせてもらっております。

そうした中で、例えば各自主防災会が夜間をやりたいということであれば、うちのほうも御協力できるかというふうに思いますが、今現時点で、全体的に夜間訓練ということは、当町としてはちょっと今は考えておりません。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それはわかりますけれども、それで、以前、滋賀県の研修に行ったとき、山口大学の先生だったんですけれども、特に運動会であるとか、夜間という、12月の暮れにやりますよね、そういうものに関連づけてやっていけば長続きすると。そういういろんな知恵をもらっているわけですよ。その資料はありますので、またお見せしますけれども、そういう意味で、特別にやることは非常に難しいと思うんです。僕が行ったときには、お客さんに対しては、夜逃げる訓練をしておいてくださいねと、このくらいのこと、それしか言えないんですよ。だから、夜やるイベントに向かって、国とか県とか町とかそれに向かって複合的にやるとか、そういう方法があると思いますので、ぜひ考えてください。

そして、全体的ではなくても、今は自治会のほうとやるという話があったんですけれども、その辺の具体的なものというのはいないんですか。具体的な事例とか、これをしようとかということはないんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

現時点では具体的な内容というものはございません。

○議長（大塚邦子君） 副町長、須永 宣君。

○副町長（須永 宣君） 私、防災課長と同様でございます。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） いずれにしても、地震とか災害って都合では来ませんので、その辺は現実的なものとしてやっていただきたいし、それは1回失敗するとなかなか自分のうちにも戻れない、トラウマを背負いますので、その辺はまた訓練の中で準備をしていただきたいと、そう思っております。

東名川尻幹線、四つ目のものに関しては、東名川尻幹線でここに資料として、白黒だったんですけれども、これカラーでやればいいんですけれども、あるんですけれどもね、実際のところ、今これ上の部分が斜めに横切っているのが先ほど言われた川尻のカネハチのところ、昔の焼津榛原線、それで下の部分が150号線から南へ下ったところ。見てもらうとおり、これが避難路となるんですけれども、突出物がたくさんあって、本当に避難路にできるかなという心配を持つんですけれどもね。その中で、今言った、これからの判断が、先ほど町長のほうから答弁いただいたんですけれども、それはよくわかります。想定はできると思うんですけれども、その中で、町としては意識的にはどうなんですかというのを聞きたいですね。町のほうの意識としてはどうなんですか。要するに、それは何か意識を持っていないと、どうして町のシステムとかルールというか、そういう意気込みでその周りを助けていくか、安全を確保するかということが非常に前へ出せなくなると思うんですけれども、町としてはどうですか。もう不安があったら全然ということじゃなくて、町は将来的にはどのような形を想定はしているんですか。要するに、この1車線が今使用不可になっているということに対して、いつ正常に動くのか。とにかく避難ということで人の命を安全にきちっと誘導する道ですので、当然車も避難の中に想定しにゃいかんということですよ。その辺でお答えが何かあれば。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ただいま御質問の東名川尻幹線でございますが、答弁の中でも、通常のところ2車線のところを1車線に絞っているというところにつきましては、交通安全に配慮して、今こうした対策を立てさせてもらっております。その中で、避難路も含めましてということで御答弁させていただきますと、現在、災害が起こった後の緊急避難路としまして、東名から国道150号まで緊急輸送路という形で指定をさせていただいておりますが、現在、東名川尻幹線が海まで開通しました。そんな中で、町としましてはシーガーデンシティ構想も持っております、海の海岸線のほうまで、今の多目的広場の場所につきましても被災時の海からの物資の供給ということも今後考えておりました、そうした中で、東名川尻幹線の緊急輸送路として今後指定をしていきたいという考えもございますので、そうしていけば災対法によりますそういった災害後に、こうした道路につきましては規制もできますし、その場においては1車線、2車線拡幅すると、その場においてできるということにできますので、そうしたものを含めてちょっと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 取り組んでいくということは、将来的な構想としてはどうなんですか。やっぱり今考えているのは日常ではなくて非日常なんです。災害が起きたときにどうするかということを全面的に町でも、安全・安心をどうやって確保するかとやっているわけですから、それはやっぱり、公安はいいんです、公安は公安で考えて、だめならだめということではないけれども、それもアピールしていかないことには前に進んでいきませんよ、そういう意味でお願いをしているんですけれども。

それとあと、本当に東南海が起きたときに、津波が来ると、来ないかもしれないですよ、時間があるかもしれない、そうすると、当然、年寄り、歩けない人たちというのは車しかないわけですから、当然車での避難というものをシミュレーションはしていると思うんですけれども、その辺は、例えば避難路として指定になっていて、その避難路はどのような形で使うかという話し合いというのはされているんですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課です。

津波に関する避難路、もちろん幹線、避難路として整備をさせていただいておりますが、津波に関しての避難路というものはそこだけに限らず、あらゆる道路で避難路という認識があります。

先ほど来の非常時のその東名川尻幹線はどうかというところでございますが、もちろん非常時、災害が起きた場合には、先ほど申し上げたとおり緊急輸送路として、今後指定をしていく考えもございますので、そうしたときは重要な道路であるというところで、被災後は町がそうした障害物をどけることもできますので、そうしたところで2車線を確保していくと、緊急車両が通りやすいというようなところにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひその辺は総合的なものを持ってやっていただきたいし、あくまでも非日常的なことが起きたときにどうするかというのを防災、減災全てがそこに向かっていくわけですから、ぜひその辺は公安じゃなくて、吉田町はどうしたいんだというしっかりとした意識を持って臨んでいただきたい。

そして、この話は当然日常にも影響するわけですがけれども、報告会の中で、焼津榛原線の交差点が現実的に非常に使いにくいというか、詰まっちゃうんですね。詰まりますよね、これね、右折の車があれば動けないわけですから。ただ、非日常的なときには、これ向こうの狭いところから広いところへ出ますので、そのときの支障というのは余り僕は考えていないんですけれども、ただ、日常的なときに詰まっているときに、突然起きたときに、とてもじゃないけどクリアできないだろうと。そういう意味で、日常も含めて早く2車線を1車線にして、1車線を常にそこに避難の車を避難させるような、そういう方法なんかも思っているんですけれども、現状を踏まえて、今この町の中ではどのような、何かありますか、こうしたいという計画が。この東名川尻幹線と焼津榛原線の交差点に関して。

○議長（大塚邦子君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 先ほど防災課長のほうから防災面の御説明がありましたが、道路管理者の担当としましてお答えをさせていただきます。

配付されましたこの写真のところでございますが、おっしゃるとり焼津榛原線との交差点でございます、左側のところが西の宮公園になっていまして、ガードレールがちょっと張り出しているもんだから、交通量が今の日常的なところで、焼津榛原線に右に曲がりたい人なんかがあると、渋滞をしてしまっている状況が見受けられると。そういうものをどういうふうに考えているかということで回答させていただきますと、先ほど来、公安は公安でということ議員のほうでありましたけれども、補足説明ではないんですが、公安と吉田町はフィフティ・フィフティでありまして、協議を行っているもんですから、決してお巡りさんは威圧的にこうなさいというものではないですし、町の意見も取り入れてくれています。

地元の要望も、私どもも聞く機会もございますので、そして公安協議というのは定期的なものではなくて、相談に乗っていただけますので、牧之原署のほうでも。そういう機会を捉えまして住民の皆様様の要望もお伝えをしまして、適切な対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。

そのときに、相談をするときにしっかりとしたコンセプトなり意識を持っていただければ、それがまたここに伝わっていくだろうということで、できるだけ早い安全性を確保するために何をしたらいいかということを考えていただきたい。

この現状でも、これカラーじゃないからわからないかもしれないですけども、左側にちょっとガードレールがあって、信号のところだけ狭まっていますよね、これを取って、とにかく右側へ行けるだけの措置をすれば、ここは解消できると思うんですね、日常的な。そういう意味で考えていただきたいと。

もう時間ないですから、その辺の気持ちを持って資料を出させていただきましたので、できるだけ活用していただきたいし、それと、とにかく2車線、4車線のところは、どういう形になるのかは別として、できるだけ早く安全な方向ができればということです。

あとは、一番最後に、以前、教育委員会のほうでブロックの話を見せてもらいました。先日多分ちょっと見てもらったと思うんですけども、近くでも、一番ブロックで怖いのが、子供たちが通っていて怖いのが、大谷石とか伊豆石とか、一つ40キロ、50キロある石が積ん

であるわけですよ。あれは間違いなく子供たちを確実につぶしますからね。それだけはやっぱり何とかしてほしいし、確かに自主的に行政がすることはできないんでしょうけれども、行政ができない中で、町として、安全確保するためにどうしたらいいかということはしっかり考えていただきたいと思うんですけれども、その辺、教育委員会はどうですか。

○議長（大塚邦子君） 学校教育課長、水野辰明君。

○学校教育課長（水野辰明君） ただいま通学路に係る大きな石というお話がありました。この通学路につきましては、学校のほうで定期的に見直しを行っております。特に昨年行った住小の見直しの事例を出しますと、従来、交通安全のみで見直しを行っていた内容であります。住小につきましては榛南幹線という大きな道路ができましたので、こうした道路への対応に加えまして、従来、狭い道路、そうしたところを通学路として使用していたというようなこともありました。これにつきましても防犯の観点、不審者ですね、そうしたものの対策、それから当然今お話がありましたブロック塀のですね、そうしたものの配慮というようなことで、大きく通学路を見直した事例もございます。

各小学校におきまして、毎年、交通安全のリーダーと語る会というようなものを実施しております。この中で小学校の児童、それからPTA（保護者）ですね、それから教員、これに加えまして交通指導員というような方に御出席をいただいて、合同で点検をするという機会がございます。こうした中で、ただいまお話が出ました交通安全の視点、それから防犯の視点、これに加えまして防災という観点を加えまして今後も見直しを行っていきたいということでございます。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひそうしてください。

そうして、特に今、自分、北区に住んでいまして、北区で山王神社というところがあって、避難場所として行くんですけれども、そのときに集まったときに、あそこでもやっぱりなかなか大きな道を渡らないかんし、いろんな危険があるんですけれども、そののところにもちろんと石柱はあるし、それと、特に夜、さっきちょっと言った大晦日のああいうときを利用して夜間訓練を一緒にやるとか、そうすれば、教育の歴史の中でもいろんなことに波及できると思います。そういう意味で、いろいろな複合的なことを考えながら、ぜひ、目の前に来ていますので、地震に対しての備えをしていただきたい。

この熊本地震が起きた後に、朝日新聞ですけれども、「すぐ起きる 3カ月」という何かとてつもないことも出ていたし、インターネットを見ていくと、ロシアからもすごい危険を日本に送っているんですよ。ああいうのを見ていくと、間違いなく現実的なものになっていくんだらうという感覚を持って、非常に怖い気がするんですけれども、それにいかに合わせていくか。ぜひ、先ほど言った「減災の手引」、これをここにいる皆さんにぜひやっていただきたい。そして、それをやることによって子供たちを守ることができると思いますので、少なくともそういう意味での期待をしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） 以上で6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大塚邦子君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会17日目、最終日であります。

ただいまの出席議員数は13名です。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大塚邦子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員会活動報告

○議長（大塚邦子君） 日程第1、委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告願います。

総務文教常任委員会委員長、山内 均君。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、委員会活動報告をいたします。

委員会調査報告書を配付させていただきました。

本委員会では決定した所管事務事項について、調査の結果を吉田町議会会議規則第73条の規定により報告をいたします。

1、調査事項は、子ども・子育て支援の一つとしての認定こども園を調査・研究する。

2、調査の目的は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、地域の実情に応じた支援が図られることになった。そこで、吉田町の取り組み及び認定こども園について調査・研究を行う。

期間は、4番目、調査の経過に示すとおり、第1回委員会を平成27年6月8日から、第24回委員会を平成28年6月6日まで、24回開会いたしました。

総務文教常任委員会では、吉田町の4保育園を視察し、調査することから始めることを決めました。

平成27年8月27日、すみれ保育園で鉛筆教室を視察、10月5日、さくら保育園で鉛筆教室を視察、10月20日、さゆり保育園で食育教室を視察、10月23日、わかば保育園で運動教室を視察しました。

資料6-(1)、めくってもらいますと、次の項目の1ページ、そこに吉田町立保育園視察報告書を別紙にて添付しました。

調査して、結果、まとめとしては、視察・調査結果から、教育の面では小1プロブレムの

解消や小学校との連携を考え、鉛筆教室、食育教室、運動教室、音楽教室を行っており、子育て支援においては、幼保一元化の新しい保育園の姿として期待するとしました。

保育園での子供たちの元気な声、元気に遊ぶ姿には、安心感と躍動感を見ることができました。

第14回委員会では、平成28年1月15日、静岡市安東こども園を視察いたしました。

資料6-(2)に、静岡市立安東こども園視察報告書を別紙にして添付しました。後ほどごらんをいただければありがたいです。

まとめでは、教育委員会と社会福祉課との連携がとれる状況ができていたこと、担当者の熱さが体感できたこと。また幼保連携型認定こども園のメリット、1、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設であること、2、保護者の就業状況にかかわらず、質の高い幼児期の教育及び保育の一体的提供が可能であり、誰でも受け入れること、3、子育て相談など地域の全ての子育て家庭を支援する機能を持つことなどを学びました。

次に、第15回委員会では平成28年2月1日、滋賀県長浜市たかつき認定こども園を視察、2月2日、岐阜県海津市高須認定こども園を視察しました。

資料6-(3)にまとめてあります。ごらんください。平成27年度視察・研修報告書を別紙にて添付いたしました。

まとめでは、1、両園とも、認定こども園への移行には10年ほどの歳月を費やしていた。

2、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ、就学前児の教育及び保育を提供する施設であり、地域の子育て支援も行う施設であることから、今後の検討が必要であると考える。

3、就学前教育の体制づくりと幼保小中一貫教育を実現化するためには、教育委員会と児童福祉部門は一体としての位置づけを行う必要があり、所管事務を一つで対応できるように担当部門を一つにすることが合理的であり、必要と考える。

4、認定こども園の利点は、幼稚園及び保育園において大幅にばらつきのあった就学前教育・保育について均一化を図れるようになり、結果として、アプローチカリキュラムや職員研修が統一できたことであった。認定こども園の効果では、保護者は就労の有無にかかわらず、同じ施設を利用できることになったことや、幼稚園児も保育園児も同じ施設で教育・保育をするため、保護者は幼稚園部と保育園部を選択する際に自分のライフスタイルを変える必要がなくなったこと、その他、多くの利点、有利性を考えると、吉田町でも認定こども園への移行を検討することが必要になると思いました。

5、地域の子供は、地域が一体となって子供の教育に取り組まなければならないし、ゼロ歳児から5歳児の就学前教育・保育のあり方を協議し、小中教育との連携を行い、教育問題に取り組む必要があると考える。

以上調査の結果、総務文教委員会では、認定こども園の特長は、幼保小一体教育ができることや、制度を利用する側にとっても重要な利点があることがわかった。心身ともに明るく健やかな子供を育てることが基本的には求められることである。子ども・子育て支援制度の一つである認定こども園制度は、幼児の就学前教育を含め、幼保小中一貫教育の有効な手段であることを確認できた。吉田町にとっても、環境の変化や制度の変化は想定しておかなければならないし、考えておかなければならない。認定こども園制度への移行は、調査した各市ともおよそ10年の歳月を要していた。吉田町でも協議と準備をしておくことは必要なこ

とであると結論づけました。

以上が総務文教常任委員会の委員会活動報告です。

よろしくをお願いします。

○議長（大塚邦子君） 委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） これから議案審議に入ります。

日程第2、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。発言は許可の後登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第3、第34号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。発言は許可の後登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第4、第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて
（吉田町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。発言は許可の後登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第5、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて
（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。発言は許可の後登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第6、第37号議案 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。発言は許可の後登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 日程第7、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

本請願については、総務文教常任委員会へ付託し、委員会審査報告書が提出されております。

初めに、この請願について委員長から審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、山内 均君。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 平成28年第2回定例会、総務文教常任委員会付託案件委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願書の審査について報告をいたします。

平成28年6月9日9時より、第2会議室におきまして委員7名で委員会を開会し、審査いたしました。

紹介議員、大石 巖議員から内容と理由について説明を受け、審査に入り、質疑を行いました。

審査内容です。

問い。説明の中で、2015年度末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には、所得税法の見直しも盛り込まれているとあった。所得税法第56条を廃止することによって、女性の社会進出が加速されるというところがわからない。女性の社会進出にあっては、国が行っている。税制の廃止と女性の社会進出は論点が違うと思う。それについては。

答えは、所得税法第56条については、男女差別の問題や働いても賃金という形で認められないなど、政治的な問題がある。白色申告の中でも、申告の方法を変えなくても仕事の対価として経費として認められる方法論があるのではないか。ただそれは、第56条の後に57条の青色申請というものが後についてきた。この56条、57条を一つに考えて、申請の制度のあり方をもう一度見直しをいただきたいということで、56条の廃止を請願している。

問い。所得税法全体の見直しが税調の中で働いていて、根本的な議論が進んでいる。所得税法の見直しを図るといふことのほうが必要ではないか。56条だけ突出して意見を出す理由がわからない。何で56条だけなのか、もっと不均等な税制はいろいろある。

答え。56条の廃止には過去に長い運動がある。この運動は、女性団体を中心にして、男女の差別をなくし労働対価を賃金で与えてほしいということが趣旨である。憲法に基づく女性の賃金にあわせて、支障になっている56条は廃止をしてほしいということが今までの要求である。

問い。今回の請願者の方たちは、男女の雇用機会と労働に対する対価の差別をなくす趣旨で、56条の撤廃を求めているのが請願の趣旨である。先ほどの話で、103万円の壁というのが女性の社会進出を阻害しているのではないかということについては、団体の中ではどのような認識なのか。56条の撤廃なのか、ほかにも全体的な所得税法の男女参画を見直したときには、もっと改正してほしいというような議論はあるのか。

答え。事業の中での税務署への申告の問題については、いろいろと議論がある。これまでの税制調査会の不公平税制をなくすための運動をしているところを見れば、配偶者の所得控除の限度額については現状に合っていない、もっと引き上げるべきだという議論が多い。

問い。請願の中に入っている労働者の対価としての所得と、男女共同参画は別次元であると思うが。

答え。賃金という対価である専従者の給与ではなく、配偶者の従業者控除という形では、幾ら働いても配偶者控除という形にしかならない。パートでも86万円は超えるのに、控除では超えられないという制度の問題がある。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論です。

委員会審査の質疑の中でも多々あったが、今回の所得税法56条の廃止を求める意見書提出を求める根底には、男女共同参画等の理念に則していないという明治当初からの家長制度の問題の指摘を受けたところは理解するが、政府は56条に指摘した内容について検討しているという問題もある。

また、所得税法全体の大きな問題をはらんでいることも、質疑の中で明白になった。

以上の理由から、所得税法第56条の単独の廃止だけでは、請願内容に合致した意見書は提出することはできないことが質疑の中で判断された。

以上のことから、現時点においては所得税法56条の廃止を求める意見書は時期尚早であると判断し、不採択の立場で反対討論をした。

賛成討論。

中小・零細企業や家族で働いている皆さんの労働の実態がわかってきました。従業員として働く奥さん、あるいは子供さん等が賃金という形で労働の対価が得られないのは、所得税法第56条の法律に起因する問題であると思います。

そうした問題をなくすためにも、一つ一つの問題を解決するためにも、56条の問題を国に意見書として上げ、問題意識をもっと深めてもらうことが大事ではないか。それが、国民的な議論を巻き起こす一つの契機になるとと思いますので、この請願の採択については賛成をします。

反対討論。

2015年の末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には、所得税法第56条の見直しが盛り込まれ、政府は56条廃止に向けた検討をされていると答弁をされています。これは国税のことであり、今の状況では意見書を出す必要はないと思いますので、反対討論といたします。

以上で討論を終結し、採決に入りました。

この採決は、起立によって決まりました。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めました。

起立少数で、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願書については、不採択とすることに決定しました。

以上で、審査についての報告を終了いたします。

○議長（大塚邦子君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。発言は許可の後登壇して行うようお願いします。

この請願に対する反対討論はありませんか。

10番、藤田和寿君。

〔10番 藤田和寿君登壇〕

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田和寿でございます。

私は、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願に対しまして、不採択の立場で討論を行います。

現行の所得税法における56条は、個人単位の課税を基本とする体系の中にあって、事業所得において世帯を課税単位とする例外規定として位置づけられたものでございます。

しかしながら、制定時と違い、社会情勢や税制を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、2014年の改正国税通則法により白色申告者の記帳が全面義務化し、所得税法第57条の青色申告の給与の経費特例や、法人成りに象徴される法人企業と個人企業との税負担の問題など、さまざまな問題が議論されているところでございます。

また、その議論の中でも56条の廃止においては、親族間の取引における申請を準拠した判断基準と、制限規定などの必要性などもうたわれているところでございます。

そのような中で、2015年末に閣議決定し、第4次男女共同参画計画基本法に所得税法の見直しが具体的な取り組みとして挙げられております。それは、政府税制調査会が取りまとめた論点整理などを踏まえ、国民的な議論を進め、見直しを行うとされているものでございます。そして、配偶者手当についても、結果的に女性の就労の抑制にならないように環境を整備するとされています。

このようなことから、今回の請願で出されました意見書の内情は、国においてさまざまな角度で現在検討されており、56条だけ特出し廃止するのではなく、総合的な議論が必要と考え、現時点では時期尚早と考え、本請願の採択に反対するものといたします。

以上でございます。

○議長（大塚邦子君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

3番、大石 巖君。

〔3番 大石 巖君登壇〕

○3番（大石 巖君） 3番、大石 巖でございます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願書、島田民主商工会の婦人部長さんから提出をいただきましたので、私が紹介議員とさせていただきました。

この所得税法56条とは、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとして、家族従業者の働き分、労賃を必要経費として認めていないところであります。税務署への申告では、事業者の所得から配偶者86万円、子供さんなど家族は50万円が控除されるのみで、社会的にも経済的にも自立できない制度というふうになっております。

この条文は、明治時代からの家父長制度の名残を今なお残すというもので、国連の女性差別撤廃委員会からも、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しが求められ、日本政府に対して、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求めるという勧告も出されています。

さらに、昨年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、所得税法の見直しが盛り込まれております。

中小企業、中小業者の地域での経済の担い手という役割は大きく、日本経済の発展に大き

く貢献をしてきました。そして、その営業は家族の労働によって支えられてまいりました。男女共同参画、あるいは同一労働同一賃金など、これまでの制度を改めて、人権保障の拡大を図るということが、所得税法56条の見直しという点で一つの前進になるのではないかと、うふうに考えております。

ぜひ、政府がこの56条の見直しに着手されるように、地方から声を上げていく必要があるのではないかと思います。

ぜひ、こうした趣旨を御理解いただきまして、私の討論としたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） ないようですので、これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、この請願について採決します。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚邦子君） 起立少数です。

したがって、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（大塚邦子君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 日程第9、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、平成28年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成28年第2回吉田町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、17日間に及ぶ会期中、当局が提案をいたしました議案を全てお認めいただき、まことにありがとうございました。

ただ、今定例会中の議会活動をお見受けいたしまして、一抹の寂しさを覚えております。

と申し上げますのも、今定例会は、町が被告となった、元職員であり元議長の増田宏胤氏に係る違法公金支出金返還請求事件につきまして、最高裁判所で決定が出され、訴訟の全ての争点について結論づけられることとなった直近の定例会でございましたので、これまで増田宏胤議長に関する幾つかの発議案を審議されておられる議会としては、必ずやこの事件に終止符を打つための議会活動を展開していただけるものではないかと大いに期待したからでございます。

町が被告となり、町民の皆様にも不利益を与える結果となってしまいましたこの件に関しましては、今後、町民の皆様にお知らせしなければならない内容でございますので、先んじて、この場をおかりしまして議員各位にお話をさせていただきます。

この元職員であり元議長の増田宏胤氏に係る違法公金支出金返還請求事件の訴えの内容とは、職員であった増田宏胤氏が、平成11年4月19日に勸奨退職制度の適用を受けて退職をしたが、翌日となる平成11年4月20日に公示された吉田町議会議員選挙に立候補した。

議員立候補のための退職は勸奨退職とはならない。よって、勸奨退職制度の適用を受けて割り増しされた790万2,008円は違法な公金支出であり、町がこの割り増し分と支払い時点から年5分の割合による金員を支払うように増田宏胤氏に請求することということを骨子とするもので、平成22年8月11日に、25人の原告が町を被告として静岡地方裁判所に訴えを起こ

したものでございます。

なお、この原告の中には、議員になられる前の山内議員のお名前もでございます。

この退職が勸奨退職に当たるかどうかの判断は、平成26年12月25日の静岡地方裁判所の判決の中で結論づけられましたが、その内容は、勸奨退職には当たらず、割り増し分の790万2,008円は法律上の原因なく受給したもので、町は増田宏胤氏に対して不当利得返還請求権を有しているというもので、790万2,008円は不当利得であるとされました。しかしながら、町の返還請求権につきましては、時効により消滅しているとされたものでございます。

この判決に対して、原告の一部は返還請求権の消滅時効の部分の判決を不服として最終的に最高裁判所に上告し、棄却の決定を受けたことにより結審をいたしました。この過程で、増田宏胤氏が受給し、いまだもって保有している割り増し退職金の790万2,008円は、不当利得であることが確定しております。

この不当利得とされた790万2,008円の財源を申し上げますと、町民の皆様にお支払いいただいた税金などであり、町の一般財源でございます。町は、増田宏胤氏に不当利得となる割り増し退職金を町の一般財源を使って支給する結果を生んだことにより、大変申しわけない事態を引き起こしたと反省をし、平成27年第1回議会定例会に町長の給料を減額する条例案を提出し、お認めいただきました。そして、当局としては、この不当利得分を町に戻したいと心底思っているわけでございますが、これを取り戻そうにも、町の返還請求権の消滅時効の判決が縛りとなりまして、町は身動きがとれない状況にあります。まことにざんきにたえない事態でございます。

町の職員で、勸奨退職制度の適用を受けて退職された後に、議員となられました増田宏胤氏は、この訴訟が提起されたころには議長職を務めておられます。議会としてもこの件に関しましては深くかわりを持っていただいております。平成22年5月24日に開催をされました臨時議会には、元吉田町職員増田宏胤議長の勸奨退職金に係る調査を目的とする百条調査の発議案と、監査委員による監査の請求発議案が出されました。

百条調査につきましては、議長にかわり議長となられて議事進行されました八木 栄副議長の裁定により、否決をされました。

なお、今も現職であられる議員のこのときの意思表示は、八木議員のほか、藤田議員が反対、大塚議員と河原崎議員が賛成でございました。

また、監査委員による監査の請求発議案につきましては、1人の議員の反対がございましたが、賛成多数で可決をされました。

この監査結果報告は、平成22年7月15日に開催をされました臨時会で行われましたが、その監査報告では、驚くことに、増田宏胤氏の退職の主因は家庭の事情であり、選挙に立候補するためではなかったと結論づけながらも、勸奨退職を是認する結論でありました。

退職理由が家庭の事情であれば、自己都合による普通退職となるはずであり、勸奨退職とはなり得ないものであります。全く論理矛盾の監査結果報告でございましたが、議会はこの矛盾をしました報告に対しまして、何ら問題にはしておりませんでした。

これが、平成26年12月25日の静岡地方裁判所の判決が出た直後の平成27年1月15日に開催された臨時議会では、増田宏胤議員に対し不当利得退職金受給に関する説明責任を求める決議案が全会一致で可決され、平成27年第1回議会定例会では、増田宏胤議員に対し不当利得退職金返還を求める決議案及び増田宏胤議員の辞職勧告決議案がいずれも全会一致で可決を

されました。

これは、議員各位が制定に向けて鋭意御努力された吉田町議会基本条例が平成26年4月1日から施行された効果であろうと、大変頼もしく思った次第でございます。

そして、この議会基本条例の制定の審議には、増田宏胤議員も参画されておられますので、増田宏胤氏には、議員としての立場ではなくなった後でも、当然、議会基本条例や議決の趣旨に沿った行動を起こしていただけるものと思っておりましたが、一向にその気配すら見られないことに憤りすら覚えております。

議会の議決の重みは、誰よりも議員各位が承知しているはずでございます。議員各位には諸般御高察の上、町民の皆様が得心されるような決着を導き出せるように、政治家としての本領を発揮してくださることを期待してやみません。

当局としても町の一般財源が、職員として、さらに議会議員としての全体の奉仕者としての立場にあった増田宏胤氏に790万2,008円の違法な退職金支給を行い、返還請求できない事態になりましたことは、広報等を通じて町民の皆様にご報告してまいりたいと思っております。

町政は町民の皆様のご信頼の上に立つものでございますので、当局は、どのように対応すれば町民の皆様のご信頼を得ることができるかということをもっと重視して対応してまいりますので、議会としても、二元代表制のと同様の意識で対応していただけますようお願い申し上げます。

なお、一言申しつけば、監査報告に対する議会の意思の表明というものは、今もって一切されておられません。議会が発議案で監査委員に対して請求したものでございますので、ぜひとも議会の皆様のご監査報告に対する意思を明らかにしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 本日、ここに平成28回第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、17日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに、全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様のご御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） 以上をもちまして、平成28年第2回吉田町議会定例会を閉会いたしま

す。

閉会 午前 9時46分